

令和4年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和4年8月4日（木）

14時00分～16時00分（予定）

横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局長挨拶

3 報告

- (1) 依存症対策事業について（資料1）
- (2) 次期自殺対策計画の策定について（資料2）
- (3) 令和3年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告（資料3）
- (4) 障害者プラン市民説明会の報告について（資料4）
- (5) 「横浜市障害福祉のあんないアプリ」のリリースについて（資料5）
- (6) 精神保健福祉対策事業について（資料6、7）

5 その他

【配 付 資 料】

- ・資料1 依存症対策事業について
- ・資料2 次期自殺対策計画の策定について
- ・資料3 令和3年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告
- ・資料4 障害者プラン市民説明会の報告について
- ・資料5 「横浜市障害福祉のあんないアプリ」のリリースについて
- ・資料6 精神保健福祉対策事業について
- ・資料7 こころの健康相談センター所報について
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料9 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和4年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿

氏名	職名
天 貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯 島 倫 子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
池 田 陽 子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長 ※令和4年7月より監事 (令和5年1月31日追記)
石 井 一 彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授
伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 副学長
大 友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大 貫 義 幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
金 子 由 紀 子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川 越 泰 子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
佐 伯 隆 史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
豊 田 ま ゆ 美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
長 尾 孝 治	中区生活支援センター 所長
西 井 華 子	神奈川県精神科病院協会 顧問 医療法人社団養心会 理事長
長谷川 吉 生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋 口 美 佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
菱 本 明 豊	横浜市立大学医学部精神医学教室 主任教授
三 村 圭 美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮 川 玲 子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山 口 哲 顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和4年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	佐藤 広毅	健康福祉局長
	田畑 和夫	健康福祉局保健所長(担当理事兼務)
	西野 均	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事(こころの健康相談センター長)
	佐渡 美佐子	障害施策推進課長
	今井 智子	障害自立支援課長
	高橋 昌広	障害施設サービス課長
	粟屋 しらべ	企画課長
	佐藤 修一	医療援助課長
	岩松 美樹	保健事業課健康づくり担当課長
	水野 直樹	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長(こころの健康相談センター担当課長兼務)
	田辺 興司	障害施策推進課施策調整係長
	新海 隆生	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	坂下 新悟	障害施策推進課計画推進担当係長
	萩原 昌子	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課相談支援推進係長
	川上 俊輔	障害施策推進課担当係長
	米津 克哉	障害施策推進課区分認定係長
	品田 和紀	障害施設サービス課施設管理係長
	赤池 洋一	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	佐藤 央一	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	水原 伸浩	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	廣沢 大輔	障害施設サービス課担当係長
	内山 博人	障害自立支援課就労支援係長
	奈木 修人	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	工藤 岳	障害自立支援課社会参加推進係長
	中西 勇人	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	岡田 由起子	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	神谷 昌吾	精神保健福祉課担当係長
	山内 航	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	渡邊 雅哉	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	石井 正則	企画課企画係長
	加藤 大済	医療援助課福祉医療係長
	矢島 陽子	保健事業課健康づくり担当係長
高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
山本 憲司	医療政策課長	
中村 まゆみ	医療政策課担当係長	

依存症対策事業について

令和3年度に策定した「横浜市依存症対策地域支援計画」に基づき、依存症対策の充実に向けて取組を進めていきます。

1 令和3年度の依存症対策事業について

別紙1「令和3年度依存症対策事業実績」に記載しています。

2 令和4年度の依存症対策事業について

別紙2「こころの健康相談センター等における令和4年度の依存症対策事業について」に記載しています。

3 令和5年度の依存症対策の取組案について

(1) 新規・拡充の主な取組案

- ・ SNS やスマホアプリ広告等での若年層向け啓発動画の掲載
- ・ 市立小中学校でのゲーム障害等に関する普及啓発
- ・ 家族等が相談につながるための動画の掲載・周知
- ・ 支援者向けガイドラインを活用した身近な支援者向け研修の実施

(2) 令和4年度第1回依存症対策検討部会（7月8日）での主な意見

- ・ 普及啓発としての動画は良いと思う。内容・構成について、有識者に監修してもらえると良い。
- ・ インターネットによる啓発は反応が見えないため、伝わっているか難しい部分がある。しっかり評価できると良い。また、講演会など対面で伝える取組も大事。
- ・ オンラインカジノは24時間可能であり、特に若年層がはまってしまうことを懸念している。国は、オンラインカジノは違法であることを示しており、普及啓発にこのような内容も盛り込んでほしい。
- ・ 普及啓発に予算をかけることは良いと思うが、相談場所や相談につながった後の受け皿が整備されていない。こころの健康相談センターだけでなく、区役所が動ける体制を整えてほしい。
- ・ 依存症の病態はとても幅広く、一律の支援は難しい。そのため、多様性や本人への動機づけも盛り込んだ現実的なガイドラインができることを期待している。

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

資料1-2

別紙1

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ネット・ゲーム	（具体的に）その他	
ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供	・依存症の正しい理解を促進する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症啓発リーフレット等の作成	○	○	○	すべて	・「依存症って知っていますか？」 ・「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」 ・「横浜市でギャンブルなどのお悩みを抱えるあなたへ」ほか
	・ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発資料の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	市立小中学校に通う小学4年生から中学3年生の保護者に家庭でのゲームとの付き合い方やルール作りを促すちらしを作成し、学校を通じて配布。				○	・「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」 配布数：約174,000部
	・ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふぁんみつけ」 【内容】 青少年と青少年に身近な大人に対して、青少年の課題や相談機関・専門機関について啓発することで、青少年の課題が深刻化する前に相談などの適切な対処方法を伝えることを目的として運営。		○	○		サイトの周知を実施 ・市立中学校3年生 ・市立高校3年生 ・各区こども家庭支援課 ・市立図書館 ・その他関係施設
	・教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 知っておきたい！子ども・若者どこでも講座 【内容】 全ての青少年が様々なリスクにさらされているという認識のもと、抱える課題の理解を促進するとともに、青少年の育ちを地域全体で見守ることができる環境づくりを目的とし、主に地域・学校で行われる「子ども・若者」をテーマとした講演会・研修会等に講師を派遣する『知っておきたい！子ども・若者どこでも講座』を実施		○		○	知っておきたい！子ども・若者どこでも講座 実施回数：17回
	・子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター	実施	厚生労働省の地域自殺対策緊急強化事業の一つとしても取り組み、若者や支援者のメンタルヘルスを理解し、よりよい支援へとつなげていくことを目的とした「若者相談支援スキルアップ研修 メンタルヘルスコース」の一つのテーマとして、対面による研修にて実施。				○	日時：2/3 テーマ：ネット・ゲームにまつわる問題の理解と支援 講師：青山久美氏（横浜市立大学市民総合医療センター児童精神科助教） 参加者：33名 理解度：97%（アンケートの「とても深まった」、「少し深まった」の合計）
	・ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】市立小中学校に通う小学4年生から中学3年生の保護者に家庭でのゲームとの付き合い方やルール作りを促すちらしを学校を通じて配布。				○	・【再掲】「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」 配布数：約174,000部

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）		
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)			
(1) 総合的な依存症対策の取組		・子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	実施	本市ホームページ「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」のQA及び相談先紹介の中で、ゲーム依存等について掲載。				○	本市ホームページへの掲載。	
	イ	・依存症に関する予防教育・普及啓発に向けて、様々な年齢の人を対象とする内容の啓発資料の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成 【再掲】小中学校配布用ゲーム啓発ちらし	○	○	○	○	すべて	・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ・【再掲】小中学校配布用ゲーム啓発ちらしの作成・配布
		・ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・本市ホームページへの情報掲載 ・Twitterでの情報発信	○	○	○	○	すべて	・本市ホームページへの各種コラム等の掲載 ・啓発週間等に合わせた市公式Twitterからの情報発信
	ウ	・依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等へリーフレットを送付	○	○	○	○	すべて	・「依存症って知っていますか？」 ・29校に10部ずつ送付
		・横浜国立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施	政策局大学調整課	実施	啓発資料の配布・掲示	○	○				啓発資料の配布・掲示の実施
		・市内にキャンパスを置く国公私立大学に対し、若年層向けの啓発資料の提供	政策局大学調整課	実施	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学へリーフレットの配架に関する協力依頼	○	○	○	○		・「依存症って知っていますか？」 ・29校に10部ずつ送付
		・依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット 【再掲】小中学校配布用ゲーム啓発ちらし	○	○	○	○	すべて	・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ・【再掲】小中学校配布用ゲーム啓発ちらしの作成・配布
	エ	・幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課 区政推進課 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	・依存症って知っていますか？ ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内 ほか広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて	窓口への配架等
		・区役所の精神保健福祉相談等でのこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談を実施	○	○	○	○	すべて	各区の精神保健福祉相談でこころの健康に関する相談を実施 (実績) 相談延件数：20,977件 (心の健康づくり)

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）		
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)			
重点施策1 予防のための取組	オ 心身の健康を保つ取組	・ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	・市ホームページにこころの健康に関する情報を掲載。 ・市職員や市内福祉避難所に配布した「災害・事件・事故 こころのケアハンドブック」に依存症について注意喚起するチラシを掲載。	○	○	○	○	・リーフレットは市ホームページへの掲載の他、市民利用施設に配布した。 ・メンタルヘルスサポート事業「KOKOROBO」について、市ホームページに掲載した。 ・メンタルヘルス啓発動画を作成した。	
		・こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にもかかわらずこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	こころの電話相談は、365日こころの健康に関する相談に対応し、必要に応じて、専門相談窓口を案内している。	○	○	○	○	性・窃盗等	相談件数（依存症以外の相談も含む） 7,430件
		・生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	健康福祉局保健事業課	実施	生活習慣改善相談における禁煙相談の実施		○				延べ48人実施
		・「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策局男女共同参画推進課	実施	「よこはまグッドバランス賞」認定事業						・令和3年度認定企業数：205社 ・認定企業に対し「経営者向け女性リーダー育成セミナー」をオンラインで実施
		・「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課	実施	啓発冊子（あなたとわたしのワーク・ライフ・バランスハンドブック）の配布						配布部数：4,300冊
	カ 様々な課題への支援	・区役所の関係各課において、依存症の本人が直面する様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施 ・担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で相談対応や必要な支援を実施。	○	○	○	○	すべて	各区窓口で相談対応や必要な支援を実施。
		・教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 ・学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	実施	スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業。				○		該当の相談を受けた場合は、必要に応じ、スクールソーシャルワーカー経由で関係部署と連携して対応。

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
(2) アルコール依存症に特化した取組	ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	家族教室の11月分として、夜間にアルコール依存症についての啓発セミナーを実施。	○				日時：11/26 テーマ：アルコール依存症専門医療機関での治療と家族の回復 講師：大石 泰史 氏（誠心会神奈川病院精神科医師） 参加者：45名
		消防局人事課	実施	消防局の責任職・衛生管理者向けに、職員の健康管理に役立ててもらうため、アルコール依存症をテーマに研修を実施。	○				1回、75名
	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	「よこはま企業健康マガジン」に記事配信	○				こころの健康に関する記事を配信（アルコールに関する記述含む） 1回送付。	
	健康福祉局保健事業課	実施	啓発リーフレットの配布	○				・「それって、ストレスのせいじゃないの？」 各区福祉保健課に100部ずつ送付	
	健康福祉局保健事業課	実施	「よこはま企業健康マガジン」に記事配信	○				1回配信 約1000人 登録企業対象	
イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組	・小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	小学校「病気の予防」 中学校「健康な生活と疾病の予防」 高等学校「現代社会と健康」	○	○		喫煙	学習指導要領に基づき該当学年の児童生徒を対象に実施
ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組	・依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・支援者向けガイドラインへの掲載 ・男女共同参画推進センターへリーフレットを送付	○	○	○	すべて	・「依存症って知っていますか？」 ・10部送付
	・女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施	政策局男女共同参画推進課	実施	心とからだと生き方の総合相談	○	○	○	買い物依存 摂食障害	2,700件（見込） ※依存症以外の相談含む
(3) 薬	ア 教職員等向け研修の実施	健康福祉局医療安全課	実施	教職員を対象に、指導の一層の充実のため、薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施		○			「薬物依存症の精神病理と薬物乱用防止教育のあり方」 教職員向けe-ラーニングで配信 配信期間：9/21～12/31 受講者：181名

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
物依存症に特化した取組	・青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】教職員を対象に、指導の一層の充実のため、薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施		○			【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施
	・市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施	健康福祉局医療安全課	実施	第10回薬物乱用防止キャンペーンin横浜		○			・12/15～1/31 ・Web開催
	・薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有の実施	健康福祉局医療安全課	実施	令和3年度薬物乱用防止対策庁内連絡会		○			・書面開催
(4)ギャンブル等依存症に特化した取組	ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育 ・高等学校の保健において、アルコール、薬物などの物資への依存に加えて、ギャンブル等に関する授業の実施（ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れる）	教育委員会事務局高校教育課	実施	科目：保健において「現代社会と健康」の単元等で扱う	○	○	○		学習指導要領に基づき該当学年の生徒を対象に実施
	イ 場外券売り場などでの普及啓発 ・公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公営競技の場外券売り場等での啓発カードの配架依頼			○		・「横浜市でギャンブルなどのお悩みを抱えるあなたへ」 ・30部ずつ5か所（ウインズ横浜、JRA エクセル伊勢佐木、ジョイホース横浜、ポートピア横浜、サテライト横浜）に送付
重点施策2	ア 依存症について関心を	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公共交通での動画広告の掲載	○	○	○	すべて	放映場所：市営地下鉄、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈中バス、市営バスの車内広告及びみなどみらい線ホームドアビジョン（馬車道駅、元町・中華街駅） 放映期間：28日間以上×3回（5～6月、9～10月、11～12月）

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ネット・ゲーム	（具体的に）その他		
依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	持ち正しい理解を促進する普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内で一般市民及び依存症の家族等向けの依存症の基礎知識の提供や早期の相談につながる市民向け講座を開催	○				日時：11/8 テーマ：「こんなご時世だからこそアルコールについて考えよう」 講師：菱本 明豊（横浜市立大学市民総合医療センター教授）、宮内 雅利（同センター助教）、大曾根しのぶ（同センター精神保健福祉士） 参加者：51名	
	イ 依存症の正しい知識の普及啓発	・依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成 【再掲】横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内での市民向け講座の開催	○	○	○	○	すべて 【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成（市民向け講座） 【再掲】市民向け講座の開催
		・依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	依存症に関する講演会の開催	○	○	○	○	依存症家族教室講演会（青葉区、港北区）を開催
		・民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等主催の講演会等の周知	○	○	○	○	すべて こころの健康相談センターでのちらしの配架、区等への情報提供、後援名義の承認等
		・民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○	開催案内の配架等
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	・電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・インターネットリスティング広告 ・【再掲】公共交通での動画広告の掲載	○	○	○	○	すべて （インターネットリスティング広告） ・GoogleやYahoo!の検索サイトで依存症に関連する語で検索した場合に、相談を促す広告を表示（6～7月、12～2月） （公共交通動画広告） 【再掲】公共交通での動画広告の掲載	
	・厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談奨励や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・広報よこはまへの記事掲載 ・家族向けセミナー ・市庁舎デジタルサイネージ ・【再掲】公共交通での動画広告の掲載 ・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成 ・【再掲】Twitterでの情報発信	○		○		・広報よこはま記事掲載（5月号、11月号） ・家族向けセミナー（ギャンプル） 日時：5/20 テーマ：ギャンプル依存症専門医療機関での治療と回復 講師：黒澤文貴氏（神奈川県立精神医療センター依存症診療科医長） 参加：30名（アルコール） 【再掲】11/26 アルコール依存症啓発セミナー	

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)		
(1) 総合的な依存症対策の取組 重点施策3 相談	イ 幅広く身近な場所での普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて	【再掲】啓発リーフレットの作成及び関係機関への配布
		区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	・依存症って知っていますか？ ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内 ほか広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて	窓口への配架等
		精神障害者生活支援センター や基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布	基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	・依存症って知っていますか？ ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内 ほか広報物の配架・配布をこころの健康相談センターより依頼	○	○	○	○	すべて
	ウ 家族等向けの啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成	○	○	○	○	すべて	【再掲】啓発リーフレットの作成及び関係機関への配布
		健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・依存症個別相談 ・依存症家族教室（セミナー含む）	○	○	○	○	すべて	個別相談、家族教室の中で情報提供を実施
		区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	・依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施	○	○	○	○	すべて	窓口への配架等
	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	実施	民間支援団体等が依存症の本人や家族、支援者等を対象に講演会等を実施。	○	○	○			民間支援団体等による講演会等の開催

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）				
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)					
につなげるための普及啓発	民間支援団体等による講演会等の開催	・民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】民間支援団体等主催の講演会等の周知	○	○	○	○	すべて	・こころの健康相談センターでのちらしの配架 ・区等への情報提供 ・家族教室・セミナー等での周知		
		・民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施	区高齢・障害支援課(精神保健福祉相談)	実施	【再掲】民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○		窓口等での開催案内の配架等		
	インターネットを活用した情報提供	・こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報の拡充	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】ホームページへの情報掲載	○	○	○	○	すべて		・ホームページへの各種コラム等の掲載	
		・依存症のセルフチェックや自身のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	セルフチェックウェブページの作成	○	○	○	○			自身の依存症のリスクをウェブ上でチェックできる簡易スクリーニングのツールを作成・公開。相談先の検索ができるよう、本市の相談窓口HP及びびかながわ依存症ポータルサイトへのリンクも設定。 セルフチェック実施件数：1,901件(2/3～3/31)	
	(2)アルコール分野における普及啓発	ア産業保健分野における普及啓発	・市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	【神奈川県産業保健総合支援センター】	未実施	アルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	○						
			・市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】「よこはま企業健康マガジン」に記事配信 ・リーフレットの作成検討	○						【再掲】こころの健康に関する記事を配信(アルコールに関する記述含む) 1回送付。
			・市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局保健事業課	実施	啓発リーフレットの配布	○						・それって、ストレスのせいじゃないの？ 各区福祉保健課に100部ずつ送付
			・市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課	実施	・市職員のこころの健康相談で、アルコールなど依存症に関する相談にも対応している。 ・職員に対して飲酒に関する啓発資料を作成・発信している。	○						(相談)随時 (啓発)年1～2回

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
(3) 薬物依存症に特化した取組	ア 重複処方の人へのお知らせ ・医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課	実施	①重複頻回対策事業 ②重症化リスク者適正受診勧奨事業（重複投薬、多剤服用者へ適正受診を促す通知）		○			①通知・電話指導30件（延べ）面談：1件 ②1,174人
(4) ギャンブル等依存症に特化した取組	ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発 ・借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	法テラス等への啓発資料の送付			○		・法テラス等4か所へ10部ずつ送付（3月末）
	・ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】公営競技の場外券売り場等での啓発カードの配架依頼			○		【再掲】公営競技の場外券売り場等での啓発カードの配架依頼
	・消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布	経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる広報物の配架・配布			○	○	・「依存症って知っていますか？」 ・「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」 消費生活総合センター展示・情報資料室にて配架
	・関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 ・関係機関との情報や課題の共有	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市依存症関連機関連携会議の開催及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○		6/24 全体会 10/27・11/1・11/5 事例検討会 12/14 全体会

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
	ア 連携会議による支援情報の収集と共有等	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○		【再掲】連携会議への参加
	イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広いネットワークと顔の見える関係の構築	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】横浜市依存症関連機関連携会議	○	○	○		【再掲】連携会議の開催
	・連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネットワークと顔の見える関係の構築	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	【再掲】連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○		【再掲】連携会議への参加
	・身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した、支援ガイドラインの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	支援者向けガイドラインの作成検討	○	○	○	すべて	連携会議の場等を活用し、支援者向けガイドラインの作成を進めている（令和4年度上半期策定予定）
	・身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症対応研修（基礎・実践編）	○	○	○		YouTubeにて配信 配信期間：12/1～1/31 再生回数：基礎編：458回、実践編：209回

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）		
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)			
(1) 総合的な依存症	ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子ども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 民間支援団体等 	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有、連携会議の場での支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報共有	○	○	○		連携会議の場等を活用し、支援者向けガイドラインの作成を進めている（令和4年度上半期策定予定）		
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 民間支援団体等 	実施	こころの健康相談センターより、依存症対応研修（基礎・実践編）の周知	○	○	○		【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）（YouTubeにて配信）		
	エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 	実施	各窓口で必要に応じて関係機関と連携しながら、専門的な支援者へのつなぎを実施	○	○	○	○	すべて	<ul style="list-style-type: none"> 各窓口で専門的な支援者へのつなぎを実施 回復支援機関（横浜ダルク・ケア・センター）と連携した個別支援（南区）（10名程度）
		<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援者が依存症の理解を促進する研修等における技術支援・連携 	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 	実施	支援者向けガイドライン作成検討	○	○	○	○	すべて	支援者向けガイドラインの作成に向け、アンケート調査等を実施し、調査結果をこころの健康相談センター主催の研修内容に反映。

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)		
重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	オ 身近な支援者と連携した取組	・依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	実施	・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編） ・依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	○	○			・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）（YouTubeにて配信） ・神奈川県酒害相談研修や断酒会の例会への参加（南区、港南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区） ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修への参加（磯子区） ・団体研修会への参加（都筑区、泉区） ・社会福祉士実習生プログラムで依存症回復施設の見学等を実施（戸塚区）	
	カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施	・介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）	○	○			【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）（YouTubeにて配信）
		・子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・ゲーム依存の悩みを抱える家族や支援者向けのセミナーを家族教室で実施。 ・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）			○		（ゲーム依存家族セミナー） 日時：8/26 テーマ：ゲーム依存の理解と対応 講師：藤田 純一氏（横浜市立大学附属病院児童精神科外来医長） 参加：26名
		・介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課	実施	各課が所管しているサービスの事業者へ依存症対応研修（基礎・実践編）等の情報提供	○	○			依存症対応研修（基礎・実践編）等の情報提供の実施
		・教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会		○			【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会
	・教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	未実施							
	キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	・身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・ホームページ上で支援者情報の掲載。 ・【再掲】支援者向けガイドライン（作成中）	○	○	○	すべて	ホームページ上で支援者情報の掲載。

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)		
組	ク 救急医療機関との連携	・救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	救急医療機関への広報物等の送付による情報提供	○	○	○	すべて	市内の救急科のある医療機関に本市作成のリーフレットや広報物を送付
	ケ かかりつけ医への研修の実施	・救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	医療局医療政策課	その他	精神福祉保健課と連携					精神福祉保健課と連携
	コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	・かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に向けて、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」において、依存症の理解促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	○				うつ病に関する基礎知識の講義の中で、自殺との関連問題として、アルコールを中心に依存症に関する内容に言及。 開催日：令和3年11月7日 対象及び実績：県内で医療に従事している医師 82名
	ク 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	・区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関する研修等への参加	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	実施	・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編） ・MSW新任研修	○	○	○		【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）(YouTubeにて配信)
	ク 区役所の関係各課が連携した相談等への対応	・各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で必要に応じた各課や関係機関との横断的な情報共有、複合的な問題を抱える事例における連携した対応の実施	○	○	○	すべて	各区窓口で連携した対応の実施
サ 医療関係者による支援者向け研修の実施	・身近な支援者に向けて、専門の医師等による研修の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」の中で、一般医療機関の医療従事者を対象とした研修会を開催	○				日時：2/9 テーマ：アルコール使用障害と回復 講師：野口 信彦氏（沼津中央病院医師） 小林 洋氏（NPO法人マックデイケアセンター総括責任者・施設長） 参加：28名	
(2) ア	・内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりの検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」の中で、減酒外来（内科等の患者のうちアルコールの問題を抱えている患者に対して依存症治療を行う）の取組 ・一般医療機関における依存症が疑われる人の受診状況や対応状況、課題等についてアンケート調査	○	○	○		(減酒外来) スクリーニング実施人数 33名 (医療機関へのアンケート) 配付数：3,110件 回収数：1,264件（回収率40.6%）	

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ネット・ゲーム	（具体的に）その他	
アルコール依存症に特化した取組	ア 内科等での気付きとつなぎ	・内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりの検討 医療局医療政策課	その他	精神福祉保健課と連携					精神福祉保健課と連携
		・依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内での医療従事者向け研修	○				【再掲】医療従事者向け研修の実施
		・依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施 医療局医療政策課	その他	精神福祉保健課と連携					精神福祉保健課と連携
(3) 薬物依存症に特化した取組	ア 保護観察所との密な連携と情報共有	・保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人への支援機関に関する情報提供や支援者向けの研修等の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編） ・家族教室における交流		○		女性	・【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）（YouTubeにて配信） ・こころの健康相談センター主催の家族教室において保護観察所職員が見学（2回）
		・情報交換や緊密に連携を行う体制づくりに向け、薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会への参加 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会への出席		○			1/11 出席（横浜市管内分）
		・保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支援の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査		○			調査対象者：11名
(4) ギャンブル	ア 借金・消費生活・法律相談策から市	・依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施 経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターにおいて、依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施			○	○	消費生活総合センターで、令和3年度中に受け付けた消費生活相談のうち、3件において、依存症に関する窓口を紹介（令和4年3月11日現在）

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ネット・ゲーム	（具体的に）その他	
取組 が等 依存症に 特化し	相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】法テラス等への啓発資料の送付	○	○	○	すべて	【再掲】法テラス等への啓発資料の送付
ア 行政における相談支援	・専門相談を実施するとともに、回復プログラム等の案内や専門的な支援者等との連携など、回復に向けたつなぎの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症専門相談窓口	○	○	○	すべて	相談延件数：1,047件
	・区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談における依存症に関する相談対応	○	○	○	すべて	相談延件数：2,745件
	・依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	回復プログラムWAI-Y	○	○	○	すべて	月1クール（6～3月、全8回）、週1クール（6～7月、全8回）実施 実15名（延べ61名）参加
	・家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症家族教室	○	○	○	すべて	12回実施、延べ200名参加 （5/20、8/26は公開セミナー、11/26は夜間セミナーを実施）
	・地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課	実施	依存症（アディクション）家族教室	○	○	○	すべて	10区で実施 （鶴見区、神奈川区、南区による合同開催） （保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区による合同開催） （港北区、緑区、青葉区、都筑区による合同開催）
ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	・民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	実施	・各民間支援団体等による支援活動 ・連携会議への参加等を通じた情報共有	○	○	○	すべて	・各民間支援団体等による活動 ・連携会議への参加

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
重点施策5 （1）総合的な依存症対策の取組 専門的な支援者による回復支援の取組	エ 利用者のニーズに合った制度の検討	・障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	未実施	障害福祉サービスや地域活動支援センターにおける依存症特有の支援ニーズを踏まえた利用制度に向けた調整の検討					
		・障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討 健康福祉局障害施設サービス課	未実施	精神保健福祉課と連携					
	オ 民間支援団体等への活動支援	・民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業 補助金	○	○			8団体全16事業へ交付（うち3事業中止による交付決定取消）
		・男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・自助グループが開催するセミナーの支援の実施 政策局男女共同参画推進課	実施	・自助グループ支援事業 ・女性の依存症者の回復についてのシンポジウム「アディクションだよ、全員集合！！ ～女性と家族の回復～」(共催)	○	○		共依存 摂食障害	(自助グループ支援) 15グループ(依存症関連) (シンポジウム) 日時：10/24 テーマ：アディクションと女性の生きづらさ 対象者：依存症者本人・家族、一般市民、回復支援従事者等 登壇者：小林 桜児氏(神奈川県立精神医療センター副院長兼医療局長) 井上 恭子氏(同センター カウンセラー) 山田 きよみ氏(川崎ダルク コージーブレイス) 小嶋 洋子氏(女性サポートセンターIndah代表) 参加：121人
・感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業 補助金	○	○			【再掲】8団体全16事業へ交付		

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）	
					アルコール	薬物	ネット・ゲーム	（具体的に）その他		
取組	力施設の危機管理体制充実に向けた支援	・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時等における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 ・施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進 ・感染症予防に必要な物品の導入補助の実施	健康福祉局障害施設サービス課	実施	・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターに対して、「災害時対応マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」の作成支援。 ・福祉避難所を運営する社会福祉法人等に助成金を交付。 ・新型コロナウイルス感染症対策として「障害福祉サービス継続支援事業」を実施し、衛生物品等の購入に対する補助を行っている。					・「災害時対応マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」作成等を促すとともに、実地指導の際に内容を確認し、必要な助言等を実施。 ・福祉避難所としての備蓄品購入の助成金を交付。 ・「障害福祉サービス継続支援事業」の実施による衛生物品等の購入に対する補助。
	キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	・民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・リカバリースタッフ研修 ・久里浜医療センターでの研修の周知等	○	○			日時：11/25（オンライン） 講師：八巻 秀 氏（駒沢大学文学部教授（臨床心理士）） 参加者：22名（回復支援施設等のリカバリースタッフ）
	ク 連携会議による情報共有	・行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】横浜市依存症関連機関連携会議	○	○			【再掲】連携会議の開催
	ク 連携会議による情報共有	・行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	【再掲】連携会議への参加	○	○			【再掲】連携会議への参加
ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施	・依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業」委託内での医療従事者向け研修 ・久里浜医療センターでの研修の周知等	○				【再掲】医療従事者向け研修の実施	

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
重点 施策 6 地域 で 生活 し な (1) 総	ア 連携会議によるサポート体制の構築	・身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】横浜市依存症関連機関連携会議	○	○	○		【再掲】連携会議の開催
		・身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加 こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	【再掲】連携会議への参加	○	○	○		【再掲】連携会議への参加
	イ 地域における依存症の支援	・地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・区域・市域での協議の場の開催 ・担当者向け説明会の開催 ・庁内関係各課へ精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを知ってもらうための働きかけ等					・区域の協議の場については区の実情に合わせ、2か月に1回程度の開催予定 ・市域の協議の場については年3回開催予定
		・依存症を抱える本人の地域での生活を支える、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）	○	○	○		【再掲】依存症対応研修（基礎・実践編）（YouTubeにて配信）
	ウ 回復や支援に関する情報共有	・依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	未実施		○	○	○	すべて	R4年度依存症相談支援スキルアップ講座 支援者向けガイドライン
エ 更生保護と一体とな	・保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	年1～2回の意見交換会 【再掲】保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査					・意見交換の実施 ・【再掲】コホート調査対象者：11名	

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
ながら、回復を続けることをサポートする取組	・回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査	○				【再掲】調査対象者：11名
	・行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	未実施	・企業メルマガ ・リーフレット配布等の検討	○	○	○	すべて	R4年度企業メルマガ (5・7・10月セミナーお知らせ、11月AI記事)
	・若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【事業】 若者サポートステーション事業					困難を抱える方を対象としており、依存症または特定の依存症分野に限定しない。 ・総合相談 ・就労セミナー ・就労訓練 等を実施
	・障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	健康福祉局障害自立支援課	その他	求職支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援を実施	○	○	○		求職支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援を実施
	・依存症からの回復を続ける人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】広報よこはまへの記事掲載 ・【再掲】公共交通での動画広告の掲載 ・【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成 ・【再掲】Twitterでの情報発信	○	○	○	すべて	【再掲】啓発リーフレットの作成・配布
	・住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供	建築局市営住宅課	実施	市営住宅入居者募集	○	○	○		年2回実施（4月・10月）

令和3年度の依存症対策事業の事業実績

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施している ものも、担当課を分けて 記載	実施状況	事業・取組名・内容など	対象とする依存症の分野				実績（または見込）
					アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム (具体的に)	
カ 自立後の 住まいの確保	・低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用	建築局住宅政策課	実施	①セーフティネット住宅の登録制度 低額所得者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として大家が住宅を登録する制度 ②セーフティネット住宅の家賃などへの補助（家賃補助付きセーフティネット住宅） ③住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会による取組）				「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性（低額所得者、障害者等）のいずれかに当てはまる方が対象。	①セーフティネット住宅登録戸数：8,867戸(R4.2.28現在) ②家賃補助付きセーフティネット住宅戸数：98戸(R4.3.10現在)
	・住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討	建築局住宅政策課	未実施	よこはま居住支援サポーター登録制度 (相談者の個々の状況に応じた居住支援を充実させるため、居住支援を行う団体等を「サポーター」として登録する制度)				「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性	(R4.4月～試行、R5.2月～開始予定)
その他の取組		健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	事業者団体へのヒアリング調査	○	○	○		アルコール、薬物、ギャンブル等、ゲームに関連する各2団体（計8団体）に対してヒアリング調査を実施。

こころの健康相談センター等における
令和4年度の依存症対策事業について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組>

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
5月	ギャンブル等依存症家族向けセミナー【継】	5月31日 横浜市社会福祉センター 参加者：41名（ご家族、支援者） 講師：松崎医師（久里浜医療センター精神科医長）	3、4、5
5月～	ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布【継】	依存症の簡易チェックリスト、相談窓口などを掲載したカードを配布し、配架を依頼。 配付先：各福祉保健センター、自助G、回復施設等	3
5月	公共交通における動画広告【継】	相談を勧奨する動画を作成し、公共交通機関で放映 車内広告 ：横浜市営地下鉄、JR 横浜線、相鉄線、市営バス、神奈中バス ホームドアビジョン ：みなとみらい線（馬車道駅、元町・中華街駅） 掲示期間 ：令和4年5月2日～5月29日（ホームドアビジョンのみ5月31日まで）	1、2、3
5月	・広報よこはま【継】 ・横浜市 Twitter からの発信【継】	・広報よこはま5月号ので、ギャンブル等依存症啓発週間に合わせたセミナーや相談先について案内。 ・横浜市 Twitter からのギャンブル等依存症啓発週間についての発信	1、2、3
5月～ 3月	インターネットリスティング広告【継】	Yahoo! 及び Google の検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示	3
6月～ 3月	<u>インターネットを活用した相談支援事業【新】</u>	<u>インターネットの検索連動広告を活用した、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施</u>	3
6月～	<u>民間支援団体の活動紹介【新】</u>	<u>こころの健康相談センターを民間支援団体の活動を紹介する場として活用</u>	5
7～10 月	スキルアップ研修【新】	R3年度まで実施していた基礎・実践研修から依存症に関する相談支援のスキルアップを目指す支援者向け研修として開催（オンライン開催）（7・8月：基礎編、9・10月実践編を各月1回）	4、5、6
8月	ゲーム障害家族向けセミナー【継】	8月18日 横浜市社会福祉センター 講師：藤田医師（横浜市立大学附属病院児童精神科外来医長）	3、4、5

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
9～10月	公共交通における動画広告【継】【再掲】	5～6月と同様、啓発動画を公共交通機関で放映。 依存症全般に関する基礎知識と相談勧奨の動画。 掲示期間：令和3年9月～10月のうち4週間 (交通機関により実施時期が異なる)	1、2、3
10月	家族支援・行動依存に関するリーフレットの改訂【新】	家族支援や行動依存（ギャンブル・ゲーム）に関するリーフレットをリニューアルし、配布（予定）。	1、2、3
10月	支援者向けガイドラインの完成【新】	身近な支援者等が支援に迷った時などに活用できる手引きである支援者向けガイドラインの完成（予定）	4
11月	・広報よこはま【継】 ・横浜市 Twitter からの発信【継】	・広報よこはま 11月号で、アルコール関連問題啓発週間に合わせたセミナーや相談先について案内。 ・横浜市 Twitter からのアルコール関連問題啓発週間についての発信（予定）。	1、2、3
11月	リカバリースタッフ向け研修【継】	時期・講師等詳細未定	5
11月	アルコール依存症家族向けセミナー【継】	11月25日 横浜市技能文化会館 講師：早間精神保健福祉士（誠心会 神奈川病院）	3、4、5
11～12月	公共交通における動画広告【継】【再掲】	5～6月、9～10月と同様、公共交通機関で放映。 アルコール依存症に関する相談勧奨の動画。 掲示期間：11月10日～16日を含む4週間 (交通機関により実施時期が異なる)	1、2、3
12月	ゲームに関する啓発ちらしの作成・小中学校での配布（教育委員会と共同実施）【継】	家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合い、ルール作りをするきっかけとなること、また、ゲームによる問題がすでに起きている場合に相談につながることを目的とした、保護者向けのちらしを作成し、市立の小中学校で配布。 配布対象：小学4年生から中学3年生	1、3
3月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送【継】	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。	1、2、3、4、6
3月	若年層向け普及啓発動画及び家族等向け支援紹介動画の制作・公開【新】	<u>SNS等を活用した主に若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画及び依存症の家族等向けに依存症の回復過程を理解する紹介動画を制作し、公開</u>	1、2、3

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開、周知広報物の作成・配布 【継】	Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。また、ウェブページを周知する広報物を作成し、配布。 依存対象：アルコール（AUDIT）、薬物（DAST-20）、ギャンブル等（SOGS）、インターネット（IAT）	3
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業【継】	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発	1、2、3、 4、5
通年	家族教室【継】	月1回実施（5月、8月、11月は公開セミナーを実施【再掲】） 医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・体験談、職員によるクラフト（年4回）	5
通年	回復プログラム 【継】	全8回×2クール（2週に1回×8回） 令和元年度までは、週1回のコースを実施。令和2～3年度は、仕事等と両立しながら通う方を想定し、月1回のコースを試行実施した。	5
通年	相談件数【継】	専門相談員による電話・面接での相談	5

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
随時	連携会議【継】	<p>令和4年度は5回開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2回はテーマ別の会議を開催。 <p>第1回：7月12日 こころの健康相談センター+Web テーマ「物質依存を抱えている人への支援を考える」</p> <p>第2回：7月15日 こころの健康相談センター+Web テーマ「行動依存を抱えている人への支援を考える」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回は全体会を開催し、支援者向けガイドライン（仮称）の完成を報告。 <p>第3回：10月頃 講演：菱本医師（横浜市立大学医学部教授） テーマ：依存症支援に必要なネットワークや支援者向けガイドライン（仮称）の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4、5回は事例検討会の開催。 <p>第4回：12月頃 テーマ「家族からの相談に応じるために支援者ができることを考える」</p> <p>第5回：12月頃 テーマ：借金や金銭問題を抱えている人への支援を考える</p>	4、5、6
その他	民間支援団体補助金【継】	<p>民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付</p> <p>応募数：6団体 11事業（7月中旬交付決定予定） （令和2年度：13事業、令和3年度：16事業）</p>	5

第 2 期自殺対策計画策定について

1 本市の自殺対策の取組状況

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、平成 31 年 3 月に「横浜市自殺対策計画」を策定し、取組を進めてきました。本計画は、国の自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月策定）やかながわ自殺対策計画（平成 30 年 3 月策定）等を踏まえ、本市の自殺者の減少を目指し、地域の実情に応じた取組を柱とした計画です。

【市計画の概要は、添付資料 1 を参照】

【進捗確認シートは、添付資料 2 を参照】

【参考】

■横浜市の自殺者数・死亡率の推移(人口動態統計より)

年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 1 年	R2 年
自殺者数	564	550	495	484	490	550
自殺死亡率	15.4	14.7	12.3	12.9	13.1	15.0

2 国の動向

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

国の自殺対策の指針となる現自殺総合対策大綱は、平成 29 年 7 月に策定され、おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされています。

新たな自殺総合対策大綱は、有識者会議での議論を踏まえ、令和 4 年夏頃を目途に閣議決定される予定となっています。

(2) 「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の報告概要

大綱見直しに関する意見（ポイント）として、14 の論点に沿って議論の成果が示されており、現状では、現大綱の数値目標には届いていないため、目標を継続する必要があるとしています。

【報告概要は、添付資料 3 を参照】

【参考】

■国・自殺総合対策大綱(設定期間・数値目標)

数値目標:自殺死亡率を 10 年間で 30%以上減少させる。

平成 27 年(18.5)→令和 8 年(13.0)以下

■全国の自殺者数・死亡率の推移(人口動態統計より)

年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 1 年	R2 年
自殺者数	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243
自殺死亡率	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4

3 第2期自殺対策計画策定について

(1) 令和4年度こころの健康に関する市民意識調査の実施

市民のこころの健康状態や自殺に関する考えや意識を明らかにすることで、現市計画の実施状況を評価し、また今後の自殺対策関連施策の立案及び第2期自殺対策計画策定のための基礎資料として活用します。

本調査は、平成22年度、平成28年度に続き、3回目の実施となります。

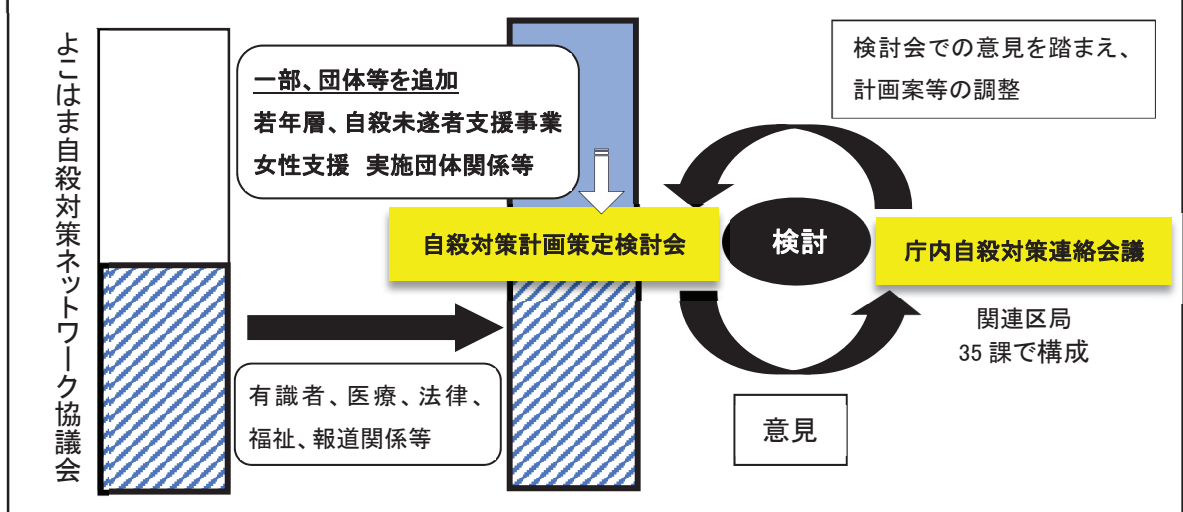
実施概要

- 調査の対象
令和4年7月1日現在で、市内在住の16歳～74歳の男女5,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
- 調査の内容
こころの健康状態、自殺に対する意識 等
- 回答方法
インターネット又は郵送による回答
- 調査期間
令和4年8月19日～9月9日

(2) 検討体制

現計画策定時と同様に、有識者や精神科医、弁護士、NPO法人などの自殺対策に取り組む団体・組織等で構成する「よこはまネットワーク協議会」を基に、個別課題を検討するための団体等を加え、懇談会形式の自殺対策計画策定検討会を開催します。

(検討体制イメージ図)



(3) 策定スケジュール（予定）

令和4年度

8月～9月 市民意識調査の実施

3月 市民意識調査結果報告・第2期市計画骨子（案）の作成

令和5年度

4月～12月 計画策定検討会（4回程度）、庁内連絡会議（3回程度）

9月 素案とりまとめ

10月 市民意見募集

2月 原案とりまとめ

3月 計画策定

横浜市自殺対策計画（概要版）

生きる・つながる・支えあう、よこはま



内容の詳細については、「横浜市自殺対策計画」を御覧ください。

詳細版は、下記のホームページに掲載しているほか、「お問合せ先」で配布しています。

閲覧に関して配慮が必要な点がある場合には、「お問合せ先」まで御連絡ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/kokoro/jisatsu/taisaku/jisatutaisakuheikaku.html>

なお、本ホームページでは、各種相談窓口やリーフレット、横浜市の取組等の自殺対策に関する情報を掲載しています。

お問合せ先

横浜市健康福祉局障害企画課依存症等対策担当
〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階
電話：045(662)3554 FAX: 045(662)3525
電子メール: kf-jisatutaisaku@city.yokohama.jp

2019年度～2023年度（平成31年度・令和元年度～令和5年度）
横浜市

けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、総合的な自殺対策の推進のため、都道府県・市町村における自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「横浜市自殺対策計画」を策定しました。

基本認識

- ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ② 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことができる問題である
- ③ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

目標

国の大綱では、平成27年から10年間で自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。本市においても、この目標を踏まえ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、本計画5年間の目標値を設定しました。

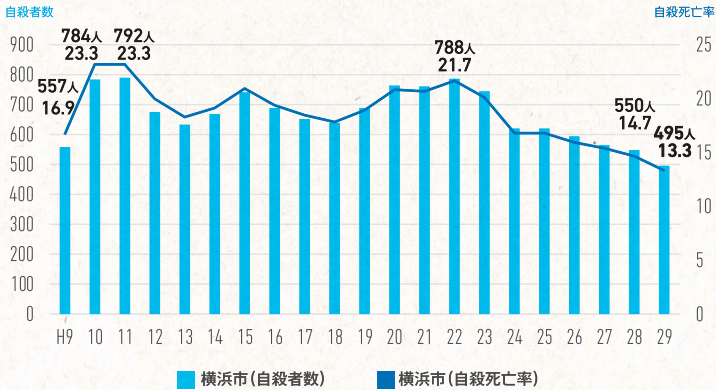
- ① 2023(令和5)年の自殺死亡率を11.7 以下へ
(自殺死亡率・人口10万人対の自殺者数)
- ② 計画期間内に延べ18,000人のゲートキーパーを養成

計画の期間

2019(令和1)年度～2023(令和5)年度までの5年間

よこはまし じさつ じょうきょう 横浜市の自殺の状況

平成10年に国の自殺者数が前年から急増(平成9年23,494人→平成10年31,755人)したと同時に、本市においても、前年と比べ約4割も急増しました(平成9年557人→平成10年784人)。平成22年以降は、国・本市とも減少傾向となり、平成29年には495人とピーク時である平成11年の約6割となっており(平成11年792人)。



よこはまし じさつたいさくしきくたいけい 横浜市における自殺対策施策体系

本市では、「基本施策」「重点施策」「関連施策」の3つの施策により、自殺対策の取組を進めます。

基本施策

国が大綱などにより、全国の自治体に求めている取組。本市でも、本計画策定を機に、さらに推進していきます。

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

自殺の現状を共有化し、対策を地域全体で推進するため、地域の支援者や自殺対策に取り組む団体、庁内関係部署の会議などを通じた情報共有や連携強化

基本施策 2

自殺対策を支える「ゲートキーパー」の育成

自殺の防止に向け、市の職員や地域の支援者などが、身近な見守り役となる「ゲートキーパー」の養成研修の推進

基本施策 3

普及啓発の推進

自殺が身近な問題であることや、メンタルヘルスなどの様々な要因が重なって自殺につながることを知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進

基本施策 4

遺された方への支援の推進

身近な家族や友人が自殺で亡くなった方へ向けた、気持ちの分かち合いの場の開催、専門相談員による電話相談などの、自死遺族支援の推進

基本施策 5

様々な課題を抱える方への相談支援の強化

自殺リスクが高いと指摘される、うつ病やアルコール依存症、統合失調症などの精神疾患を抱える方に対する、区やこころの健康相談センターなどでの相談支援を推進
また、生活困窮や多重債務などの課題を抱える方々が、相談機関にスムーズにつながるようするための支援の推進

重点施策

本市の自殺者の特徴をとらえて、対象者を明確にした3つの重点取組を推進します。

特徴1

40～50代が全体の4割を超える
【参考】40～50代の割合(平成28年)
横浜市:42.5% 国:34.1%

特徴2

自殺者のうち未遂歴が2割を超える
【参考】未遂歴がある割合(平成29年)
横浜市:21.4% 国:18.9%

特徴3

若者の自殺死亡率が減少しない
【参考】10・20・30代の死因の1位は自殺(平成28年)

重点施策 1

自殺者の多い年代や生活状況に応じた対策の充実

- ① 市内企業を対象としたメンタルヘルス向上のための情報提供の実施
- ② 生活困窮者自立支援事業との連携強化
- ③ インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援方法の構築

重点施策 2

自殺未遂者への支援の強化

- ① 市民総合医療センター等における未遂者への退院後支援の推進
- ② 救命救急センター等における効果的な未遂者支援の拡充のための解析

重点施策 3

若年層対策の推進

- ① インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援方法の構築
- ② 学校や家庭、社会におけるこどものSOSサインや悩みを受け止める取組

関連施策

自殺対策につながる各区局の事業

資料 2-3 添付資料 2

基本施策・重点施策 振り返り評価シート（令和3年度）

No.	事業名	所管課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の概要	令和3年度の実施計画・予定	その他留意事項 (事業内容の変更点等)	計画の目標項目	目標（数値）	令和2年度実績に対する担当評価	①令和3年度の実施状況・実績	②令和4年度実施予定の概要	③令和4年度の実施計画・予定	④その他留意事項 (事業内容の変更点等)	計画の目標項目	目標（数値）	令和2年度実績に対する担当評価	
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化																	
11	「よこはま自衛隊ネットワーク協議会」の開催	健康福祉部	R2.9.3 第1回年次総会(実施)年1回 R2.11.5 全体会議(年1回)	年1回以上開催 分科会開催	若年層もしくは自衛隊 連者対象とする分科 会を実施		よこはま自衛隊 ネットワーク協議 会の開催	年1回以上開催	A: 当初の計画 通りに進捗した	R3.9.10 感染症拡大防止のための講習 開催 各委員から意見集約し、情報共有を行っ た。	年1回以上開催 分科会開催	年1回以上開催 分科会開催		よこはま自衛隊 ネットワーク協議 会 年1回以上開催	年1回以上開催	B: 概ね計画に 進捗した	
12	「横浜市内自衛隊連絡会議」の開催	健康福祉部	R2.8.2 開催(年1回)	年1回以上開催			横浜市内自衛隊 連絡会議の開催	年1回以上開催	A: 当初の計画 通りに進捗した	R3.8.30 感染症拡大防止のための講習 開催 各委員から意見集約し、情報共有を行っ た。	年1回以上開催	年1回以上開催		横浜市内自衛隊 連絡会議の開催 年1回以上開催	年1回以上開催	B: 概ね計画に 進捗した	
13	自衛隊活動状況の解析および情報共有化	健康福祉部	自衛隊活動状況の解析を実施し、「よこはま自 衛隊ネットワーク協議会」や「横浜市内自 衛隊連絡会議」にて情報共有した。	実施を継続。			自衛隊活動状況の解析 および情報共有化	実施を継続。	A: 当初の計画 通りに進捗した	自衛隊活動状況の解析を実施し、「よこは ま自衛隊ネットワーク協議会」や「横 浜市内自衛隊連絡会議」にて情報共 有した。	実施を継続。	実施を継続。		自衛隊活動状況の解析 および情報共有化 実施を継続。		B: 概ね計画に 進捗した	
基本施策 2 自衛隊を支える人材「アートキーパー」の育成																	
11	市民や地域で活動される方を対象とした研修 の実施	健康福祉部	区役所を中心に職員や市民、民生委員等の協 力支援者対象のアートキーパー研修を開催。 新型コロナウイルス感染症予防のため、集 団研修が予定通り実施できず、各町区毎 でアートキーパー研修員 1,806人	実施を継続。			アートキーパー研修 員(自衛隊関係者等 含む)	延18,000人 (5年間で)	B: 概ね計画に 進捗した	区役所を中心に職員や市民、民生委員等 の協力支援者対象のアートキーパー研 修を開催。 新型コロナウイルス感染症予防のため、集 団研修が予定通り実施できず、各町区 毎でアートキーパー研修員 1,806人	実施を継続。	実施を継続。		アートキーパー研修 員(自衛隊関係者等 含む) 延18,000人 (5年間で)	延18,000人 (5年間で)	A: 当初の計画 通りに進捗した	
12	相談窓口に関わる支援者等を対象とした研修 の実施	健康福祉部	このころの健康相談センターにて、感染症予 防対策に関する研修を実施し、「自衛 隊」の役割について研修した。	実施を継続。			このころの健康 相談センターにて、 感染症予防対策 に関する研修を 実施し、相談支 援者等を対象と した「自衛隊」の 役割について研 修した。			このころの健康相談センターにて、感 染症予防対策に関する研修を実施し、 相談支援者等を対象とした「自衛 隊」の役割について研修した。	実施を継続。	実施を継続。		このころの健康 相談センターにて、 感染症予防対策 に関する研修を 実施し、相談支 援者等を対象と した「自衛隊」の 役割について研 修した。		A: 当初の計画 通りに進捗した	
基本施策 3 普及啓発の推進																	
11	継続的かつ効果的な普及啓発の検討・推進	健康福祉部	HP、広報よこはま等を活用した情報発信を 実施	情報発信や相談増進の観点から、HP 内容を見直し実施			7割以上が自 衛隊に関する ネットワーク サービスに 参加している ことがある			HP、広報よこはま等を活用した情報 発信を実施	情報発信や相談増進の観点から、HP 内容を見直し実施	情報発信や相談増進の観点から、HP 内容を見直し実施		市民意識調査による 普及啓発の認知度 向上	7割以上が自 衛隊に関する ネットワーク サービスに 参加している ことがある		B: 概ね計画に 進捗した
12	自衛隊強化月間における普及啓発の強化	健康福祉部	9月の自衛隊強化月間に横浜6区での協力 イベント、開催に引き続き、9月及び 9月に交通広告や横浜市内の建物のライ トアップを実施。	引き続き、駅前内でのちらし配 送、交通広告、ライトアップ等の普及啓 発を実施する。			9月の自衛隊強化月間に横浜6区での 協力イベント、開催に引き続き、9 月及び9月に交通広告や横浜市内 の建物のライトアップを実施。			引き続き、駅前内でのちらし配 送、交通広告、ライトアップ等の普及 啓発を実施する。	引き続き、駅前内でのちらし配 送、交通広告、ライトアップ等の普及 啓発を実施する。	引き続き、駅前内でのちらし配 送、交通広告、ライトアップ等の普及 啓発を実施する。		市民意識調査による 普及啓発の認知度 向上	7割以上が自 衛隊に関する ネットワーク サービスに 参加している ことがある		B: 概ね計画に 進捗した
基本施策 4 遠ざかれた方への支援の推進																	
11	自衛隊員など遠ざかれた方への支援	健康福祉部	自衛隊員の多い10回(毎月3金曜日) 自衛隊員ホットライン(毎月第1・3水曜日) 2回実施	実施を継続			自衛隊員の多い 自衛隊員ホット ライン	自12回 年24回	B: 概ね計画に 進捗した	自衛隊員の多い10回(毎月3金曜日) 自衛隊員ホットライン(毎月第1・3水曜日) 2回実施	実施を継続	実施を継続		自衛隊員の多い 自衛隊員ホット ライン 自12回 年24回	自12回 年24回	A: 当初の計画 通りに進捗した	
12	自衛隊員への適切な情報提供の検討	健康福祉部	自衛隊員に直接届く情報提供に依頼し、 自衛隊員支援リーフレットの配布を 実施。	実施を継続			自衛隊員への 適切な情報提供 の検討			自衛隊員に直接届く情報提供に依頼し、 自衛隊員支援リーフレットを配 付。	実施を継続	実施を継続		自衛隊員への 適切な情報提供 の検討 実施を継続		A: 当初の計画 通りに進捗した	
13	自衛隊員に対する個別支援の実施	健康福祉部	自衛隊員の多い相談室に対し、必要に応じて 個別に声かけ等の支援を実施。	実施を継続			自衛隊員の多い 相談室			自衛隊員の多い相談室に対し、必要 に応じて個別に声かけ等の支援を 実施。	実施を継続	実施を継続		自衛隊員の多い 相談室 実施を継続		A: 当初の計画 通りに進捗した	
基本施策 5 様々な課題を抱える方への相談支援の強化																	
11	このころの悩みや精神疾患等に関する相談 窓口・支援体制の充実	健康福祉部	各区役所での精神保健福祉相談(83,385 件)、このころの健康相談センターでの電話 相談(7,042件)、依存症専門相談(1,013件)	実施を継続			依存症専門相談 窓口(延件数)	年500件	A: 当初の計画 通りに進捗した	各区役所での精神保健福祉相談 (77,507件)、このころの健康相談セン ターでの電話相談(7,430件)、依存症 専門相談(1,013件)	実施を継続	実施を継続		依存症専門相談 窓口(延件数) 年500件	年500件	A: 当初の計画 通りに進捗した	
12	様々な悩みを抱えた方への専門的相談支援 への対応	健康福祉部	インターネット広告の仕組みを活用した 専門相談窓口の提供を実施。さらに 健康相談窓口の提供を拡大し、相談 窓口の対応を強化した。	実施を継続			インターネット を活用した 相談支援 窓口の提供	年12回 年24回	A: 当初の計画 通りに進捗した	インターネット広告の仕組みを活用 した専門相談窓口の提供を実施。さ らに健康相談窓口の提供を拡大し、 相談窓口の対応を強化した。	実施を継続	実施を継続		インターネット を活用した 相談支援 窓口の提供 年12回 年24回	年12回 年24回	A: 当初の計画 通りに進捗した	
重点施策 1 自衛隊の多い年代や生活状況に応じた対策の充実																	
11	企業等への取組の推進	健康福祉部	企業向けメールマガジン「よこはま企業 健康サポート」にメンタルヘルスに関する 記事を掲載した(年1回)	実施を継続			企業向けメール マガジン			企業向けメールマガジン「よこはま企 業健康サポート」にメンタルヘルスに 関する記事を掲載した(年2回)。	実施を継続	実施を継続		企業向けメール マガジン 年2回		A: 当初の計画 通りに進捗した	
12	生活困難者自立支援事業と自衛隊事業との 連携強化	健康福祉部	若年層若者自立支援事業担当者の研修会に 参加し、自衛隊におけるインターネットを 活用した相談支援等について情報提供 と意見交換をおこなった。	実施を継続			年代や対象者に 合わせた相談 支援の実施	R3年度 実行	B: 概ね計画に 進捗した	若年層若者自立支援事業担当者の研 修会に参加し、自衛隊におけるイン ターネットを活用した相談支援等 について情報提供と意見交換をおこ なした。	実施を継続	実施を継続		年代や対象者に 合わせた相談 支援の実施 R3年度 実行	R3年度 実行	A: 当初の計画 通りに進捗した	
13	課題別の相談窓口の効果的な案内の検討・推 進	健康福祉部	インターネットを活用した相談支援・情報 提供先として生活困難者自立支援相談 窓口を設けた。	実施を継続			インターネット を活用した 相談支援 窓口			インターネットを活用した相談支援・ 情報提供先をR2年度より拡充し、 継続実施している。	実施を継続	実施を継続		インターネット を活用した 相談支援 窓口 年2回		A: 当初の計画 通りに進捗した	
重点施策 2 自衛隊未達者への支援の強化																	
11	救急医療機関へ搬送された自衛隊未達者への 支援の強化	健康福祉部	市内の高齢救命救急センター1か所及び 二次救急医療機関1か所で未達者 支援事業を実施	実施を継続			自衛隊未達者 への支援	R3年度 実施	A: 当初の計画 通りに進捗した	市内の高齢救命救急センター1か所 及び二次救急医療機関1か所で未 達者支援事業を実施	実施を継続	実施を継続		自衛隊未達者 への支援 R3年度 実施	R3年度 実施	A: 当初の計画 通りに進捗した	
12	救命救急センター等における効果的な未達者 支援の拡充のための検討	健康福祉部	高齢救命救急センターに搬送された自衛 隊未達者のデータを解析・検証	実施を継続			高齢救命救急 センター			高齢救命救急センターに搬送された 自衛隊未達者のデータを解析・検 証	実施を継続	実施を継続		高齢救命救急 センター R3年度 実施	R3年度 実施	A: 当初の計画 通りに進捗した	

事業名	所管課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の有無	令和3年度の実施計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	計画の目標項目	目標(数値)	令和2年度実績に 対する担当評価	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度 実施予定の有 無	②令和4年度の実施計画・予定	③その他特記事項 (事業内容の変更点等)	計画の目標項目	目標(数値)	令和3年度実績に 対する担当評価
重点施策3 若年層対策の推進															
(1) 若年層がなじみやすい相談支援方法の構築	健康福祉センター	引き続き、インターネット応用の仕組みを活用した専門相談窓口の機能提供を実施した。若年層対策として事業を拡充した。	有	実施を継続					引き続き、インターネット応用の仕組みを活用した専門相談窓口の機能提供を実施した。	有	実施を継続				
(2) 「横浜プログラム」を活用したSNSサイトの出しの取組	教育委員会事務局 人権教育・生涯学習課	・各学校に横浜プログラムの指導案と実践事例を紹介し、活用を促した。 ・児童生徒の教育相談を実施するにあたり、児童支援・生徒指導専任教諭に対して個別の研修を実施した。 ・各学校に対して、定期的な通知文(担当資料)等の発出による普及啓発及び注意喚起を行った。	有	・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用として、SNSサイトの出しの取組・受け方・つなぎ方研修を実施する。 ・各学校に横浜プログラムの指導案と実践事例を紹介し、活用を促す。 ・児童生徒の教育相談を実施するにあたり、児童支援・生徒指導専任教諭に対して個別の研修を実施する。 ・各学校に対して、定期的な通知文(担当資料)等の発出による普及啓発及び注意喚起を行う。		インターネット等を 活用した相談支援方 法の構築	年内年度 構築・実施	A: 当初の計画通りに進捗した	・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用として、SNSサイトの出しの取組・受け方・つなぎ方研修を実施する。 ・各学校に横浜プログラムの指導案と実践事例を紹介し、活用を促した。 ・児童生徒の教育相談を実施するにあたり、児童支援・生徒指導専任教諭に対して個別の研修を実施する。 ・各学校に対して、定期的な通知文(担当資料)等の発出による普及啓発及び注意喚起を行う。	有	実施を継続	無	インターネット等を 活用した相談支援方 法の構築	年内年度 実施	A: 当初の計画通りに進捗した
(3) 若年層を捉える様々な職種を対象とした人材の育成	健康福祉センター	学校出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。若者相談支援スキルアップ研修(計2回)を開催。	有	実施を継続	スキルアップ研修は全 員受講予定だったが、新型コロナウイルスの影響により、3回実施。			学校出前講座：8回実施(web開催、録 音授業あり) 合計 1,029人参加 若者相談支援スキルアップ研修：3回実 施(動画配信1回含む) 合計 466人 参加	有	実施を継続					

関連施策 振り返り評価シート（令和3年度）

No.	事業名	事業内容	担当課	令和3年度実績状況・実績		その他特記事項 (事業内容の変更点等)	令和3年度の実施状況・実績		令和4年度の実施予定		
				令和2年度の実施状況・実績	令和3年度の実績予定		令和3年度の実績予定	令和4年度の実績予定			
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 関連施策											
1	孤立予防対策	地域住民に密着したサービスを提供する電気、ガス事業者、郵便事業者、新聞販売店等に対し、それぞれの日常業務の中で、親交を育み出した場合に関係機関に連絡する「ほろのほろのほろ」の協力を依頼している。	健康福祉局福祉保健課	協力依頼事業者数：49事業者	有	地域住民に密着したサービスを提供する協力事業者に対し、日常業務の中で、親交を育み出した場合に関係機関に連絡する「ほろのほろのほろ」の協力を依頼しており、引き続き親交を育み出した場合には関係所に連絡するなど連携による孤立予防対策を実施することとし、地域のつながりづくりを進める。	協力事業者の登録数を高めるため、依頼書を見直すなど、周知を進めます。	協力依頼事業者数：50事業者	有	地域住民に密着したサービスを提供する協力事業者に対し、日常業務の中で、親交を育み出した場合に関係機関に連絡する「ほろのほろのほろ」の協力を依頼しており、引き続き親交を育み出した場合には関係所に連絡するなど連携による孤立予防対策を実施することとし、地域のつながりづくりを進める。	
2	自殺対策調査分析事業	自殺統計、人口動態統計、市民幸福調査（おおむね5年に1回実施）など関連統計を分析し、関係機関や市民に提供している。	健康福祉局こころの健康相談センター	平成31年度統計、及び人口動態統計の解析を行い、会議やホームページ等とおして関係機関へ提供	有	令和2年度までの12年間の自殺統計の集計解析、及び人口動態統計の解析について、引き続き実施予定	令和2年度までの12年間の自殺統計の集計解析、及び人口動態統計の解析について、引き続き実施予定	令和2年度までの自殺統計の集計解析及び人口動態統計の解析し、会議やホームページ等を通して関係機関への情報提供を実施。また、資料集については、平成22年から令和2年度までの12年間の集計・解析を行った。	有	令和3年度統計・人口動態統計の解析、こころの健康に関する市民幸福調査の実施及び集計結果についての情報提供を実施予定	
3	地域自殺対策推進センター受診事業	こころの健康相談センター内に、地域自殺対策計画の推進等に向けた地域の自主活動の拠点や、人材育成、連携支援等を実施するための地域自殺対策推進センターを設ける。	健康福祉局こころの健康相談センター	専任職員を2名雇用し、こころの健康相談センター職員とともに、各種事業を実施	有	継続予定	継続予定	専任職員を2名雇用し、こころの健康相談センター職員とともに、各種事業を実施	有	継続予定	
4	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあふまらづくり等について、居宅・事業所等・福祉施設等・企業等・学校・企業・施設等、自治会関係等と協同して地域の実情に応じて展開している。	健康福祉局高齢社会支援課	地域の実情に応じて、認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあふまらづくり等を実施	有	引き続き、地域の実情に応じて、認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあふまらづくり等を実施	地域の実情に応じて、認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあふまらづくり等を実施	有	引き続き、地域の実情に応じて、認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあふまらづくり等を実施	有	
5	ヘルスデータ活用事業	死別別（自殺を含む）の標準化死亡（SMR）を算出し、衛生研究所ホームページへ掲載している。	健康福祉局衛生研究所	平成29年度までの死別別（自殺を含む）の標準化死亡（SMR）を各区分ごとに算出し、衛生研究所ホームページへ掲載した	有	平成30年度までの死別別（自殺を含む）の標準化死亡（SMR）を各区分ごとに算出し、衛生研究所ホームページへ掲載予定	平成30年度までの死別別（自殺を含む）の標準化死亡（SMR）を各区分ごとに算出し、衛生研究所ホームページへ掲載した	有	平成30年度までの死別別（自殺を含む）の標準化死亡（SMR）を各区分ごとに算出し、衛生研究所ホームページへ掲載予定	有	
基本施策2 自殺対策を支える人材「アートキーパー」の育成 関連施策											
6	自殺対策基礎研修の実施	自殺対策に関する正しい理解の促進を図るための行政職員や企業の労務担当者等を対象に自殺対策に関する研修会を実施している。	総務局職員健康課 健康福祉局こころの健康相談センター	中止	有	6月25日に実施	8月25日実施。131名が参加。 研修担当の研修生、職員10名を派遣し（12月27日～1月31日）、284名受講。	有	8月5日に実施予定。		
7	被災いのちの電話運営費等補助金	精神的危機に直面している人々に対する電話相談事業を行う「被災いのちの電話」に対し助成し、地域福祉、精神保健の推進を図っている。	健康福祉局福祉保健課	一般電話相談 実施相談員168名 受援件数10,730件 外国語相談 実施相談員48名 受援件数約912件	有	精神的危機に直面している人々に対する電話相談事業を行う社会福祉法人等からの電話相談に対し助成を行う 外国語相談事業に対し事業費を助成し、外国語を母語とする市民に対する福祉保健の向上を図る	一般電話相談 実施相談員159名 受援件数13,636件 外国語相談 実施相談員45名 受援件数1,212件	有	精神的危機に直面している人々に対する電話相談事業を行う社会福祉法人等からの電話相談に対し助成を行う 外国語相談事業に対し事業費を助成し、外国語を母語とする市民に対する福祉保健の向上を図る		
8	自殺対策研修の実施	自殺に対する普及啓発や対応方法に関する研修を実施する。 ・自殺対策実践研修（自治会等への研修） ・自殺対策実践研修（小中学校・高校等の児童、生徒や職員等を対象）	健康福祉局こころの健康相談センター	実践研修：12月17日実施 市議員・関係機関職員 96人参加 出前研修：実施なし	有	相談実践研修は少人数で実施済み予定。出前研修も社会情勢に応じた実施方法を検討し、実施予定	実践研修：1月31日実施 市議員・関係機関職員 76人参加 出前研修：8回実施（web開催、録音配信あり） 合計 1,229人参加	有	相談実践研修は12月実施予定。出前研修については、依頼に応じて随時実施する。		
9	かかりつけ医うつ病対応向上研修	身体科の医師を対象に、患者のうつ傾向に気づき、早期の対応や治療に繋げるための研修を実施する。	健康福祉局こころの健康相談センター	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、中止	有	11月7日（予定）	11月7日実施 地域のかかりつけ医 82人参加。	有	11月20日（予定）		
10	研修等への講師派遣	関係機関等からの依頼に基づき、講師派遣を行う。	健康福祉局こころの健康相談センター	令和2年度計2回派遣	有	依頼に応じて行う	令和3年度計3回派遣	有	依頼に応じて行う	令和2年度実績の修正：7回→2回	
基本施策3 普及啓発の推進 関連施策											
11	DV防止啓発キャンペーン	児童虐待防止の取組と連携し、区役所等で「なくそう！DVキャンペーン」を実施し、啓発パネル表示、啓発グッズ配布等を行うほか、DVを防止しようとする意気込みを広く市民に発信するため、観光局のサイトアップなどを実施する。 また、DV相談センター、啓発ポスター・DV防止啓発を市内の小・中学校、高等学校及び大学等を対象に実施することとし、成人式での広報、啓発等に取り組み。	女性福祉局男女共同参画推進課	市内施設でのサイトアップの実施 18区で「なくそう！DVキャンペーン」を実施 啓発ポスター・DV防止啓発 9校10コV実施、SNS相談の実施	有	18区で「なくそう！DVキャンペーン」を実施 啓発ポスター・DV防止啓発、SNS相談の実施 「成人の日」を契機として、啓発ポスター・DV防止啓発の実施については、実施しない予定	18区で「なくそう！DVキャンペーン」を実施 啓発ポスター・DV防止啓発の実施 市内19区7コマ実施（2回入参加） 外国語相談 実施相談員45名 受援件数1,212件	有	18区で「なくそう！DVキャンペーン」を実施 啓発ポスター・DV防止啓発、SNS相談の実施 10月1日～15日（土日除く）友達登録114件、相談29件	令和4年度より、デートDV/強要に類似、これまで実施してきた啓発ポスター・DV防止啓発やSNS相談を強化、多言語・相談・啓発・啓発・啓発・啓発者支援を一体的に取り組みモデル事業を開始	
12	人権啓発推進事業	自衛・自死遺棄等について、人権啓発パネルの展示や広報ほかは市民向けにデジタルコンテンツを制作し、手法により市民等に理解を深めていただく機会を提供している。	市民局人権課	【人権パネルでの啓発】 市民向け人権啓発講演会（11月21日） ・開会記念会 参加者数 約150人 【広報よこほまで啓発】 広報よこほまで人権啓発（11・12月）	有	【開会記念での啓発】 市民向け人権啓発講演会（11月） 市民向け人権啓発講演会（11月） 【広報よこほまで啓発】 広報よこほまで人権啓発（11・12月）	令和3年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実情に応じて実施する	【広報よこほまで啓発】 広報よこほまで人権啓発（12月）	有	【広報よこほまで啓発】 広報よこほまで人権啓発（11・12月）	令和4年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実情に応じて実施する。
13	自殺予防週間特別相談会	毎年9月10日から自殺予防週間に合わせて、横浜市のキャンペーンとして多言語相談とこころの健康相談を主とした「自殺予防週間特別相談会」を実施する。	市民局広域相談課	弁護士相談：10件 保健師またはMSWによる相談：3件	有	弁護士相談：2日 保健師またはMSWによる相談：4日	弁護士相談：12件 保健師またはMSWによる相談：0件	有	弁護士相談：2日 保健師またはMSWによる相談：2日		
14	自殺対策強化月間事業	9月と3月の強化月間に合わせて、9月には講演会、啓発物（グッズ、リーフレット）を配布しての市民啓発、特別相談会、3月には市民向けパネル（啓発リーフレット）を配布しての市民啓発、共催して交通広場出展、こころの健康相談全道統一ダイヤルへの参画などを行う。	健康福祉局こころの健康相談センター	9月と3月の強化月間に合わせて、特別相談会、9月に横浜市八木区（豊原町）パネル・配布リーフレット作成）、共催して交通広場出展、今年度こころの健康相談全道統一ダイヤルへの参画などを行った。講演会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。	有	9月に横浜市立大学と共催で講演会を実施予定。9月3月の強化月間には、横浜市内各交通機関で交通広場を実施。また、こころの健康相談全道統一ダイヤルへの参画	9月29日に横浜市立大学と共催で講演会を実施。93人が参加。 9月3月の強化月間には、横浜市内各交通機関で交通広場を実施。また、こころの健康相談全道統一ダイヤルへの参画	有	9月に横浜市立大学と共催で講演会を実施予定。9月3月の強化月間には、横浜市内各交通機関で交通広場を実施。また、こころの健康相談全道統一ダイヤルへの参画		

事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の有無	令和3年度の事業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度実施予定の有無	③令和4年度の事業計画・予定	④その他特記事項 (事業内容の変更点等)
15	自給予防関連図書展示 区役所や図書館において、自給予防啓発パネル紙や関連図書の展示を実施する。	教育委員会事務局 図書課	R2年3月パネル紙実施予定だったが、新型コロナウイルス流行のため、中止	有	横浜市自給対策事業パネルと関連図書の展示を3月に実施予定		令和4年3月19日(土)～31日(木)に横浜図書館航空委員館でパネル展示、(関連図書展示のみ先行して3月1日(火)より実施)	有	横浜市自給対策事業パネルと関連図書の展示を3月に実施予定	令和2年度 令和3年3月11日(木)～25日(木)に図展示を実施(報告済み)

№	事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の有無	令和3年度の事業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度実施予定の有無	③令和4年度の事業計画・予定	④その他特記事項 (事業内容の変更点等)
基本施策4 通された方への支援の推進 関連施策											
16	自死遺族の集い「そよ風」	自前で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合いながら寄り添い合う集いの場を提供する。 (毎月1回・第3金曜日)実施	健康福祉局こころの健康相談センター	10回/毎月第3金曜日/実施 62人	有	12回(毎月1回)実施	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況に応じて時期相応にて実施	12回/毎月第3金曜日/実施 58人	有	12回(毎月1回)実施	
17	自死遺族ホットライン	自前で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による相談を中心とした電話相談を実施する。 (毎月2回(第1・3水曜日)実施)	健康福祉局こころの健康相談センター	23回/毎月第1・3水曜日/実施 利用者延49人	有	24回実施予定		22回/毎月第1・3水曜日/実施 利用者延70人	有	毎月第1・3水曜日実施予定	
基本施策5 様々な課題を抱える方への相談支援の強化 関連施策											
18	精神保健福祉相談	区高齢・障害支援課の専門員による、こころの健康相談から、診療を受けるといった相談、社会復帰相談、アルコールを飲む依存症などに関する保健、医療、福祉の広範囲の相談に対応する。	高齢高齢・障害支援課	延べ相談件数 83,335件 延べ訪問件数 6,199件	有	引き続き区高齢・障害支援課の専門員により保健、医療、福祉の広範囲の相談対応を行う		延べ相談件数 77,997件 延べ訪問件数 5,095件	有	引き続き区高齢・障害支援課の専門員により保健、医療、福祉の広範囲の相談対応を行う	
19	心とからだと生き方の電話相談	家庭関係、生き方、性に関する悩み、配偶者や交際相手からの暴力など日常生活で直面する、さまざまな悩みについての相談を受ける。	政策局男女共同参画推進課	相談件数実績 2,666件	有	実施を継続		相談件数実績 2,650件	有	実施を継続	
20	性別による差別等の相談	地域や学校、職場等でのセクシュアル・ハラスメントやマニピュレーション、ハラスメントをはじめ、女性、男性、性的マイノリティであること等を理由に不利益な扱いをされたり、人権が侵害された場合の相談・救出支援を行う。	政策局男女共同参画推進課	申出、相談件数実績 76件	有	実施を継続		申出、相談件数実績 99件	有	実施を継続	
21	性的少数者を対象とした個別専門相談事業	性的少数者の方々の支援に携わっている臨床心理士が、対面での相談に応じている。	市民局人権課	月2回4名、年間2回48名の実施(木曜午後及び月曜夜間、各1回2名ずつ) 利用者 21名	有	月2回4名、年間2回48名の実施(木曜午後及び月曜夜間、各1回2名ずつ) 利用者 25名		月2回4名、年間2回48名の実施(木曜午後及び月曜夜間、各1回2名ずつ) 利用者 25名	有	月2回4名、年間2回48名の実施(木曜午後及び月曜夜間、各1回2名ずつ) 利用者 25名	
22	性的少数者を対象とした交流事業	性的少数者の方々が「ありのままの自分」で過ごすことができる居場所を提供している。	市民局人権課	月2回、年間13回(第1土曜及び第3日曜) 参加者 延べ73人	有	月2回、年間24回(第1土曜及び第3日曜) 参加者 延べ65人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は令和2年4月～6月、令和3年1月17日、2～3月分(計11回)を中止した。今後も状況に応じて適切に実施する。	月2回、年間21回(第1土曜及び第3日曜) 参加者 延べ65人	有	月2回、年間24回(第1土曜及び第3日曜) 参加者 延べ65人	
23	性的少数者をテーマとした人権啓発講座	性的少数者の身近にいる方々の理解が進むことで、性的少数者のための自立生活の場を目的に、講演会を実施している。	市民局人権課	・市内図書館でのパネル巡回展示(6回) ・高島広島(東島東横線のまど上)の実施(令和2年12月16日～令和3年1月13日) ・市庁舎1階東洋スペース2号でのパネル巡回展示(令和3年1月21日～2月2日)	有	【タペストリー展前】 ・新都市プラザ(6月9日) ・市庁舎1階東洋スペース(8～9月) 【パネル巡回前】 【パネル巡回中】 【パネル巡回後】(3回、5～12月) 【高島広島の巡回】 【市庁舎1階東洋スペース2号でのパネル巡回】 【市庁舎1階東洋スペース2号でのパネル巡回】 【市庁舎1階東洋スペース2号でのパネル巡回】	令和3年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実績に応じて実施する。	【タペストリー・パネル展前】 ・新都市プラザ(6月9日) ・市庁舎1階東洋スペース(8月31日～9月9日) ・市内図書館での巡回展示(3回) 【市庁舎1階東洋スペース】 【高島広島】 【市庁舎1階東洋スペース2号での巡回展示】 【市庁舎1階東洋スペース2号での巡回展示】 【市庁舎1階東洋スペース2号での巡回展示】	有	【タペストリー・パネル展前】 ・新都市プラザ(6月27日) ・市内図書館(2回、5～6月、12月) 【高島広島・デジタルサイネージ展前】 【市庁舎1階東洋スペース2号での巡回展示】(8月、12月) 【市庁舎1階東洋スペース2号での巡回展示】(6月)	令和4年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実績に応じて実施する。
24	性的少数者をテーマとした市民局啓発講座	性的多様性について知識を深め、LGBTなどの性的少数者の方々に対する偏見や差別について、職員一人ひとりが自らと向き合う機会として、人権啓発講座を実施している。	市民局人権課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	有	港区、青葉区、瀬谷区で実施を予定している	令和3年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実績に応じて実施する。	瀬谷区で実施(1/7)	有	港区、青葉区で実施を予定している	令和4年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の実績に応じて実施する。
25	犯罪被害者等相談支援	犯罪被害者相談室(24年6月開設)での相談支援を行っている。	市民局人権課	相談支援件数 延べ635件	有	引き続き、犯罪被害者相談室での相談支援を実施する		相談支援件数 延べ871件	有	引き続き、犯罪被害者相談室での相談支援を実施する	
26	中小企業経営者等支援事業	経営者などの経営課題に苦しむ中小企業経営者に対し経営相談を行っている。	経済金融推進課 中小企業課	新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により相談件数が増加 相談件数 45,308件 経営診断件数 209件	有	令和3年度見込み 相談件数 5,000件 経営診断件数 150件		経営相談相談窓口 924件 経営診断 102件	有	令和4年度見込み 特別相談相談窓口 1,000件 フロントデスク経営相談窓口 3,500件	・令和3年度から相談件数の累計方法を要 ・経営相談事業については、令和4年度からDEC連携の事業と統合 ・令和4年度より、担当課の変更あり。
27	消費生活総合センター運営事業	内容に応じた相談窓口を紹介している。	経済消費課	令和2年度消費生活相談受付件数: 16,819件	有	今後も、内容に応じた相談窓口を紹介していく		令和3年度消費生活相談受付件数: 15,876件	有	今後も、内容に応じた相談窓口を紹介していく	
28	ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭等を対象に、母子家庭等就業・自立支援センター(ひのけ)や「ふゆこども」において、生活全般・教育等についての個別相談や電話相談(夜間急ぎ)を実施。また、各自治体保護センターの窓口においても、相談・福祉制度等の情報提供や案内を実施。	子ども青少年課 こども家庭課	無し	無し		ひとり親家庭の親は精神的な苦痛を抱えている場合を多くことから、令和3年度から心のケアセンターへ関係者を派遣し、精神衛生を支援する予定。	無し	無し		ひとり親家庭の親は精神的な苦痛を抱えている場合を多くことから、令和3年度から心のケアセンターへ関係者を派遣し、精神衛生を支援する予定。
29	妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠等について悩みを抱える方が電話やメールで気軽に相談できる「こころのSOS窓口」で相談を受け付け、妊娠早期からの相談支援を実施する。児童虐待の予防につなげる。	子ども青少年課 こども家庭課	電話相談件数: 441件 メール相談件数: 108件	有	引き続き、市営地下鉄案内ED広告や市ホームページに掲載し、本事業の広報・啓発を行う		電話相談件数: 340件 メール相談件数: 69件	有	引き続き、市営地下鉄案内ED広告や市ホームページに掲載し、本事業の広報・啓発を行う	令和4年度より担当課の変更あり。
30	産婦科・産後うつ対策事業	産婦科の心身の健康増進の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後うつ等の治療費用の一部を助成している。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ予防及び早期発見・早期支援を行う。	子ども青少年課 こども家庭課 地域子育て支援課	産科・精神科・小児科をはじめとする医療機関との連携を強化した産後うつ等の治療費用の一部を助成している。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ予防及び早期発見・早期支援を行う。	有	引き続き、関係医療機関(産科・精神科・小児科)と連携し、産後うつ等の早期発見・対応のための仕組みづくりや支援体制の構築を目指す		産科・精神科・小児科をはじめとする医療機関との連携を強化した産後うつ等の治療費用の一部を助成している。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ予防及び早期発見・早期支援を行う。	有	引き続き、関係医療機関(産科・精神科・小児科)と連携し、産後うつ等の早期発見・対応のための仕組みづくりや支援体制の構築を目指す	令和4年度より担当課の変更あり。
31	横浜市DV相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者のニーズ状況に応じた助言や情報提供を行う。	子ども青少年課 こども家庭課	相談件数: 2,173件 うちDVに関する相談: 1,233件	有	引き続き相談を円滑に実施していくとともに、相談先の周知をより推進していく		相談件数: 1,957件 うちDVに関する相談: 1,091件	有	引き続き相談を円滑に実施していくとともに、相談先の周知をより推進していく	令和4年度より担当課の変更あり。

事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の有無	令和3年度の事業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度実施予定の有無	③令和4年度の事業計画・予定	④その他特記事項 (事業内容の変更点等)
32 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健と医療と福祉の連携による協議の場を通じ、関係者間の連携による地域支援体制を構築する。	健康福祉総務課 健康福祉総務課 健康福祉総務課 健康福祉総務課 健康福祉総務課 健康福祉総務課	・市場について、市自立支援協議会地域移行・地域定着部会を開催し、区の協議の場を設置し、区に協議の場を移した。 ・区について、地域包括ケアの検討を行う場として、18区に協議の場を設置した。	有	区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを統合した「協議の場」において、地域の関係機関と共通の協議の場を、課題解決に向けた取組を推進する。また、取組の推進のための研修会を開催予定。		・市場について、市自立支援協議会地域移行・地域定着部会を開催し、区の協議の場を設置し、区に協議の場を移した。 ・区について、地域包括ケアの検討を行う場として、18区に協議の場を設置した。	有	区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを統合した「協議の場」において、地域の関係機関と共通の協議の場を、課題解決に向けた取組を推進する。また、取組の推進のための研修会を開催予定。	

№	事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の有無	令和3年度の実業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度実施予定の有無	②令和4年度の実業計画・予定	③その他特記事項 (事業内容の変更点等)
33	退院入院者の退院後支援	本市の退院後支援ガイドラインに基づき、退院入院となった方を対象に、当事者及び支援者間で退院後の支援に関する情報を共有し計画を作成、退院後に連携を継続し、安定した地域生活を営めるよう支援を実施する。	健康福祉局精神保健福祉課 このころの健康相談センター 区高齢・障害支援課	計画作成の意向を確認できた件数：310 計画作成申込者：160 計画作成申込者：150 計画作成した件数：131	有	引き続きこのころの健康相談センターと連携し、退院後に連携を継続し、安定した地域生活を営めるよう支援を実施する。対象者の地域での支援体制づくりを急務とするよう関係団体等についても情報共有を開始		計画作成の意向を確認できた件数：213 計画作成申込者：115 計画作成申込者：96 計画作成した件数：95	有	退院入院者が退院後に連携を継続し、安定した地域生活を営めるよう支援を実施する。対象者の地域での支援体制づくりを急務とするよう関係団体等についても情報共有を開始	
34	依存症専門相談	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象として、専門家による講義や参加者による書き交り会等を開催し、「依存症」という病気を正しく理解し、家族としてどう対応したら良いかを学ぶ。	健康福祉局このころの健康相談センター	相談件数（延べ）1013件 【内訳：679件（電話相談）、134件（面談相談）】	有	継続実施。平日8：45～17：00対応		相談件数（延べ）1047件 【内訳：699件（電話相談）、148件（面談相談）】	有	平日8：45～17：00対応	
35	依存症回復プログラム	依存症当事者を対象として、依存症の特性や行動パターンを振り返り、対処するスキルを学ぶプログラムを実施する。	健康福祉局このころの健康相談センター	月1回フル（全8回）を1クール開催 参加者数（延べ）21件	有	継続実施。 月1回フル（全8回）、週1回フル（全8回）を開催	令和3年10月 横浜市依存症地域支援計画策定	月1回フル（全8回）、週1回フル（全8回）を開催 参加者数（延べ）61件	有	月2回隔週で1クール（全8回）を2クール開催	
36	依存症家族教室	依存症者の家族を対象として、区福祉保健センター及びこのころの健康相談センターにおいて、専門家による講義や参加者による書き交り会等を開催し、「依存症」という病気を正しく理解し、家族としてどう対応したら良いかを学ぶ。	健康福祉局このころの健康相談センター 区高齢・障害支援課	このころの健康相談センター主催：参加者数（延べ）62人 区高齢・障害支援課主催：参加者数（延べ）359人	有	継続実施。 月1回開催予定 引き続き、専門家による講義や参加者による書き交り会等を開催し、「依存症」という病気を正しく理解し、家族としてどう対応したら良いかを学ぶ。		このころの健康相談センター主催：参加者数（延べ）200人 区高齢・障害支援課主催：参加者数（延べ）236人	有	月1回開催予定。 引き続き、専門家による講義や参加者による書き交り会等を開催し、「依存症」という病気を正しく理解し、家族としてどう対応したら良いかを学ぶ。	
37	このころの電話相談	家族、職場などでの人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、また精神疾患について、平日夜間、土日休日夜間、夜間と専用電話を開設し、相談を受けて付ける。	健康福祉局このころの健康相談センター	365日 計7042件	有	継続し、新型コロナウイルス感染症対応のため、土日祝日の相談体制を強化		365日 計7430件	有	継続し、新型コロナウイルス感染症対応のため、土日祝日の相談体制を強化	
38	精神科救急医療連携事業	精神科救急医療連携事業として、救急医療機関との連携を強化し、救急医療機関に搬送された患者の適切な治療を確保する。	健康福祉局このころの健康相談センター	精神科救急医療連携事業を切れ目なく提供するための救急医療連携 救急医療連携等件数：676件 精神科救急医療連携件数：3,512件（休日夜間）	有	精神科救急医療の運営及び実施。 精神科救急医療を切れ目なく提供するための救急医療連携。		精神科救急医療を切れ目なく提供するための救急医療連携 救急医療連携等件数：731件 精神科救急医療連携件数：3,914件（休日夜間）	有	精神科救急医療の運営及び実施。 精神科救急医療を切れ目なく提供するための救急医療連携。	
39	災害時このころのケア	区福祉保健センター職員、及び福祉避難所向けに災害時このころのケアハンドブックを作成し配布する。	健康福祉局このころの健康相談センター	令和3年1月に災害時このころのケアハンドブックを関係機関へ配布した5万部、データ駆動（7万部）を、福祉避難所、防災拠点469カ所へ配布、印刷中止。	有	令和3年1月改定版の活用について関係機関へ周知。市街へ災害時このころのケアハンドブックを配布し、研修については令和3年10月にオンライン開催予定		市街へ災害時このころのケアについてSNSや企業メールマガジンを利用し啓発。研修については令和3年10月にオンライン開催予定	有	令和3年1月改定版の活用について関係機関へ周知。市街へ災害時このころのケアハンドブックを配布し、研修については令和3年11月に開催予定	
40	訪問支援事業（訪問指導事業、訪問型短期予防グループ）	うつ病などの精神疾患により、支援が必要なまたはその家族に対し、保護、訪問指導等が実施されている場合、訪問型短期予防グループを開催し、支援を行う。	健康福祉局高齢在宅支援課	うつ病などの精神疾患により、支援が必要なまたはその家族に対し、保護、訪問指導等が実施されている場合、訪問型短期予防グループを開催し、支援を行う。	有	引き続き、うつ病などの精神疾患により、支援が必要なまたはその家族に対し、保護、訪問指導等が実施されている場合、訪問型短期予防グループを開催し、支援を行う。		自対対象に特化した実績は把握していないが、支援が必要なまたはその家族に対し、保護、訪問指導等が実施されている場合、訪問型短期予防グループを開催し、支援を行う。	有	引き続き、うつ病などの精神疾患により、支援が必要なまたはその家族に対し、保護、訪問指導等が実施されている場合、訪問型短期予防グループを開催し、支援を行う。	
41	在宅高齢者虐待防止事業	高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための支援体制を整備し、高齢者の権利ある生活を営むことにも、介護者（介護者）への支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。	健康福祉局高齢在宅支援課	新規相談件数 816件 弁護士相談件数 87件 ネットワークミーティング回数 144件	有	引き続き、高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応、介護者のための支援体制の整備として、弁護士相談や関係機関もはじめたネットワークミーティングを開催		高齢者に対する虐待防止や早期発見・早期対応、介護者のための支援体制の整備として、弁護士相談や関係機関もはじめたネットワークミーティング回数 159回	有	引き続き、高齢者に対する虐待防止や早期発見・早期対応の実施、支援のための関係機関とのネットワークの構築、介護者支援を各所で展開した。	区、地域包括支援センターの資質向上に資するため、研修体系を変更します
重点施策1 自殺者の多い年代や生活状況に応じた対策の充実 関連施策											
42	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等と連携し、効果的な対策を実施する。	健康福祉局生活支援課	令和2年度3月(令和3年3月)現在相談実績 新規相談件数：27779件 うち、支援申込件数：17365件	有	生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等と連携する。		令和3年度3月(令和4年3月)現在 新規相談件数：17,427件 うち、支援申込件数：12,725件 ※前年度	有	生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等と連携し、効果的な対策を実施する。	
43	生活保護制度	生活にお困りの方に対し、原則の程度に必要の保護を行い、最低限の生活を保障する。また、生活保護受給中の方に対しては、その自立を支援する。	健康福祉局生活支援課	令和2年度3月(令和3年3月)現在 保護受給世帯 54,800世帯 保護受給人員 69,162人	有	原則の程度に必要の保護を行い、最低限の生活を保障する。また、生活保護受給中の方に対しては、その自立を支援する。		令和3年度3月(令和4年3月)現在 保護受給世帯 55,259世帯 保護受給人員 69,096人	有	原則の程度に必要の保護を行い、最低限の生活を保障する。また、生活保護受給中の方に対しては、その自立を支援する。	
44	被災健康経営支援	従業員の健康経営・増資の取組が、将来的に企業の収益性を高めるという考えのもと、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を支援し、経営改善の推進を図り、企業力向上等の実現に資している。	健康福祉局健康事業課 経済産業局健康経営推進課 中小企業振興課	令和2年度認定事業所：323事業所（うち新規：291事業所） メンタルヘルス対策推進等実施：3事業所、5名	有	令和3年度認定事業所：新規40事業所 メンタルヘルス対策推進等実施：14事業所、19名		令和3年度認定事業所：510事業所（うち新規：230事業所） メンタルヘルス対策推進等実施：7事業所、13名	有	令和4年度認定事業所：新規75事業所 メンタルヘルス対策推進等実施：14事業所、19名	令和4年度より担当課の変更あり。
重点施策2 自殺未遂者への支援の強化 関連施策											
45	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援を行う。	健康福祉局このころの健康相談センター	市内1か所の救命救急センターに搬送された自殺未遂者全ケースに支援実施（109件）	有	実施を継続		市内1か所の救命救急センターに搬送された自殺未遂者全ケースに支援実施（138件）	有	実施を継続	
46	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ調査を行う。	健康福祉局このころの健康相談センター	市内1か所の二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち同意が得られたケースに支援実施（19件）	有	実施を継続		市内1か所の二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち同意が得られたケースに支援実施（13件）	有	実施を継続	

№	事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度の実施予定の概要	令和3年度の事業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度の実施予定の概要	②令和4年度の事業計画・予定	③その他特記事項 (事業内容の変更点等)
重点施策③ 若年層対策の推進 関連施策											
47	知っておきたい！子ども・若者こども講座	公益財団法人よこはまこどもセンターが本市補助事業として、子ども・若者を対象とする様々な問題について、電話相談、来所相談、家庭訪問、グループ活動等を行っている。	こども青少年局青少年育成課	実施回数：41回		実施予定回数：50回	新しい生活様式に合わせたオンライン実施サポートの充実を図ります。	実施回数：50回	有	実施予定回数：55回	感染症拡大防止のため、対面オンラインを同時並行で実施。
48	青少年の総合相談	横浜市青少年相談センターにおいて、ひきこもりや不登校など、青少年に関する様々な問題について、電話相談、来所相談、家庭訪問、グループ活動等を行っている。 (対象：15歳から40歳未満の青少年とそのご家族)	こども青少年局青少年育成課	電話相談：1,746件 来所相談：267件(※) ※来所相談は案件数として表記 令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言や感染症拡大防止により、5月までは来所による相談を中止し、電話相談のみを実施。6月から感染症対策を行った上で来所相談を再開。		令和2年度に引き続き、感染症対策を行った上で、電話相談、来所相談、家庭訪問、グループ活動等を行う。	来所相談・家庭訪問・グループ活動等については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染症拡大防止のため、必要に応じて延期や中止の対応を行っていく。	電話相談：1,948件 来所相談：598件(※) ※来所相談は実績数として表記	有	令和3年度に引き続き、感染症対策を行った上で、電話相談、来所相談、家庭訪問、グループ活動等を行う。	
49	若者相談支援スキルアップ研修(メンタルヘルスコース)	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施する。	こども青少年局青少年育成課	研修実施回数：計3回 受講人数(※)：60人 新型コロナウイルスの影響により、全4回の研修予定のうち1回を中止。また、新型コロナウイルスの感染予防により、30人定員(会場)の受講人数約30%)として対応実施を実施。		令和2年度に中止となったテーマについて、再度実施の計画予定。その他、生活つらさを抱えた若者に関するテーマで対応実施を予定。	地域で活動する支援者に対して、生活つらさを抱えた若者について情報を求めることを目的としてテーマを検討し、研修計画。また、新型コロナウイルスの感染予防として、実施予定についても検討した上で研修を行う。	研修実施回数：計3回 受講人数(※)：166人 分取。新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止として、会場の収容率を約40% (40人定員1棟1名)とし、研修計画。また、新型コロナウイルスの感染予防として、実施予定(自前)をゲーム・ネットの活用による研修を実施(令和4年1月～令和4年2月)。また、予定していた研修をYouTubeによる動画配信にて実施(令和4年3月)。	有	若者のメンタルヘルスを中心とした各テーマ内容、研修内容等については、参加者の意見なども参考にしながら検討し、数回の研修を実施予定。 また、動画配信による研修についても、意見を聴いたり、再構成を予定など、多くの改善を予定し、実施できるように取り組む予定。	
50	児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組む。早期発見・早期対応を図る。	こども青少年局児童虐待防止課	児童虐待相談対応件数：12,554件 児童相談所：6,653件 児童相談所：3,701件		児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進する。		児童虐待相談対応件数：11,480件 児童相談所：7,455件 児童相談所：3,821件	有	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化に取り組む。早期発見・早期対応を図る。	令和4年度担当課の変更あり。
51	性的虐待への対応及び予防的支援事業	性的虐待を受けた児童に対し、専門的対応を用いた面接や診断を実施することで、子どもに起こった被害の発見・確認、子ども自身の負担や不安の軽減を図る。	こども青少年局児童虐待防止課	被害相談件数：91件 相談の受付け数：17件		引き続き、被害児童への心理的ケア・不安の軽減を図っていく対応を行う。		被害相談件数：87件 相談の受付け数：17件	有	性的虐待を受けた児童に対し、専門的対応を用いた面接や診断を実施することで、子どもに起こった被害の発見・確認、子ども自身の負担や不安の軽減を図る。	
52	「よこはまチャイルドライン」への補助	「18歳までの子どもの声を聴くための電話」であるチャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助している。	こども青少年局こども支援課	電話件数：2,847件		引き続き、チャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助していく。		電話件数：4,557件	有	引き続き、チャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助していく。	令和4年度担当課の変更あり。
53	薬物乱用防止啓発	薬物乱用防止啓発の普及を図るため、青少年向けリーフレットを作成し、中学校への配布や、市内小中学校の教員を対象とした研修会を開催する。 薬物乱用防止啓発において、青少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実を図る。	健康福祉局児童安全課	青少年向けリーフレット「ダメじゃ!」薬物乱用防止の配布：市内中学校147校および30000人に配布 市内小中学校の教員を対象とした研修会(8月11日～17日)、横浜市会(8月17日～19日) 薬物乱用防止啓発の開催：令和3年1月14日(書寄開催)		青少年向けリーフレットの作成と中学校への配布 市内小中学校の教員を対象とした研修会の開催 薬物乱用防止啓発の開催 市内小中学校の教員を対象とした研修会(オンライン開催)	新型コロナウイルス感染症の流行のため、市内小中学校の教員を対象とした研修会(オンライン開催)	青少年向けリーフレット「ダメじゃ!」薬物乱用防止の配布：市内中学校147校および30000人に配布 市内小中学校の教員を対象とした研修会(8月11日～17日) 令和3年12月15日(令和4年1月31日) (web開催) 薬物乱用防止キャンペーン(令和3年12月15日～令和4年1月31日) (web開催) 薬物乱用防止啓発の開催(令和4年2月16日(書寄開催)	有	青少年向けリーフレットの作成と中学校への配布 市内小中学校の教員を対象とした研修会の開催 薬物乱用防止啓発の開催 市内小中学校の教員を対象とした研修会(オンライン開催)	薬物乱用防止キャンペーンの今年の実施方法は実行委員会で開催中
54	学校へのカウンセリング配置	カウンセリングを市立小・中・高校全校に配置し、児童生徒や保護者の相談体制を充実させている。	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 高校教務課	全市立小・中義務教育学校及び高校に配置		全市立小・中義務教育学校及び高校に配置		全市立小・中義務教育学校及び高校に配置	有	全市立小・中義務教育学校及び高校に配置	
55	いじめ防止一斉キャンペーン(受取アンケート)の実施	12月の「横浜市いじめ防止啓発月間」及び人権週間に合わせて、全校一斉の児童生徒及び教員を対象としたアンケート調査を行うこと。いじめを防止し、いじめを受けた児童生徒に対する適切な対応を図る。	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	R3.12月(各校実施)		12月「横浜市いじめ防止啓発月間」及び人権週間に合わせて全校実施予定		R3.12月(各校実施)	有	12月「横浜市いじめ防止啓発月間」及び人権週間に合わせて全校実施予定	
56	いじめ防止一斉キャンペーン(受取アンケート)の実施	965日24時間体制で、いろいろな悩みを抱えている児童生徒や保護者に対し相談に応じる。さらに、相談内容に応じて、適切な通知文(啓発資料)等の発信による普及を図る。	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	全市立学校(特別支援学校含む)の児童生徒に配布		全市立学校(特別支援学校含む)の児童生徒に配布		全市立学校(特別支援学校含む)の児童生徒に配布	有	全市立学校(特別支援学校含む)の児童生徒に配布	R3年度より事業名を変更。
57	「子どもの社会的スキル育成プログラム」の普及	・「子どもの社会的スキル育成プログラム」の活用として、SOSサインの出し方・受け方、つなぐ力を育成する。 ・各学校に普及プログラムの指導者と実践事例を紹介し、活用を図る。 ・児童生徒の教育相談を実施するにあたり、児童生徒・生徒指導専任教員に対して講師の研修を実施する。 ・各学校に対して、定期的な通知文(啓発資料)等の発信による普及及び注意喚起を行う。	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課						有		
58	「子どもの社会的スキル育成プログラム」を活用した自発予防の授業実践	・「子どもの社会的スキル育成プログラム」の活用として、SOSサインの出し方・受け方、つなぐ力を育成する。 ・各学校に普及プログラムの指導者と実践事例を紹介し、活用を図る。 ・児童生徒の教育相談を実施するにあたり、児童生徒・生徒指導専任教員に対して講師の研修を実施する。 ・各学校に対して、定期的な通知文(啓発資料)等の発信による普及及び注意喚起を行う。	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課						有		
59	ハイスピードへの対応	自前企業の多い場所への対策として、支援者につながる専用回線を表示するなどの支援体制を整備する。	健康福祉局こころの健康相談センター	24時間365日体制で専用回線に対応		実施を継続。		24時間365日体制で専用回線に対応	有	実施を継続。	
60	公園内の見過しを改善	公園内の見過しを改善するため、樹木の剪定に努めることにも、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。	環境創造局公園緑地管理課	公園内の見過しを改善するため、樹木の剪定に努めることにも、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。		引き続き、公園内の見過しを改善するため、樹木の剪定に努めることにも、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。		引き続き、公園内の見過しを改善するため、樹木の剪定に努めることにも、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。	有	引き続き、公園内の見過しを改善するため、樹木の剪定に努めることにも、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。	

事業名	事業内容	担当課	令和2年度の実施状況・実績	令和3年度実施予定の概要	令和3年度の事業計画・予定	その他特記事項 (事業内容の変更点等)	①令和3年度の実施状況・実績	令和4年度実施予定の有無	③令和4年度の事業計画・予定	④その他特記事項 (事業内容の変更点等)
61	公園整備事業	公園の維持・管理増進等のため、地域のニーズを反映しながら、多様な公園の整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	環境創造局 みどりアップ推進課	新設整備：31か所 再整備：24か所	有	新設整備：23か所 再整備：41か所	新設整備：32か所 再整備：24か所	有	新設整備：27か所 再整備：28か所	

● 大綱見直しの趣旨 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた更なる推進～

資料2-4 添付資料3

- ✓ 自殺者数は基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、関係者によるこれまでの取組みに一定の効果があったと考えられるが、依然として、自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和2年はコロナ禍の影響で様々な問題が悪化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回る、深刻な状況。
- ✓ これまでの取組みを基本に置きつつ、新型コロナウイルス感染症の影響など喫緊の課題への対応も含め、今後更に取り組むべき課題を検討し、「大綱見直しに関する意見（ポイント）」において、14の論点に沿って議論の成果を整理。

大綱見直しに関する意見（ポイント）

総論

- ① 関連施策及び関係機関の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進
 - 包括的な対応を図る生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組みといった関連施策との連携
 - 地域における関係機関の連携と体制の充実
 - 精神科医療、保健、福祉施策との連携
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた支援
 - 自殺への影響の更なる分析やICTの活用、社会的セーフティネットの強化
- ③ 自殺者及び自殺未遂者、それらの者の親族の名誉及び生活の平穏への配慮

個別施策

- ④ スティグマの解消
 - 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことやゲートキーパーの役割等の普及啓発の推進
- ⑤ 相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信
 - メール・SNS等を用いたインターネット相談窓口の活用、相談員に対する組織的なフォローの実施
 - 個人事業主等への相談支援
- ⑥ 精神科医療につなぐ医療連携体制の強化
 - 医師等と地方公共団体が連携し、多職種でサポートする体制や、多様な医療機関や診療科の連携を推進
- ⑦ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進
 - 心の健康の保持に係る教育及び啓発等の更なる推進、及び関係機関の連携等による環境・体制整備
- ⑧ 女性に対する支援
 - コロナ禍における女性支援
 - 妊娠されている方への支援
- ⑨ 勤務問題による自殺対策の更なる推進
 - 過労死防止対策等との十分な連携、及びテレワークの適切な運用を含めた職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進
- ⑩ 遺された人への更なる支援
 - 遺族の自助グループなどと連携した課題解決、及び自死遺族の方から学ぶ機会の確保
- ⑪ インターネット利用への対応
 - サイバーパトロールや検索連動広告といったICTを活用したアウトリーチの取組みの継続実施、及び誹謗中傷の対策強化の検討
- ⑫ 自殺報道等への対応
 - 自殺報道ガイドラインを踏まえた対応の要請
- ⑬ 自殺総合対策の更なる推進に資する調査研究等の推進
 - 疫学的研究や科学的研究も含め、必要なデータやエビデンスの収集の更なる推進

施策の推進体制

- ⑭ PDCAサイクルの更なる推進、数値目標の設定
 - 国及び地方公共団体において、エビデンスに基づいた政策となるよう新大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を定量的に把握し、その効果等を評価
 - 令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしている現大綱の数値目標を継続（平成27年18.5 ⇒ 令和8年13.0以下）

令和3年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告について

1 横浜市退院サポート事業

横浜市では、精神障害者生活支援センターにおいて、市独自の横浜市退院サポート事業を実施し、精神科病院の入院患者の退院支援、地域移行に向けた支援を行っています。

横浜市退院サポート事業には、精神科病院の入院患者に対する地域移行に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発を行う「協働活動」と個別の退院支援を行う「個別支援」があります。個別支援においては、利用期間や退院先を限定せずに支援の対象者としています。

(1)【協働活動(地域移行の普及啓発活動)実績】

入院患者向け		病院職員向け		その他	
講座	OT 参加	研修会	事業説明	打合せ	退院委員会参加
13 回	1 回	1 回	4 回	5 回	1 回

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、協働活動の実施が制限されています。

(2)【個別支援の実績】

	利用者数	退院者数	退院先			
			自宅・アパート設定	GH	自立訓練施設	その他
令和2年度	177 人	71 人	29 人	12 人	23 人	7 人
令和3年度	180 人	69 人	23 人	16 人	24 人	6 人

【参考】入院期間別利用者数(令和3年度) ※入院期間は延べ年数

入院期間	1年未満	1~2年	2~5年	5~10年	10~20年	20~30年	30年以上
人数	27	31	44	44	27	5	2

【参考】入院期間別退院者数(令和3年度) ※入院期間は延べ年数

入院期間	1年未満	1~2年	2~5年	5~10年	10~20年	20~30年	30年以上
人数	19	17	12	13	7	1	0

2 障害者総合支援法サービスにおける地域移行支援

障害者総合支援法の地域移行支援の要件を満たす精神科病院の入院患者については、本サービスを利用して退院支援を行っています。

【地域移行支援の利用実績】

	実施事業所数	実利用者数	退院者数
令和2年度	8 箇所	15 人(8 人)	10 人
令和3年度	7 箇所	10 人(4 人)	6 人

※()内は、退院サポート事業からの移行者

令和4年度第4期横浜市障害者プラン市民説明会の開催について

第4期横浜市障害者プランの取り組み状況等を市民の皆様にお伝えするため、市民説明会を開催しました。

1 開催概要

(1)日時

- ア 令和4年7月23日(土)10時30分～12時30分
- イ 令和4年7月27日(水)11時00分～13時00分

(2)開催形式

- ア YouTubeによるオンラインに開催(7月23日)
- イ ラポールシアターでの会場開催(7月27日)

(3)説明内容

第4期横浜市障害者プランの内容、令和3年度の振り返り及び令和4年度の取組予定

(4)配慮事項等

- ・オンライン開催のみではなく、今年は会場でも開催をしました。
- ・一方通行の説明にならないよう、御意見・御質問をEメールで受け付け、その場で質疑応答の時間に回答しました。
- ・動画を見ながら御意見・御質問を送るのが難しい方がいることを考慮し、資料は事前に市ホームページに掲載し、御意見・御質問も事前に送れるようにしました。
- ・音声による説明に合わせ、画面には説明資料、字幕、手話通訳を映しました。
- ・放映した内容を録画した動画、意見交換の議事録、当日取り上げられなかった御意見・御質問への回答・説明は、後日、本市ホームページに掲載します。

2 説明資料

資料のとおり

だい き よこはまししょうがいしゃ とりくみじょうきょう
第4期横浜市障害者プランの取組状況について

ひょうか せつめい
【評価の説明】

○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。

△：一定程度の効果は得られた。

×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

はんれい
【凡例】

㊦：将来にわたるあんしん施策 ㊦：障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

㊦：障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量

㊦：第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業

さまざまな生活の場面を支えるもの

1 普及啓発

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	障害者週間における市庁舎アトリウムでのイベント実施などを通じて、共生社会の実現に向けた取組を行っています。	障害者週間において、市庁舎アトリウムでイベントを実施し、さまざまな機関と連携しながら、広く市民に対して障害理解の普及・啓発を行いました。	○	引き続き障害者週間における市庁舎アトリウムでのイベント実施などを行い、共生社会の実現に向けた取組を行います。	推進	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	障害者週間を中心に、各区で事業所や自主製品等を紹介するパンフレットの作成や、パラスポーツの写真展の開催等普及・啓発活動を促進します。	障害者週間を中心に、各区で障害理解を目的とした各種パンフレットやポスターを作成、フォーラムや作品展などを実施し、障害理解の普及・啓発を行いました。	○	引き続き障害者週間を中心に、啓発物品やパンフレット、動画の作成、フォーラムやイベント実施などを行い、普及・啓発活動を促進します。	推進	推進

(2) 障害に対する理解促進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>当事者や障害福祉関連施設、市民団体に よる普及・啓発活動への支援</p>	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜(S-net横浜)や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。</p>	<p>各事業の支援を行い、セイフティーネット(S-net横浜)プロジェクト横浜等の障害理解に係る普及・啓発活動を通じた障害理解の推進に取り組みます。</p>	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜(S-net横浜)等の障害理解に係る普及・啓発活動(コミュニケーションボード等の普及啓発、研修会、地域防災拠点での当事者による講演等)を通じ、障害理解の推進に取り組みました。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き各事業の支援を行い、セイフティーネットプロジェクト横浜(S-net横浜)等の障害理解に係る普及・啓発活動を通じた障害理解の推進に取り組みます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進</p>	<p>社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。</p>	<p>社会参加推進センター等と協働して、リーフレットの配布や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続していきます。</p>	<p>社会参加推進センター等と協働して、啓発動画の作成や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続して実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>社会参加推進センター等と協働して、リーフレットの配布や講座の実施など、普及・啓発の取組を継続していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介します。市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	ホームページや「障害福祉のあんない」などの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介します。	ホームページの随時更新や「障害福祉のあんない」の活字版を42,000部発行するなど様々な媒体で、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介しました。	○	ホームページや「障害福祉のあんない」などの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介します。また、新たにアプリによる情報発信を行います。	推進	推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>学齢期 児童及び 保護者へ の障害 理解啓発</p>	<p>学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会の確保に努めます。</p>	<p>学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会(講座の実施等)の確保に努めます。</p>	<p>・区自立支援協議会等、学齢期の児童・生徒や教員に向けた、障害について理解を深めるための講座等を実施しました。また、18区のと組状況を共有する機会を設けることで、各区のと組の促進を図りました。 ・市内の障害当事者団体等と連携し、教育関係者等を対象とした、障害理解を深めるための講座を実施しました。またボランティアセンターと連携し、市内の小中学校にて、児童・生徒に向けた福祉教育のと組を実施しました。 ・障害(主に肢体不自由)への理解を促進し、障害のある児童・生徒の体育・保健</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、学齢期児童と保護者が、障害児・者と交流したり、障害について理解を深めたりする機会(講座の実施等)の確保に努めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
			<p>体育科の授業への参加を支援するための、教員向けサポートブックを作成し、これを活用した研修を実施しました。</p> <p>・市立学校において、教員を対象に、学習上・生活上の困難さに応じた指導に関する校内研修を実施しました（全校で実施）。</p>				
<p>副学籍による交流教育及び共同学習</p>	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会を拡大を図るなど、共同学習を進めます。</p>	<p>特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う子どもたちとの交流及び共同学習をより一層推進します。</p>	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中・義務教育学校での授業や校外活動において一緒に学ぶ機会を設けました。</p> <p>交流実績：166人</p>	○	<p>特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う子どもたちとの交流及び共同学習をより一層推進します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

2 人材確保・育成

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
障害福祉人材の確保 (あ)	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人・雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	魅力発信として、障害福祉の仕事紹介動画を公共交通機関や各種イベントで上映します。また、関係団体と障害福祉人材確保策の検討会を実施し、今後の施策の方向性を検討します。	障害福祉の仕事紹介動画を公共交通機関や障害者週間のイベントで放映しました。また、人材確保策の検討会での検討の結果、若者にターゲットを絞り障害福祉の仕事の魅力を発信することとしました。	○	市内大学や共創フロン트를活用した専門学校との連携により、若者をターゲットに障害福祉の魅力を発信します。また、人材確保セミナーやおしごとフェア等を実施し、求人・採用支援を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
障害特性 に応じた 支援のた めの研修	発達障害や行動 障害を有する方、 医療的ケアが必要な 方等に対し、専門的 な支援を行うこと のできる人材を育成 するための研修を 実施します。	障害福祉事業所等の 職員を対象とした、 行動障害に係る支援力 向上を図るための研修 を、市内法人の協働によ り実施します。 また、福祉・医療・教育 など多分野の職員の方を 対象として、医療的ケア 児・者等の支援を行う上 で必要な内容を学ぶ、 「横浜型医療的ケア児・ 者等支援者養成研修」 を、横浜市医師会への 委託により実施します。	・障害福祉事業所等の 職員を対象とした、 行動障害に係る支援力 向上を図るための研修 を、市内法人の協働によ り実施しました（基礎 研修4回/150人 修了）。 ・令和3年5月から12月ま で「横浜型医療的ケア 児・者等支援者養成 研修」を実施し、42人の 支援者を養成しました。	○	・引き続き、障害福祉 事業所等の職員を 対象とした、行動 障害に係る支援力 向上を図るための 研修を、市内法人の 協働により実施しま す。 ・福祉・医療・教育な ど多分野の職員の方を 対象として、医療的ケ ア児・者等の支援を行 う上で必要な内容を学 ぶ、「横浜型医療的ケア 児・者等支援者養成 研修」及び「横浜型 医療的ケア児・者等 支援者フォローアップ 研修」を実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>相談支援 従事者の 人材育成</p>	<p>市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。</p>	<p>研修の実施体制を整理し、相談支援従事者の人材育成と研修体系における連動性を確保します。</p>	<p>市域における相談支援従事者向け研修の実施体制や担い手の育成を体系的に整理することで、区域での人材育成との連動性を強化しました。</p>	○	<p>区域の自立支援協議会等を活用し、相談支援従事者の人材育成と研修体系における連動性を高めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>障害福祉施設職員等への支援 ⑥</p>	<p>障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>障害福祉施設の職員を対象とした衛生管理、栄養管理に関連する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>障害福祉施設の職員を対象とした食品衛生講習会（eラーニング）や摂食嚥下研修（動画配信）を実施しました。</p>	○	<p>障害福祉施設の職員を対象とした衛生管理、栄養管理に関連する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
障害福祉施設等で働く看護師の支援 (あ)	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。	障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。	障害福祉施設等で働く看護師向けに、医師による口腔機能管理についての講義を動画で配信し、技術的な指導を行いました。	△	障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問等して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。	すすん推進	すすん推進
就労支援センター職員の人材育成	多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	各センター間で支援員の人事交流を行い、支援手法等の共有を行います。また、センター共通で使用している人材育成シートを作成し、多様な高度化するニーズへ対応するため、支援の質を高めます。	多様な高度化するニーズへの対応及びセンターが提供するサービスの標準化を目指し、センター共通で使用している人材育成シートを作成しました。なお、例年実施している、センター間の人事交流については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み中止しました。	○	各センター間で支援員の人事交流を行い、支援手法等を共有します。また、令和3年度に作成した人材育成シートの活用及び、センター職員を対象とした研修への支援により、人材育成を進めます。	すすん推進	すすん推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>就労促進を目的とした事業所職員向け研修</p>	<p>障害者雇用を行っている企業での「就業体験」の研修を通じて、事業所職員の就労支援スキルの向上、就労に向けた意識付けにつなげます。</p>	<p>市内就労支援事業所職員を対象に、企業等での実習や見学を通じて、企業で障害のある社員が担当する仕事内容、求められる職業能力及び企業の育成方法等を学ぶ機会を設けます。</p>	<p>市内就労支援事業所職員や企業を対象に、障害者雇用企業及び福祉サービス事業所の見学会を実施し、企業で障害のある社員が担当する仕事内容、求められる職業能力及び企業の育成方法等を学ぶ研修を実施しました。</p>	○	<p>市内就労支援事業所職員や企業、事業所利用者等を対象に、企業等での実習や見学を通じて、企業で障害のある社員が担当する仕事内容、求められる職業能力及び企業の育成方法等を学ぶ機会を設けます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
いりょうじゆうじ 医療従事 しゃけんしゆう 者研修 事業 ②	びょうき しょうがい 病気や障害のある しょうにおよ じゅうしょうしんしん 小児及び重症心身 しょうがいじ しゃ しめん 障害児・者の支援に ひつよう ちしき ぎじゆつ 必要な知識・技術の こうじょう ほか しょうがい 向上を図り、障害 とくせい りかい 特性を理解した医療 じゆうじしゃ いくせい 従事者を育成するた め けんしゆう じっし めの研修を実施し ます。	しょうがいとくせいとう りかい 障害特性等を理解した いりょうじゆうじしゃ いくせい 医療従事者を育成するた め、引き続き「小児 ほうもんかんご じゅうしょうしんしん 訪問看護・重症心身 しょうがいじしゃけんしゆう じっし 障害児者研修※」を実施 します。 ※令和4年2月末まで に、30名の医療従事者 げんばじっしゆう ふく に、現場実習を含む11 にちかん けんしゆう 日間の研修カリキュラム じゆこう を受講していただきま す。	れいわ ねん がつ がつ 令和3年8月から10月に いりょうきかん ふくし かけて、医療機関や福祉 しせつとう きんむ かんごし 施設等に勤務する看護師 たいしやう しょうほうもん を対象に「小児訪問 かんご じゅうしょうしんしん 看護・重症心身 しょうがいじしゃけんしゆう じっし 障害児者研修」を実施し ました。 ＜市内研修修了者数＞ れいわ ねん ど にん 令和3年度：29人	○	しょうがいとくせいとう りかい 障害特性等を理解した いりょうじゆうじしゃ いくせい 医療従事者を育成する ために、引き続き しょうほうもんかんご 「小児訪問看護・ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ 重症心身障害児者 けんしゆう じっし 研修」を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
ガイドヘルパー等 研修 受講料 助成 ㊦	ガイドヘルパー等の 資格取得のための 研修受講料の一部 を助成し、人材確保 を図ります。	令和3年度から、災害や 感染症拡大による影響 により申請が困難だった 人について、条件つきで 助成申請期間の延長を 可能としています。その 周知を今後も図ること で、助成人数の増加と 人材確保を推進してい きます。	5月、7月、11月に各区 役所、各区社会福祉協 議会、地域子育て支援 拠点など（全103か所）に チラシを配布して事業の 周知を行いました。 助成人数：123人 総助成額：2,421,000円	○	引き続き受講料助成 事業の周知を今後も図 ることで、助成人数の 増加と人材確保を推進 していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパス スキルアップ研修 ㊦	より質の高いサービ スが提供できるよ う、移動支援事業の 従業者を対象に 研修を実施しま す。	サービス提供責任者及び 従業者の質を更に高め るため、研修テーマを 選定し、受講者の増加を 目指します。	令和3年度は新型コロナ ウイルス感染症拡大防止 の観点から集合研修は 中止としました。	○	令和2年度から新型コ ロナウイルス感染症 拡大防止の観点から 中止をしていた集合 形式での研修を再開 し、サービス提供 責任者及び従業者の スキルアップを図って いきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
社会参加 推進センターによる 団体の 活動支援 機能の 充実	障害者本人の活動を 支える人材の育成を 進めるとともに、 同じ障害がある人 たちの交流やコミ ュニケーションの 機会を拡充し、 各団体活動を促進す る取組を推進しま す。	引き続き、障害者の自立 や社会参加等を促進する ための当事者による事業 を実施していきます。	障害者の自立や社会参加 等を促進するための 当事者による事業を実施 しました。	○	引き続き、障害者の 自立や社会参加等を 促進するための当事者 による事業を実施して いきます。	推進	推進

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

事業名 じぎょうめい 事業名	事業内容 じぎょうないよう 事業内容	令和3年度取組予定 れいわ ねんどとりくみよてい 令和3年度取組予定	令和3年度実績 れいわ ねんどじっせき 令和3年度実績	令和3年度 れいわ ねんど 3年度 ひょうか 評価	令和4年度 れいわ ねんど 令和4年度 とりくみよてい 取組予定	中間期 ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	目標 もくひょう 目標
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討 新	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。	関係団体と意見交換を行い、今後の施策の方向性を検討します。	関係機関と意見交換を行い、現状の課題について整理や今後の施策の方向性の検討を行いました。 また、ロボット・AI・ICTに関する研修の情報に関係団体へ紹介しました。	○	関係団体と意見交換を行い、引き続き今後の施策の方向性を検討します。	検討 ・ 実施	推進

3 権利擁護

(1) 虐待防止の取組の浸透

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>障害者虐待防止事業 (普及・啓発)</p>	<p>市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。</p>	<p>市民向けにホームページやリーフレット等を活用した広報を行うとともに、障害福祉サービスに、障害福祉サービスの管理者及びサービスの管理責任者等を対象とした研修を年2回、それぞれ2回コースで実施します。</p>	<p>市民向けには、ホームページ等での広報を行いました。障害福祉施設サービスの管理者およびサービス管理責任者を対象とした研修を、年2回実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>市民向けには、ホームページ等での広報を行うとともに、施設従事者にも、出前講座などの方法で啓発を行います。引き続き、施設の管理者向けの研修を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

(2) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	목표
<p>よこはまし 横浜市 市民 後見人 養成・ 活動支援 事業</p>	<p>地域における権利擁護を市民参画で進めるため、よこはま成年後見推進センターが全区で市民後見人の養成を推進し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。</p>	<p>第5期横浜市市民後見人養成講座について、基礎編（6～7月）、実務編（9月～2月）を実施します。また、活動支援として市民後見人バンク登録者向けの研修を実施します。</p>	<p>第5期市民後見人養成講座を実施し、新たに31名の市民後見人がバンク登録しました。また、活動支援として市民後見人バンク登録者向けの研修を行いました。</p>	<p>○</p>	<p>第6期市民後見人養成講座を実施します。また、活動支援として市民後見人バンク登録者向けの研修を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>ほうじんこうけん 法人後見 支援事業</p>	<p>よこはま成年後見推進センターが、これまで法人後見受任実績を積み重ね、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。</p>	<p>障害者施設等の職員や管理者を対象とした関係者向け研修、施設等の依頼による職員や家族向けの出前講座を行います。また、今年度も法人後見連絡会を開催し、実施団体の連携強化や情報共有を図ります。</p>	<p>障害者施設等の管理者や職員を対象に、法人後見の活用も含めた成年後見制度利用促進研修の動画配信、依頼に応じた出前講座を実施しました。また、法人後見連絡会を実施し、団体の情報共有等行いました。</p>	<p>○</p>	<p>障害者施設等の職員や管理者を対象とした関係者向け研修、家族向けの出前講座等、実施します。また、連携強化や情報共有を目的とした法人後見連絡会の実施や法人後見の立ち上げ時の支援等を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、関係機関と調整して当事者及び家族、支援団体等への説明会などを実施します。	関係機関と調整の上、当事者・家族等に向けて成年後見制度を分かりやすく周知するための講座を開催するなど、普及啓発に取り組みます。	各区の基幹相談支援センターや後見的支援室等の関係機関を通し、当事者・家族等に向けた成年後見制度の説明会等を実施しました。また、18区の取組状況を共有する機会を設けることで、各区の取組を促進しました。	○	各区の基幹相談支援センターや後見的支援室等の関係機関を通し、当事者・家族等に向けた成年後見制度の説明会等を実施するとともに、関係機関を対象とした連絡会等において、区域の取組状況等について共有し、自区の取組に生かすための意見交換等の機会を設けます。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
権利擁護事業	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を、区あんしんセンターが、契約に基づいて実施します。	市民や支援者に制度の周知・啓発等を行い、必要な人が早期に権利擁護事業を利用できるように体制を整え、取組を進めます。また、必要な人には、スムーズに法定後見に移行できるように、関係機関と連携しながら支援を行います。	市民や支援者に制度の周知・啓発のため、講習会等を実施しました。また、相談支援機関の窓口で活用する成年後見制度パンフレットをリニューアルしました。必要な人には、法定後見への移行についても、関係機関と連携しながら支援を行いました。	○	引き続き、市民や支援者に制度の周知・啓発等を行い、必要な人が早期に権利擁護事業を利用できるように体制を強化します。また、必要な人が、スムーズに法定後見への移行を強化し、関係機関と連携しながら支援を行います。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度区長申立て件数	30件 実績29件	30件	30件
成年後見人等報酬助成件数	210件 実績237件	240件	270件

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>市民等への普及・啓発</p>	<p>障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。</p>	<p>広報よこはまの人権特集号への記事掲載による周知・啓発を行うとともに、平成28年に募集した障害者差別に関する事例を誰でも簡単に調べる事ができる検索サイトをホームページで運用します。</p>	<p>平成28年に募集した障害者差別に関する事例を誰でも簡単に調べることができる検索サイトをホームページで運用開始しました。また、差別解消のための啓発動画を交通広告や市のホームページに掲載しました。</p>	<p>○</p>	<p>広報よこはまに人権特集号への記事掲載による周知・啓発を行うとともに、市のホームページや交通広告を利用した啓発動画の掲載を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	差別の相談があった場合に当事者の気持ちに寄り添い、対応窓口や調整委員会等紹介、周知・啓発等を行う当事者サポート事業を横浜市身体障害者団体連合会に委託して実施しています。また、地域支援協議会にて相談事例の共有を図るとともに、相談対応に関する検討等を行います。	当事者サポート事業を横浜市身体障害者団体連合会に委託して実施しました。今後、より効果的に事業を展開していきます。地域支援協議会を開催し、相談事例の共有を図るとともに、障害者差別の解消について意見交換を行いました。	○	ピア相談の中で差別の相談があった場合に当事者の気持ちに寄り添い、対応窓口や調整委員会等紹介、周知・啓発等を行う当事者サポート事業を横浜市身体障害者団体連合会に委託して実施しています。また、地域支援協議会にて相談事例の共有を図るとともに、相談対応に関する検討等を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
市職員 対応 要領の 周知	本市職員が適切な対応 を行っていくための 指針として策定した市 職員対応要領を周知 し、差別的取扱いとな り得る事例や、合理的な 配慮の好事例等の浸透 を図ります。	全職員を対象とした eラーニング研修や、 各区局が実施する研修 等への出前講座を実施 するほか、全区局の 代表が集まる会議にて 取組状況等を周知し ます。	全職員を対象とした eラーニングを実施し ました。全区局の代表 が集まる会議にて、 取組状況等を周知す るとともに課題を検討 しました。	○	全職員を対象としたe ラーニング研修や、 各区局が実施する研修 等への出前講座を実施す るほか、全区局の代表 が集まる会議にて取組 状況等を周知します。	推進	推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	목표
<p>情報発信時の合理的配慮の提供</p>	<p>行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。</p>	<p>視覚障害のある人への情報保障の取組として、希望する人に対して本市から発出する通知の「通知名」、「問合せ先」等について、点字化した通知を送付する仕組みを運用します。また、聴覚障害のある人への情報保障の取組として、タブレット端末を活用した手話通訳サービスの提供や、新たに音声通訳アプリを導入し運用します。さらに、知的障害のある人へのわかりやすい資料を作成します。</p>	<p>視覚障害のある人への情報保障の取組として、希望する人に対して本市から発出する通知を、点字化して送付する仕組みを運用しました。(登録120名) また、聴覚障害のある人への情報保障の取組として、タブレット端末を活用した手話通訳サービスの提供や、新たに音声通訳アプリを導入し運用しました。音声アプリについては、今後の検証が必要で、さらに、行政が発行する広報物について、知的障害のある人にもわかりやすい版を作成しました(5件)</p>	<p>○</p>	<p>視覚障害のある人で希望する方に対して、本市から発行する通知の通知名等を点字化した通知を送付する仕組みを運用します。また、聴覚障害のある人への情報保障として、タブレット端末を活用した手話通訳サービスの情報提供します。音声通訳アプリを使用した情報保障については、新たなアプリ等の検証を行います。行政が発行する広報物について、知的障害のある人にもわかりやすい版を作成するとともに、作成のための基本的な研修を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	最終目標
代筆・代読サービス (新)	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	サービスの実施に向けて、関係団体へのヒアリングを基に適切な提供方法等について検討を進めていきます。	居宅内での代読・代筆支援について、令和3年10月から家事援助において代読・代筆のみでのサービス提供を可能としました。	○	サービス運用を適切に行うとともに、将来的な代読・代筆サービスの提供方法等を引き続き検討していきます。	検討・実施	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数) (福)	11,000人 実績9,630人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数) (福)	1,900人 実績934人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数) (福)	172人 実績102人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数) (福)	90人 実績46人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (養成人数) (福)	30人 実績17人	30人	30人

4 相談支援

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>障害者 相談支援 事業の 周知及び 普及啓発</p>	<p>区福祉保健センター、 基幹相談支援センター、 精神障害者生活支援セ ンターの3機関を中心 に地域生活支援拠点の 機能を充足させなが ら、相談支援事業の 周知、啓発を図ります。</p>	<p>地域の関係機関等の連携 を促進する取組の中で、 本市の相談支援体制に関 する周知・啓発を進めま す。</p>	<p>区福祉保健センター、 基幹相談支援センター、 精神障害者生活支援セ ンターの3機関を中心 に、地域住民に向けた 講座の開催や地域ケアプ ラザとの連携強化等に取 り組み、本市の相談支援 体制に関する周知・啓発 を進めました。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き地域の関係 機関等の連携を促進す る取組の中で、本市の 相談支援体制に関する 周知・啓発を進めま す。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>相談支援 従事者の 人材育成 【再掲】</p>	<p>市域と区域での人材 育成に関する取組を 整理し、相互に連動させ た効果的・効率的な人材 育成体系を整備します。</p>	<p>研修の実施体制を整理 し、相談支援従事者の 人材育成と研修体系に おける連動性を確保しま す。</p>	<p>市域における相談支援 従事者向け研修の実施 体制や担い手の育成を 体系的に整理すること で、区域での人材育成と の連動性を強化しまし た。</p>	<p>○</p>	<p>区域の自立支援協議会 等を活用し、相談支援 従事者の人材育成と 研修体系における 連動性を高めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
市 自立 支援協 議会 と区 自立支 援協 議会の 連携・ 連動	市 自立支 援協 議会、ブ ロック 連絡会、 区自立 支援協 議会を 連携・連 動させ、 地域づ くり に効果 的に取 り組め る体制 を整備 します。	地域づ くりの 推進に 向け、 市自立 支援協 議会、 ブロッ ク連絡 会、区 自立支 援協 議会を 効果的 に連 動させ 、運用 します。	地域づ くりの 推進に 向け、 市自立 支援協 議会、 区自立 支援協 議会が 効果的 に連 動する よう、 情報共 有の仕 組等 の見直 しを行 いました。	○	引き 続き 地域づ くりの 推進に 向け、 市自立 支援協 議会、 ブロッ ク連絡 会、区 自立支 援協 議会を 効果的 に連 動さ せ、運 用しま す。	推進	推進
当事者 による 相談 の充実	社会参 加推進 センター に設置 する ピア相 談セン ターで の当事 者相談 の周知 を図り 、当事 者によ る相談 支援を 推進し ます。	引き 続き、 ピア相 談セン ターの 取組の 周知を 強化し 、当事 者相談 の活用 につな げてい きます。 また、 ピア相 談員研 修を 実施し 、ピア 相談員 のスキ ルアップ を図り ます。	ピア相 談セン ターの 取組の 周知を 強化し 、当事 者相談 の活用 につな げまし た。ま た、 ピア相 談員 研修を 実施し 、ピア 相談員 のスキ ルアップ を図り ました。	○	引き 続き、 ピア相 談セン ターの 取組の 周知を 強化し 、当事 者相談 の活用 につな げてい きます。 また、 ピア相 談員 研修を 実施し 、ピア 相談員 のスキ ルアップ を図り ます。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>既存の相談窓口（地域ケアプラザ等）による連携</p>	<p>日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につながります。</p>	<p>身近な相談者として、日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につながります。</p>	<p>地域ケアプラザ等において、日頃の関わりの中で把握した相談を身近な相談者として受け止め、必要に応じて適した相談機関へつなげました。</p>	○	<p>身近な相談者として、日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につながります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>難病患者等への必要な情報提供</p>	<p>難病患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者等の障害福祉サービス等の活用が促されるよう検討します。</p>	<p>各区での講演会・交流会の開催や、月2回のメールマガジンの配信、ホームページへの掲載等を通じて情報提供を行います。</p>	<p>各区での講演会・交流会の開催や、月2回のメールマガジンの配信、横浜市ホームページへの掲載等を通じて難病患者等への情報提供を行いました。</p>	○	<p>各区での講演会・交流会の開催や、月2回のメールマガジンの配信、ホームページへの掲載等を通じて情報提供を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターと、地域の支援機関との連携の仕組みを整理し、相談支援体制の強化を図ります。	「発達障害地域連携プログラム」の実施等により、発達障害者支援センターと地域の支援機関との連携を促進します。	「発達障害地域連携プログラム」を実施し、発達障害者支援センターと地域の支援機関との連携を促進しました。また、「発達障害者相談研修」を実施し、相談援助技術の向上を図りました。	○	引き続き、「発達障害地域連携プログラム」を実施し、発達障害者支援センターと地域の支援機関との連携を促進します。また、「発達障害者相談研修」を実施し、相談援助技術の向上を図ります。	推進	推進
高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進	高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進し、身近な地域における高次脳機能障害に対する支援体制を強化します。	高次脳機能障害支援センターと連携した取組により、高次脳機能障害に関わる地域の関係機関を支援し、当事者や家族の支援ニーズに対応する相談の質の向上と相談支援体制の強化を図ります。	高次脳機能障害支援センターと18区中途障害者地域活動センターでの専門相談を実施するとともに、支援者向けオンライン研修や意見交換会、家族支援として家族交流会を市域南北の会場で実施しました。	○	引き続き、高次脳機能障害支援センターと連携した取組により、高次脳機能障害に関わる地域の関係機関を支援し、当事者や家族の支援ニーズに対応する相談の質の向上と相談支援体制の強化を図ります。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援体制の強化 ・専門的な指導・助言(福新)	400件 実績401件	440件	480件
地域の相談支援事業者の人材育成の 実施(福新)	72回 実績73件	72回	72回
地域の相談機関との連携強化の取組 (福新)	36回 実績103件	36回	36回
障害の種別や各種のニーズに対応で きる総合的・専門的な相談支援(福新)	48,000件 実績59,109件	49,000件	50,000件
計画相談支援利用者数(年間)(福)	16,322人 実績14,235人	18,805人	21,453人
発達障害者支援地域協議会の 開催件数(福)	3件 実績1件	3件	3件
発達障害者支援センターによる相談 件数(学齢後期障害児支援事業分を除 く)(福)	3,500件 実績1,528件	3,500件	3,500件
発達障害者支援センター及び発達 障害者地域支援マネジャーの外部 機関や地域住民への研修、啓発(学齢 後期障害児支援事業分を除く)(福)	55件 実績41件	55件	55件
医療的ケア児・者等に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター の配置(児)	6人 実績6人	6人	6人

生活の場面1 住む・暮らす

1-1 住まい

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	最終目標
民間住宅 入居の 促進	<p>障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。</p> <p>また、障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。</p>	<p>「住宅セーフティネット制度」の活用や、横浜市居住支援協議会と関係機関との連携体制について検討します。</p>	<p>横浜市居住支援協議会の総会を開催し、令和4年度は精神障害に対する理解を深める勉強会等を実施する事業計画を策定しました。障害福祉に関する支援機関に向けて「住宅セーフティネット制度」や横浜市居住支援協議会の制度説明を行い、連携を強化する検討を進めました。</p>	○	<p>居住支援協議会を活用し、不動産事業者への障害理解の推進と福祉支援者との関係づくりに努めます。</p>	<p>まいしん 推進</p>	<p>まいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
サポートホーム ㊦	発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。	サポートホーム事業の推進により、発達障害のある人の生活を支援するとともに、その効果を検証します。また、支援方法を地域の事業所等へ拡大させるための研修等の機会創出を検討します。	サポートホーム事業の推進により、発達障害のある人の生活を支援するとともに、その効果を検証しました。また、支援方法を地域の事業所等へ拡大させるための方法について検討しました。	○	引き続き、サポートホーム事業の推進により、発達障害のある人の生活を支援するとともに、その効果を検証します。また、支援方法を地域の事業所等へ拡大させるための研修等の機会創出を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害児施設の さいせいび 再整備 ㊦	老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。	施設の運営法人と調整を進めます。	再整備について検討調整等を行いました。	△	施設の運営法人と調整を進めます。	けんとう 検討	けんとう 検討

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
しょうふうがくえん 松風学園 さいせいび 再整備 じぎょう 事業	にゅうきょしゃ きょじゅうかんきょう 入居者の居住環境 かいぜん こしつかとう 改善のため、個室化等を すき どうえん 進めます。また、同園 しきち いちぶ かつよう 敷地の一部を活用して みるせつしんにゆうしよしせつ せいび 民設新入所施設を整備 します。 ちゅうかんき こしつかとう ・中間期：個室化等の きょじゅうかんきょう せつび 居住環境や設備の かいぜんおよ みるせつしんにゆうしよ 改善及び民設新入所 しせつ こうじじっし 施設の工事実施 けいかく きかんちゅう こしつか ・計画期間中：個室化 等の居住環境や設備 かいぜんおよ みるせつ の改善及び民設 しんにゆうしよしせつ こうじ 新入所施設の工事 じっしかんりよう 実施完了	しんきょじゅうどう ぜんしつ 新居住棟（全室 こしつ こうじ ちやくしゅ 個室）の工事に着手 します。 みるせつしんにゆうしよしせつ 民設新入所施設につ いては、工事を完了 します。	しんきょじゅうどう ぜんしつこしつ 新居住棟（全室個室） の工事に着手したほ かに、実施設計（B棟解体 こうじなど おこな 工事等）を行いました た。 みるせつしんにゆうしよしせつ 民設新入所施設につい ては、木材高騰などの えいきょう こうき おく 影響で工期が遅れまし たが、年度内に工事を完 りよう 了しました。	○	しんきょじゅうどう ぜんしつこしつ 新居住棟（全室個室） の工事を完了します。 びーどうかいたいこうじ ちやくしゅ B棟解体工事に着手し ます。 みるせつしんにゆうしよしせつ 民設新入所施設につい ては、運営を開始しま す。	こうじ 工事 じっし 実施	こうじ 工事 じっし 実施 かんりよう 完了

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>【再掲】 障害福祉施設等で働く看護師の支援 ⑥</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師向けに、医師による口腔機能管理についての講義を動画で配信し、技術的な指導を行いました。</p>	<p>△</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問等して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム） 利用者数（新設定員数/年） ^福	200人 実績221人	200人	200人
共同生活援助（グループホーム） 利用者数（利用人数/年） ^福	5,000人 実績5,164人	5,200人	5,400人
施設入所支援 （利用人数/月） ^福	1,426人 実績1,385人	1,420人	1,414人
福祉型障害児入所支援 （利用児童数/月） ^児	190人 実績160人	190人	190人
医療型障害児入所支援 （利用児童数/月） ^児	90人 実績77人	90人	90人
障害児入所施設における18歳以上の入所者数 ^児	0人 実績13人	0人	0人
宿泊型自立訓練（利用人数/月） ^福	87人分 実績65人	87人分	87人分
	2,364人日 実績1,709人	2,364人日	2,364人日
療養介護（利用人数/月） ^福	279人 実績283人	279人	284人

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	목표
<p>身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え</p>	<p>市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施します。</p>	<p>現行の仕組みでの対応を維持していきます。</p>	<p>令和3年度はトイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施しました。 <令和3年度実績> 住宅改造14件 (障害者対応5件・高齢者対応9件) 模様替承認80件</p>	<p>○</p>	<p>現行の仕組みでの対応を維持していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充</p>	<p>現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。</p>	<p>引き続き、日中サービス支援型の活用を踏まえた制度、施策の検討を行っていきます。</p>	<p>日中サービス支援型の活用を念頭に、関係団体等とのヒアリングを重ね、対象者や必要な設備などのご意見をいただきました。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、日中サービス支援型の活用を踏まえた制度、施策の検討を行っていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	高齢化・重度化にともなう身体機能の低下等があっても、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る費用（5か所分）を補助します。	今年度については、ホームからの申請はありませんでした。引き続き、推進してまいります。	×	高齢化・重度化にともなう身体機能の低下等があっても、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る費用（5か所分）を補助します。	実施	実施

1-2 暮らし

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>障害者 地域活動 ホーム 事業</p>	<p>在宅の障害児・者とその家族の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。主なサービスとして、生活介護や地域活動支援センター事業デイサービス型等の日中活動のほか、ショートステイや一時ケア等の生活支援事業を実施しています。施設規模等により、社会福祉法人型地活ホームと機能強化型地活ホームの2種類に分類されています。</p>	<p>社会福祉法人型地活ホーム及び機能強化型地活ホームの両方について、地域における拠点施設として、より使いやすい社会資源となるよう、運営法人や関係部署等と課題を共有し、役割や位置付けの明確化・機能の充実化に向けて、引き続き検討を行います。</p>	<p>活動ホーム連絡会等の場において、現場の課題を共有し、役割や位置付けの明確化・機能の充実化に向けて、施設としての運営のあり方について意見交換を行いました。併せて、コロナ禍における緊急対応等についても、情報共有・検討も行いました。</p>	<p>○</p>	<p>社会福祉法人型地活ホーム及び機能強化型地活ホームの両方について、地域における拠点施設として、より使いやすい社会資源となるよう、運営法人や関係部署等と課題を共有し、役割や位置付けの明確化・機能の充実化に向けて、引き続き検討を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

<p>精神障害者生活支援センター事業</p>	<p>統合失調症をはじめとした精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援するため各区に1か所設置している精神障害者の地域生活支援における本市の拠点施設です。 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や助言、情報提供のほか、専門医による相談や生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）を提供しています。区や基幹相談支援センターとともに、本市の「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられています。</p>	<p>精神障害者のための拠点的施設として、精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行っています。</p>	<p>精神障害者のための拠点的施設としての運営のあり方について、施設長の場において、現場の課題を共有し、意見交換を行いました。併せて民設型センターの運営モニタリングの仕組みを検討し、モデル実施を行いました。また、相談支援の充実を目的に、実務者会議を新設し、相談機能に重点を置いた意見交換を行いました。併せてピアサポートの推進に向け、施設長会の場で協議を開始しました。</p>	<p>○</p>	<p>精神障害者のための拠点的施設として、精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行っています。</p> <p>推進</p>
------------------------	---	---	---	----------	---

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>たきのうがた 多機能型 拠点の 整備・ 運営 ②</p>	<p>つねに医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。</p>	<p>市内4館目である北東部方面多機能型拠点（仮称）について、設計を行います。 市内5、6館目の整備予定地を検討、選定します。</p>	<p>市内4館目である北東部方面多機能型拠点（仮称）について、基本設計を行いました。 5、6館目については引き続き候補地の検討・調査を行いました。</p>	○	<p>市内4館目である北東部方面多機能型拠点（仮称）について、実施設計を完了させ、工事に着手します。</p>	<p>市内4方面整備完了</p>	<p>市内6方面整備完了</p>
<p>行動障害のある方の地域移行や地域生活を支える仕組みづくり</p>	<p>行動障害のある方に必要とされる支援体制について、特に地域移行や地域生活を支える機能の検討を進めます。</p>	<p>行動障害のある人に必要とされる支援体制について、特に地域移行や地域生活を支える機能の検討を庁内で進めます。</p>	<p>行動障害のある人に必要とされる支援体制について、特に地域移行や地域生活を支える機能に関する庁内プロジェクトの立上げ準備を進めました。</p>	○	<p>行動障害のある人に必要とされる支援体制について、特に地域移行や地域生活を支える機能に関する、庁内プロジェクトでの検討を進めます。</p>	<p>検討</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
地域支援マネジャーによる障害福祉サービス事業所等への支援 (新)	発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等に対し、行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施します。	「地域支援マネジャー」による、障害福祉サービス事業所等に対する、行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施します。	「地域支援マネジャー」による、障害福祉サービス事業所等に対するコンサルテーション（行動障害・発達障害に関する研修の実施、事業所に出向いての障害特性の見立てや環境調整等）を実施しました（713件、91事業所）。	○	引き続き、「地域支援マネジャー」による、障害福祉サービス事業所等に対する、行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施します。	すすん すすん	すすん すすん

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>地域生活支援拠点機能の充実</p>	<p>障害のある方の高齢化・重度化、親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるため、基幹相談支援センター・生活支援センター・区役所の3機関一体の運営により、地域のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワーク型の拠点機能を整備し、地域での居住支援機能の充実を図ります。</p>	<p>基幹相談支援センター・生活支援センター・区役所の3機関を中心に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に関する周知を行い、地域住民を含めた関係機関とともに拠点機能の充実を図ります。</p>	<p>各区において、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の育成・確保」「地域の体制づくり」の各機能の充実に向けた取組を進めました。また市域では、「地域生活支援拠点検討部会」を開催し、課題の共有・検討を行うとともに、市域の取組事項について整理しました。</p>	○	<p>引き続き基幹相談支援センター・生活支援センター・区役所の3機関を中心に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に関する周知を行い、地域住民を含めた関係機関とともに拠点機能の充実を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

<p>精神障害のある方の生活のしづらさを地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携の下、各区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において関係者・関係機関が共通の認識の中で課題解決に向けた取組の検討と実施をしていきます。また、地域ごとの課題に対して特性を踏まえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たなつながりを構築していきます。</p> <p>※この取組のため、精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を</p>	<p>区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、地域の関係機関と共通の認識を持ち、課題解決に向けた取組を検討、推進します。また、取組の推進のための研修会を開催します。</p>	<p>地域の関係機関と共通の認識を持ち、課題解決に向けた取組を検討、推進を目的として、区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」を開催しました。また、取組の推進を目的とした研修会を開催しました。</p> <p>市域において、地域移行・地域定着部会を2回開催し、お互いに支え合える仕組みについて検討しました。</p>	<p>○</p>	<p>区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、地域の関係機関と共通の認識を持ち、課題解決に向けた取組を検討、推進します。また、取組の推進のための研修会を開催します。</p> <p>さらに、同じ経験や立場の人同士がお互いに支え合える場や機会について検討します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
--	---	--	----------	--	-----------	-----------

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	れいわ ねんどとりにくみまてい 令和3年度取組予定	れいわ ねんどじっせき 令和3年度実績	れいわ 令和 3年度 ひょうか 評価	れいわ ねんど 令和4年度 とりにくみまてい 取組予定	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
	はあく きぼんせいび か 把握し、基盤整備の過 ぶそくとう はあく 不足等について把握す るため、以下の事項につ いて、活動指標として せってい 設定します。						

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助の利用者数(精神障害) 福	959人 実績1018人	997人	1,035人
地域移行支援の利用者数(精神障害) 福	108人/年 実績63人/年	120人/年	132人/年
地域定着支援利用者数(精神障害) 福	480人/年 実績405人/年	576人/年	672人/年
自立生活援助利用者数(精神障害) 福	60人/年 実績51人/年	75人/年	90人/年
・自立生活アシスタント利用者数(精神障害)	323人/年 実績376人/年	323人/年	323人/年
精神障害者退院サポート事業利用者	180人/年 実績180人/年	180人/年	180人/年

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
精神障害者の家族支援事業 ㊦	精神障害者とその家族が適切な関係を保つため、緊急滞在所を準備するとともに、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	引き続き、精神障害者とその家族が適切な関係を保てるよう緊急滞在所を準備します。また、学習会を実施し、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	精神障害者とその家族が適切な関係を保てるよう緊急滞在所を準備しました。また学習会を実施し、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供しました。	○	引き続き、精神障害者とその家族が適切な関係を保てるよう緊急滞在所を準備しています。また、学習会を実施し、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供しています。	すいしん推進	すいしん推進
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催 ㊦	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会について、第1回を7月頃、第2回を令和4年2月頃に開催予定です。	横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を令和3年8月及び令和3年2月の2回開催し、情報共有や意見交換を行いました。	○	横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会について、第1回を8月頃、第2回を令和5年2月頃に開催予定です。	すいしん推進	すいしん推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
医療的ケア児・者等支援者養成 (あ)新	受入体制の充実を図るため、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行えるよう、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。	令和3年5月から12月まで医療的ケア児・者等支援者養成研修を実施します。50人程度を養成予定です。	令和3年5月から12月まで医療的ケア児・者等支援者養成研修を実施し、42人の横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修修了者を養成しました。	○	令和4年5月から12月まで医療的ケア児・者等支援者養成研修を実施します。50人程度を養成予定です。	すすん 推進	すすん 推進

<p>メディカルショー トステイ 事業 ㊦</p>	<p>医療的ケアが必要な 重症心身障害児者等 を、在宅で介護する家族 の負担軽減と在宅生活 の安定を目的として、 一時的に在宅生活が 困難となった場合など に、病院での受け入れ を実施します。</p>	<p>引き続き事業を実施して いくとともに、協力 医療機関との円滑な事業 運営を図ります。</p>	<p>利用者向けの制度案内チ ラシを配布し、さらなる 事業の周知を図り、制度 を必要とする方の登録を 促進しました。 協力医療機関の医療ス タッフ向けの研修は新型 コロナウイルス感染症の 影響で中止しましたが、 協力医療機関の医師、 看護師及び医療ソシヤ ルワーカーとの会議を 令和3年7月に実施し、 利用者の受入に関する 情報共有や意見交換を 行いました。 その他、協力医療機関 への訪問や電話・メール などで随時連絡調整を行 い、新型コロナウイルス 感染症の濃厚接触者の 受入にも迅速に対応しま した。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き事業を実施し ていくとともに、 協力医療機関との 円滑な事業運営を図り ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---------------------------------------	--	---	---	----------	--	--------------------	--------------------

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備 福	ぜんくじっし 全区実施 じっせき ぜんくじっし 実績 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
ちいきせいかつしえんきよてん ゆう ・地域生活支援拠点が有する機能の充 じつ 実に向けた検証及び検討の実施 かいすう 回数 福新	かい 1回 じっせき かい 実績2回	かい 1回	かい 1回
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケア システム ほけん いりょうおよ ぶくしかんけいしゃ きょうぎ ・保健、医療及び福祉関係者による協議 ば かいさいかいすう の場の開催回数 福新	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域) じっせき 実績 かい しいき 2回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)
ほけん いりょうおよ ぶくしかんけいしゃ ・保健、医療及び福祉関係者による もくひようせっていおよ ひようか じっしかいすう 目標設定及び評価の実施回数 福新	かい 1回 じっせき かい 実績1回	かい 1回	かい 1回
はったつしょうがいしゃしえん およ はったつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マネージャーの関係 きかん じよげんけんすう がくれいこうきしやうがいじ 機関への助言件数(学齢後期障害児 しえんじぎょうぶん のぞ 支援事業分を除く) 福	けん 1,000件 じっせき けん 実績945件	けん 1,000件	けん 1,000件

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
きょたくかいご 居宅介護 (／年) 福	じかんぶん 127,601時間分 じっせき じかんぶん 実績135,648時間分	じかんぶん 129,642時間分	じかんぶん 131,716時間分
	にん 8,070人 じっせき にん 実績7,781人	にん 8,417人	にん 8,778人
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 (／年) 福	じかんぶん 89,044時間分 じっせき じかんぶん 実績110,593時間分	じかんぶん 99,640時間分	じかんぶん 111,497時間分
	にん 544人 じっせき にん 実績578人	にん 613人	にん 691人
どうこうえんご 同行援護 (／年) 福	じかんぶん 16,360時間分 じっせき じかんぶん 実績14,030時間分	じかんぶん 17,112時間分	じかんぶん 17,899時間分
	にん 856人 じっせき にん 実績745人	にん 894人	にん 934人
こうどうえんご 行動援護 (／年) 福	じかんぶん 13,544時間分 じっせき じかんぶん 実績10,932時間分	じかんぶん 15,792時間分	じかんぶん 18,413時間分
	にん 855人 じっせき にん 実績586人	にん 1,072人	にん 1,344人
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型) (／月) 福	にんぶん 1,100人分 じっせき にんぶん 実績705人分	にんぶん 1,120人分	にんぶん 1,140人分
	にんにち 5,500人日 じっせき にんにち 実績4,404人日	にんにち 5,600人日	にんにち 5,700人日

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（医療型）（／月）福	400人分 実績341人分	410人分	420人分
	2,000人日 実績1,658人日	2,050人日	2,100人日
日中一時支援（／月）福	240人分 実績292人分	240人分	240人分
	800回 実績600回	800回	800回
日常生活用具給付・貸与（／年）福	86,000件 実績93,905件	86,000件	86,000件
地域移行支援（／年）福	120人分 実績69人分	132人分	144人分
地域定着支援（／年）福	600人分 実績459人分	720人分	840人分
精神障害者退院サポート事業（／年）	180人 実績180人	180人	180人


(2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	목표
しょうがいしゃ 障害者 じりつせいかつ 自立生活 アシスタ ント ㊦	ちいき たんしんとう せいかつ 地域で単身等で生活す る しょうがいしゃ たい 障害者に対して、 じりつせいかつ 自立生活アシスタント が、その しょうがいしゃ たい 障害特性を踏 まえて、 ぐたいてき せいかつ 具体的な生活 場面での しゃかい とうりやく 社会適応力を たか じよげん ちゆうしん 高める助言を中心 とした せいけん おこな 支援を行います す。 くに じっし じぎょう 国の実施事業との かんけい せいり 関係を整理しながら すいしん 推進していきます。	じりつせいかつ 自立生活アシスタント じぎょう ふきゅうけいはつ と く 事業の普及啓発に取り 組み、アシスタントの じまんりやく こうじょう ほか 支援力の向上を図るた めの けんしゅう じっし 研修の実施やガイ ドラインの整備を行 います。	じりつせいかつ 自立生活アシスタント じぎょう ふきゅうけいはつ と く 事業の普及啓発に取り組 み、アシスタントの じまんりやく こうじょう ほか 支援力の向上を図るた め、スキルアップ等の けんしゅう じっし 研修を実施しました。 アシスタントの せいけん 支援の じっせん かか 実践に関わるガイドライ ンの整備を行いま した。	○	じりつせいかつ 自立生活アシスタント じぎょう ふきゅうけいはつ と く 事業の普及啓発に取り組 み、アシスタントの じまんりやく こうじょう ほか 支援力の向上を図るた め、スキルアップ等の けんしゅう じっし 研修やプロジェクトを じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	れいわ ねんどとりくみよてい 令和3年度取組予定	れいわ ねんどじっせき 令和3年度実績	れいわ 令和 3年度 評価	れいわ ねんど 令和4年度 とりくみよてい 取組予定	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
こうけんてき 後見的 支援制度 ㊤	しょうがいしゃほんにん かぞく 障害者本人や家族に より添い、漠然とした 将来の不安や悩みを 一緒に考え、親なきあ とも安心して暮らすこ とができる地域での 見守り体制を構築しま す。	ほんせいど あんていでき 本制度が、より安定的 かつ持続可能なものと なるよう、あり方 検討会等にて業務運営 の方針等を検討しま す。	ほんせいど あんていでき 本制度をより安定的かつ 持続可能なものとしてい くためのあり方検討会を 開催し、「業務運営 指針」を策定しました。	○	れいわ ねんど さくてい 令和3年度に策定した 「業務運営指針」に基づ く制度運営を推進しま す。特に、あんしんキー パーの開拓と地域づくり に関する取組を各区 支援室で実施します。ま た地域ケアプラザ等に対 し、「業務連携指針」を用 いて、制度趣旨や地域ケ アプラザ等と連携した 取組事例について、 周知・共有を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうひしゃ 消費者 教育事業 ㊤	しょうがいしゃ かぞくおよ 障害者、家族及び 支援者が、商品・サ ービスの利用及び契約 に関するトラブル等を 学ぶことにより、安心 した日常生活を送れ るよう、意識啓発を図 ります。	いしきけいはつ ほうほう 意識啓発の方法につい て、より持続可能な 方法を庁内で検討しま す。	じぎょう けいぞくせい がっこうがわ 事業の継続性や学校側の 負担も踏まえ、継続でき る形での意識啓発の 方法を関係課で検討しま した。	○	けいはつぶつ さくせい はいふ 啓発物の作成や配布など も含め、引き続き持続 可能な方法を庁内で検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 ㊦	80人分 実績70人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント ㊧	690人分 実績766人分	690人分	690人分

1-3 移動支援

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間 目標	目標
<p>移動情報センター運営等事業の推進 </p>	<p>移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。</p>	<p>移動情報センターの周知をさらに進めるとともに、18区のネットワーク力の強化により、職員の相談対応力・コーディネート能力の向上を図ります。また、ガイドボランティアなど地域の移動支援の担い手の発掘・育成に取り組みます。</p>	<p>地域の関係機関への働きかけ等により、移動情報センターの周知や担い手の発掘を進めました。また、センターの運営において、アプリケーションの導入により18区の情報共有の推進を図り相談事業の充実に努めました。</p> <p>令和3年度相談件数： 2,223件</p>	<p>△</p>	<p>移動情報センターの周知をさらに進め、職員の相談対応力・コーディネート能力の向上を図るために、障害者支援センターを中心に18区の活動支援を進めます。</p>	<p>相談 件数 3,300 件</p>	<p>相談 件数 3,600 件</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>【再掲】 ガイドヘルパー等 研修 受講料助成^㉞</p>	<p>ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。</p>	<p>令和3年度から、災害や感染症拡大による影響により申請が困難だった人について、条件つきで助成申請期間の延長を可能としています。その周知を今後図ること、助成人数の増加と人材確保を推進していきます。</p>	<p>5月、7月、11月に各区役所、各区社会福祉協議会、地域子育て支援拠点など（全103か所）にチラシを配布して事業の周知を行いました。</p> <p>助成人数：123人 総助成額：2,421,000円</p>	○	<p>引き続き受講料助成事業の周知を今後も図ることで、助成人数の増加と人材確保を推進していきます。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修^㉞</p>	<p>より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。</p>	<p>サービス提供責任者及び従業者の質を更に高めるため、研修テーマを選定し、受講者の増加を目指します。</p>	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合研修は中止としました。</p>	○	<p>令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止をしていた集合形式での研修を再開し、サービス提供責任者及び従業者のスキルアップを図っていきます。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和 3 年度取組予定	令和 3 年度実績	令和 3 年度 評価	令和 4 年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>難病患者 外出支援 サービス 事業</p>	<p>一般の交通機関を利用した外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。</p>	<p>横浜市社会福祉協議会と委託契約を継続し、移動支援が必要な人に送迎サービスを提供します。</p>	<p>横浜市社会福祉協議会と委託契約を継続し、移動支援が必要な人に送迎サービスを提供しました。新型コロナウイルス感染症の影響等により利用実績は延38回にとどまりました。</p>	<p>△</p>	<p>一般の交通機関を利用して外出に困難を伴う、車いす等を利用する難病患者に福祉車両による送迎サービスを提供します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>在宅 重症 患者 外出 支援 事業</p>	<p>車いすによる移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。</p>	<p>通院等に民間救急事業者を利用する在宅重症患者に対し、移送費の一部を助成します。また、実態とニーズを把握を行い、18区への周知を徹底します。</p>	<p>通院等に民間救急事業者を利用する在宅重症患者に対し、移送費の一部を助成しました。また、必要の人に情報提供できるよう、相談窓口である18区と情報を共有しています。</p>	<p>○</p>	<p>通院等に民間救急事業者を利用する在宅重症患者に対し、移送費の一部を助成します。また、実態とニーズの把握を行い、必要の人に情報提供できるよう引き続き18区と連携していきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
福祉有償移動サービス事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等による、自家用自動車を利用した移動サービスを促進します。	福祉有償運送を行うNPO法人等の登録等や、福祉有償運送の適正な実施等について協議する福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。また、福祉有償運送を実施している団体へ訪問し、活動が適正に実施されているか調査を行います。	福祉有償移動サービス運営協議会を開催しました(3回)。登録団体への訪問を実施しました。福祉有償運送のホームページにおいて情報を提供を行いました。	○	福祉有償運送を行うNPO法人等の登録等や、福祉有償運送の適正な実施等について協議する福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。また、福祉有償運送を実施している団体へ訪問し、活動が適正に実施されているか調査を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充 (新)	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	重度の障害がある人に対して、移動の選択肢を広げるため、「重度障害者福祉タクシー利用券の対象拡大」と「障害者自動車燃料券の新設」に取り組みます。	10月から重度障害者福祉タクシー利用券の対象者を拡大するとともに、障害者自動車燃料券制度を新設しました。	○	重度障害者タクシー料金助成事業と障害者自動車燃料費助成事業を引き続き推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 (いどうかいご つうがくつうしよしえん 移動介護・通学通所支援) ㊦	じかんぶん 781,554時間分 じっせき 実績580,689時間分	じかんぶん 797,185時間分	じかんぶん 813,128時間分
	にんぶん 6,479人分 じっせき 実績5,187人分	にんぶん 6,673人分	にんぶん 6,873人分

1-4 まちづくり

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
ふくし 福祉のまち づくり推進 事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	子ども向けリーフレットの配布や、職員等を対象とした研修の開催などにより、福祉のまちづくりを推進します。福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に適切に対応します。	職員等を対象とした研修の開催などにより、福祉のまちづくりを推進しました。福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に適切に対応しました。	○	子ども向けリーフレットの改訂や、職員等を対象とした研修の開催などにより、福祉のまちづくりを推進します。福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に適切に対応します。	推進	推進

<p>こうきょうこうつう 公共交通 機関のバリ アフリー化</p>	<p>だれ いどう かんきょう 誰もが移動しやすい環境 せいび いっかん てつどう 整備の一環として、鉄道 えきしゃ 駅舎へのエレベーター等の せつちおほ 設置及びノンステップバス どうにゆうそくしん ほか の導入促進を図ります。</p>	<p>しな い えき 市内の駅には、バリアフ リーが未整備の駅がある ため、鉄道駅舎へのエレ ベーターなどの設置につ いて、引き続き補助を おこな 行っています。 ノンステップバスの どうにゆう 導入については、事 ぎょうしゃかん どうにゆうりつ さ 業者間で導入率に差が あることから、導入率 の低い事業者に対し じゆうてんてき ほしよ おこな 重点的に補助を行うな ごうりつてき とりくみ ほか ど効率的な取組を図ると ともに、市民の要望等を 事業者 ぎょうしゃ 共有するなど して、導入の検討につ いて働きかけていきま す。</p>	<p>しな い えき 市内の駅には、バリア フリーが未整備の駅が あるため、鉄道駅舎へ のエレベーターなどの せつち けんとう 設置の検討について、 はたら 働きかけました。特 に具体的な設置の計画 を くたいてき せつち けいかく している事業者か ら、けんとう しんちよく らは、検討の進捗に ついて情報提供をい ただくなど、れんらく みつ 連絡を密 にしました。 ノンステップバスの どうにゆう 導入については、事 ぎょうしゃかん どうにゆうりつ さ 業者間で導入率に差 があることから、 どうにゆうりつ ひく じぎょうしゃ 導入率の低い事業者 に対し重点的に補助 をおこな ころりつてき を行うなど効率的な とりくみ ほか 取組を図るとともに、 しみん ようぼうどう じ 市民の要望等を事 ぎょうしゃ 共有するなど して、導入の検討に はたら ついて働きかけまし</p>	<p>しな い えき 市内の駅には、バリ アフリーが未整備の えきがあるため、鉄道 えきしゃ 駅舎へのエレベータ ーなどの設置につい て、引き続き補助を おこな 行っています。 ノンステップバスの どうにゆう 導入については、事 ぎょうしゃかん どうにゆうりつ 業者間で導入率に 差があることから、 どうにゆうりつ ひく じ 導入率の低い事 業者に対し重点的 に補助を行うなど ごうりつてき とりくみ ほか 効率的な取組を図る とともに、しみん の ようぼうどう じぎょうしゃ 要望等を事業者に 共有するなどして、 どうにゆう けんとう 導入の検討について はたら 働きかけていきま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---	---	---	---	--	--------------------	--------------------

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
			<p>た。また各事業者における今後のノンストップバス導入計画について把握に努めました。</p>				
<p>バリアフリーの推進 ・バリアフリー基本構想の検討・作成</p>	<p>バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進するため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の新規作成等</p>	<p>引き続き、磯子区、中区、羽沢横浜国大駅、踊場駅周辺地区のバリアフリー基本構想の作成を進めます。 また、今年度から港北区と緑区でバリアフリー基本構想の作成に着手します。</p>	<p>磯子区、中区、羽沢横浜国大駅、踊場駅周辺地区のバリアフリー基本構想の作成を進めました。 また、今年度から港北区と緑区でバリアフリー基本構想の作成に着手しました。</p>	○	<p>磯子区、中区、羽沢横浜国大駅周辺地区、踊場駅周辺地区でバリアフリー基本構想を策定します。 また港北区、緑区のバリアフリー基本構想の作成に向けた検討を引き続き進めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	れいわ ねんととりくみよてい 令和3年度取組予定	れいわ ねんとじつせき 令和3年度実績	れいわ ねんど 3年度 ひょうか 評価	れいわ ねんど 令和4年度 とりくみよてい 取組予定	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>・バリアフリー歩行空間の整備</p>	<p>えきしゅうへん 駅周辺のバリアフリー化 を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を、引き続き、進めます。</p>	<p>きほんこうそう 基本構想に基づき、十日市場駅周辺地区等の道路のバリアフリー化整備を進めます。</p>	<p>きほんこうそう 基本構想に基づき、十日市場駅周辺地区等のバリアフリー整備を進めました。</p>	<p>○</p>	<p>きほん 基本構想に基づき、十日市場駅周辺地区等のバリアフリー整備を進めていきます。 また、磯子区、中区、羽沢横浜国大駅周辺地区、踊場駅周辺地区の道路特定事業計画の作成を進めていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>横浜市 公共サイン ガイドラインの運用 推進</p>	<p>公的機関により設置される 歩行者案内・誘導サイン の規格や表示内容等の統一 を図るためのガイドライン の運用を推進します。 また、公共サインの掲載 基準等について必要に応じ て見直しを検討し、より歩 行者に分かりやすいサイン 整備を進めていきます。</p>	<p>ガイドラインの運用を 推進するとともに、 公共サインの掲載基準 等について必要に応じて 見直しを検討し、より歩 行者にわかりやすいサイ ン整備を進めていきま す。</p>	<p>ガイドラインの運用を 適切に行いました。</p>	<p>△</p>	<p>ガイドラインの運用 を推進し、より歩 行者にわかりやすい サイン整備を進めて いきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>エレベーター 設置事業</p>	<p>エレベーターの整備など、 学校施設のバリアフリー化 を進め、障害児が学びやす い環境を整備します。</p>	<p>車いす利用等の児童 生徒が在籍している又は 入学予定の学校へのエ レベーターの整備や段差 解消など、学校施設の バリアフリー化を進め、 障害のある児童生徒が 学びやすい環境を整備 します。</p>	<p>車いす利用等の児童 生徒が在籍している又 は入学予定の学校 に、エレベーターやス ロープを設置しまし た。 (令和3年度エレベ ーター設置校数：11校)</p>	<p>○</p>	<p>車いす利用等の児童 生徒が在籍している 又は入学予定の学校 へのエレベーターの 整備や段差解消な ど、学校施設のバリ アフリー化を進め、 障害のある児童生徒 が学びやすい環境を 整備します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

2-1 健康・医療

(1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援</p>	<p>障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフが、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。</p>	<p>地域の様々な団体等へ障害理解や障害者スポーツの普及啓発のための研修等を実施し、障害のある人が身近な場所でスポーツに取り組める環境作りを進めます。</p>	<p>地域の様々な団体等へ障害理解や障害者スポーツの普及啓発のため、横浜市スポーツ協会との連携を深め、障害のある人が身近な場所でスポーツに取り組める環境作りを行いました。</p>	<p>○</p>	<p>地域の様々な団体等へ障害理解や障害者スポーツの普及啓発のための研修等を実施し、障害のある人が身近な場所でスポーツに取り組める環境作りを進めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

<p>さいけい 【再掲】 しょうがいふくし 施設職員 等への 支援 ⑨</p>	<p>しょうがいしゃ きゅうおーえる 障害者のQOLの こうじょう め さ 向上を目指して、 しょうがいたくせい 障害特性やライフス てーじ おう しょうがい ージに応じた障害の じゅうどか かんわ せいかつ 重度化の緩和、生活 しゅうかんびょう よぼうとう 習慣病の予防等の ふきゅうけいはつ ほか 普及啓発を図るため、 しょうがいふくししせつ 障害福祉施設における えいせいかんり えいようかんり 衛生管理、栄養管理に かん けんしゅう れんらくかいとう 関する研修、連絡会等 じっし を実施します。</p>	<p>しょうがいふくししせつ しょうくいん 障害福祉施設の職員を たいしょう えいせいかんり 対象とした衛生管理、 えいようかんり かんれん 栄養管理に関連する けんしゅう れんらくかいとう じっし 研修、連絡会等を実施 します。</p>	<p>しょうがいふくししせつ しょうくいん 障害福祉施設の職員を たいしょう しょうくひんえいせい 対象とした食品衛生 こうしゅうかい いー 講習会（eラーニン ぐ）や摂食嚥下研修 どうがはいしん じっし （動画配信）を実施しま した。</p>	<p>○</p>	<p>しょうがいふくししせつ 障害福祉施設の しょうくいん たいしょう 職員を対象とし たえいせいかんり えいよう た衛生管理、栄養 かんり かんれん 管理に関連する けんしゅう れんらくかいとう 研修、連絡会等を じっし 実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---	--	---	--	----------	--	--------------------	--------------------

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	목표
<p>難病患者一時入院事業</p>	<p>医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。</p>	<p>7病院と委託契約をし、5病床の確保を継続します。また、実態とニーズの把握を行い、引き継ぎ必要な人にサービスを提供できるよう18区への周知を徹底します。</p>	<p>実態とニーズに合わせて、入院可能期間を見直し、新たな協力病院の確保に取り組みました。また、相談窓口である18区と情報を共有しています。</p>	○	<p>8病院と委託契約をし、病床確保を継続します。また、実態とニーズの把握を行い、必要な人に情報提供できるよう引き続き18区と連携していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>歯科保健医療推進事業（心身障害児・者歯科診療）</p>	<p>通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を引き続き図ります。</p>	<p>歯科保健医療センターへの補助を行い、障害児・者の歯科医療の確保のための支援を行います。</p>	<p>歯科保健医療センターへの補助により、障害児・者の歯科医療の確保のための支援を行い、障害児・者の歯科診療件数は令和2年度と比較して約2,000件増加しました。</p>	○	<p>歯科保健医療センターへの補助及び障害児・者歯科診療協力医療機関への研修の補助を行い、障害児・者歯科診療の支援を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

<p>さいげい 【再掲】 メディカ ルショー トステイ じぎょう 事業 ㊦</p>	<p>いりょうてき ひつよう 医療的ケアが必要な じゅうしやうしんしんしやうがいじ しゃ 重症心身障害児・者 とう ざいたく かいご 等を在宅で介護する かぞく ふたんけいげん ざいたく 家族の負担軽減と在宅 せいかつ あんてい もくてき 生活の安定を目的とし いちじてき ざいたくせいかつ て、一時的に在宅生活 がこんなん ばあい が困難となった場合な どに、びやういん いう い に、病院での受け入 れを実施します。</p>	<p>ひ つづ じぎょう じっし 引き続き事業を実施して いくとともに、きやうりよく 協力 いりようきかん えんかつ じぎょう 医療機関との円滑な事業 うんえい ほか 運営を図ります。</p>	<p>りようしや お せいどあんない 利用者向けの制度案内チ ランをはいふ 配布し、さらなる じぎょう しゅうち ほか せいど 事業の周知を図り、制度 を必要とする方の登録を せきしん 促進しました。 きやうりよくいりようきかん いりよう 協力医療機関の医療ス タッフ向けのけんしゅう 研修は しんがた 新型コロナウイルス かんせんしやう えいさしやう ちゆうし 感染症の影響で中止し ましたが、きやうりよくいりよう 協力医療 きかん いし かん ごしおよ 機関の医師、看護師及び いりよう 医療ソーシャルワーカー とのかいぎ かいぎ れいわ ねん がつ の会議を令和3年7月 じっし りようしや うけいれ に実施し、利用者の受入 に関するじやうほうきやう 情報共有 いけんこうかん おこな 意見交換を行いました。 た。 た きやうりよくいりようきかん その他、協力医療機関 へのほうもん てんわ 訪問や電話・メール など ずいじれんらくちやうせい おこな 等で随時連絡調整を行 しんがた い、新型コロナウイルス かんせんしやう のうこうせつしよくしや 感染症の濃厚接触者の うけいれ じんそく たいおう 受入にも迅速に対応しま した。</p>	<p>○</p>	<p>ひ つづ じぎょう じっし 引き続き事業を実施し ていくとともに、 きやうりよくいりようきかん 協力医療機関との えんかつ じぎょううんえい ほか 円滑な事業運営を図り ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---	--	--	--	----------	---	--------------------	--------------------

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>難病患者 在宅療養 計画 策定・ 評価事業</p>	<p>在宅難病患者に対し、 保健・医療・福祉の各 サービスを適切に提供 するために、関係者が 合同でサービス内容を 検討します。</p>	<p>在宅難病患者が安定し た療養生活を送ること を目的としたこの事業の 活用を、18区に周知を 徹底します。</p>	<p>在宅難病患者が安定し た療養生活を送ること を目的としたこの事業の 活用を検討しましたが、 新型コロナウイルス 感染症の影響を受け 実施できませんでした。</p>	<p>△</p>	<p>在宅難病患者が安定し た療養生活を送ること を目的としたこの事業 を活用し、在宅生活を 支える関係者と在宅 療養計画の策定・評価 に取り組みます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>医療機関 連携事業 ②</p>	<p>障害児・者が身近な 地域で適切な医療が受 けられる環境づくりを 推進するため、障害 特性等を理解し適切な 医療を提供できる医療 機関を増やします。</p>	<p>知的障害者専門外来 設置医療機関を5病院 で実施します。 <設置医療機関> ・横浜相原病院 ・紫雲会横浜病院 ・港北病院 ・横浜カメラアホスピタル ・鶴見西井病院 また、市内一般精神科 病院の指定病院12か所 の半数となる6病院まで の設置を目指します。</p>	<p>知的障害者専門外来 設置医療機関を5病院 で実施しました。 <病院数/受診患者数> 令和3年度：5病院 /221人</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、知的障害者 専門外来設置医療機関 を5病院で実施すると ともに、6病院目の 設置を目指します。 また、市内医療機関に 知的障害者の受診対応 状況のアンケートを 実施し、今後の方向性 等を検討します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>重度神経難病患者在宅支援システム構築</p>	<p>発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症患者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。</p>	<p>引き続き、在宅リハビリテーション事業の活用推進のため、市内11か所の医療機関（診断機関）や区福祉保健センターへ在宅リハビリテーション事業の周知を行います。筋ジストロフィー症患者に対しては、在宅リハビリテーション事業のフォローアップ機能の活用を促進します。</p>	<p>市内11か所の医療機関（診断機関）や区福祉保健センターへ在宅リハビリテーション事業の周知を行うとともに、支援者の連絡会議に参加するなど在宅リハビリテーション事業の活用を推進しました。筋ジストロフィー症患者に対しては、フォローアップ機能により適時適切なサービスを提供しました。</p>	○	<p>引き続き、在宅リハビリテーション事業の活用推進のため、市内11か所の医療機関（診断機関）や区福祉保健センターへ在宅リハビリテーション事業の周知を行います。筋ジストロフィー症患者に対しては、在宅リハビリテーション事業のフォローアップ機能の活用を促進します。</p>	構築	構築

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会</p>	<p>障害児・者の医療（入院・在宅）に関する医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。</p>	<p>引き続き事業を実施し、障害児・者の在宅支援に必要な情報交換等を通じて、障害理解を促進していきます。</p>	<p>「医療的ケア児支援法成立の舞台裏」をテーマにしたWEB講演会を令和3年11月に開催しました（視聴者数281人）。</p>	○	<p>引き続き事業を実施し、障害児・者の在宅支援に必要な情報交換等を通じて、障害理解を促進していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実</p>	<p>重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行い、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、関係局と連携して、課題整理を行います。</p>	<p>訪問看護師等を対象とした研修を実施し支援体制の充実に取り組むとともに、重症心身障害児・者の現状の把握に努めました。</p>	○	<p>引き続き重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、研修等を通じて、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>検討</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
重度 障害者等 入院時コ ミュニケ ーション 支援 事業 (あ)	入院先医療機関の 医師・看護師等との 意思疎通が十分に図れ ない障害児・者を対象 に、入院先にコミュニ ケーション支援員を 派遣します。	入院先医療機関の 医師・看護師等との意思 疎通が図れるよう、引き 続きコミュニケーション 支援員を派遣します。	入院先医療機関の 医師・看護師等との意思 疎通が図れるよう、コミ ュニケーション支援員を 派遣しました。	△	入院先医療機関の 医師・看護師等との 意思疎通が図れるよ う、引き続きコミュニ ケーション支援員を 派遣します。	推進	推進
健康ノー ト	障害児・者が自分の住 む地域の医療機関で受 診する際に活用できる 「健康ノート」につい て、入手しやすくなる よう検討し、より活用 できるようにします。	ホームページに掲載し、 周知します。また、活用 状況を確認しながら、 普及につながる入手 方法を検討します。	市ホームページにデー タ掲載し、誰でも活用 できるようにしました。 また、関係団体等への 周知を行いました。	○	活用状況を確認しな がら、普及につながる 方法を引き続き検討し ます。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>【再掲】 医療従事者研修事業 ㊦</p>	<p>疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>障害特性等を理解した医療従事者を育成するために、引き続き「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を実施します。</p>	<p>令和3年8月から10月にかけて、医療機関や福祉施設等に勤務する看護師を対象に「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を実施しました。 ＜市内研修修了者数＞ 令和3年度：29人</p>	○	<p>障害特性等を理解した医療従事者を育成するために、引き続き「小児訪問看護・重症心身障害児者研修」を実施します。</p>	すいしん推進	すいしん推進
<p>【再掲】 障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊦</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師向けに、医師による口腔機能管理についての講義を動画で配信し、技術的な指導を行いました。</p>	△	<p>障害福祉施設等で働く看護師の技能向上及び就労定着を目的に、医師等が各施設に訪問等して行う個別の助言や研修、各施設の看護師を対象とした合同研修等を実施します。</p>	すいしん推進	すいしん推進

<p>せいしんか 精神科 救急 医療対策 事業</p>	<p>せいしんしかん きゆうげきほっしょう 精神疾患の急激発症 やせいしんしょうじょう や精神症状の悪化な どで、さつきゅう とで、早急に適切な せいしんかいいりよう 精神科医療を必要とす ばあい る場合に、精神保健 ふくしほう 福祉法に基づく診察や びょういん 病院の紹介を行うと ともに、必要な医療 しせつ 施設を確保すること等 により、引き続き救 急患者の円滑な医療及 び保護を図ります。</p>	<p>きんきゆう いりよう ひつよう 緊急な医療を必要とす る患者が、迅速かつ適切 な医療を受けられるよう にするため、地域におい てびょういんおよ び病院及び精神保健 指定医の協力を促進 し、受入れ態勢の充実 を図ることで、救急 患者に対して迅速に医療 を提供します。</p>	<p>しんがた 新型コロナウイルスの かんせん 感染が拡大しせいしんか 精神科 救急のベッドがひっ迫 する中、病院や精神 保健指定医から医療現場 の現状、必要な支援や 不安等の聞き取りに努め ました。前年度から引き 続き、新型コロナウイルス の感染が疑われる 救急患者の受け入れをし た精神科病院に対して の補助を継続し、体制の 維持に努めました。 【3次救急通報等 件数】 令和2年度：839件 令和3年度：888件 【3次救急移送先 病院の市内病院の 割合】 令和2年度：84.3% 令和3年度：84.7%</p>	<p>○</p>	<p>きんきゆう いりよう ひつよう 緊急な医療を必要とす る患者が迅速かつ適切 な医療を受けられるよ うにするため、地域にお いて病院及び精神 保健指定医の協力を 促進し、受入れ態勢の 充実を図ることで、 救急患者に対して 迅速に医療を提供しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---	---	---	---	----------	--	--------------------	--------------------

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
精神疾患 を合併する 身体救急 患者の救急医療 体制整備 事業	精神疾患を合併する 身体救急患者を適切 な医療機関へ円滑に 搬送できるよう、 救急医療体制を構築 します。	これまでの課題を整理 し、より良い救急医療 体制の構築に向けた検討 を継続します。 また、必要に応じて特定 症状対応病院の参画 を勧奨していきます。	精神疾患のうち特定 症状をもつ身体救急 患者に対応する病院群 について、3病院が 体制に参画しています。	○	これまでの課題を整理 し、より良い救急医 療体制の構築に向け た検討を継続します。 また、必要に応じて 特定症状対応病院の 参画を勧奨していきます。	推進	推進

2-2 防災・減災

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>災害時 要援護者 支援事業</p>	<p>災害時に自力避難が 困難な要援護者の安否 確認や避難支援等の 活動が円滑に行われる よう、災害時要援護者 名簿や避難支援に必要 な情報を地域に提供 し、日頃からの地域に おける自主的な支え合 いの取組を支援しま す。</p>	<p>地域の実状に応じた 様々な災害時要援護者 支援の取組を支援しま す。</p>	<p>各区において、地域の 実状に応じた様々な 災害時要援護者支援の 取組が行われ、災害時 要援護者支援の取組を 実施している自治会・ 町内会の割合が令和4年 3月末現在で95.6 % となりました。</p>	<p>○</p>	<p>地域の実状に応じ た様々な災害時 要援護者支援の 取組を支援しま す。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
しょうがいしゃ 障害者・ しえんしゃ 支援者に よる災害 じどう 時等の しょうがいかり 障害理解 そくしん 促進	セイフティーネットプ ロジェクト横浜（S-net よこはま えすねっと 横浜）や関係機関等と かんけいきかんとう 連携し、各区で実施さ れる地域防災拠点訓練 ちいきぼうさいきょてんくんれん 等で障害者理解を促進 どう しょうがいしゃりかい そくしん します。	ひ つづ 引き続き、セイフティー ネットプロジェクト横浜 ネットプロジェクト横浜 （S-net横浜）や関係 えすねっとよこはま かんけい 機関等と連携し、各区で きかんとう れんけい かくく 実施される地域防災拠点 じっし ちいきぼうさいきょてん 訓練等で障害者理解を くんれんとう しょうがいしゃりかい 促進します。	しょうがいしゃりかい すず 障害者理解を進めるた めの手法と関係機関との しゆほう かんけいきかん 連携方法について検討し れんけいほうほう けんとう ました。また、セイフテ ーネットプロジェクト よこはま えすねっとよこはま 横浜（S-net横浜）の かつどう みんかん きょうどう 活動を民間との協働に どうが ひろ けいぼつ より動画で広く啓発しま した。	○	セイフティーネット プロジェクト よこはま えすねっとよこはま 横浜（S-net横浜） や関係機関等との かんけいきかんとう 連携により、各区 れんけい かくく で実施される地域 じっし ちいき 防災拠点訓練等で ぼうさいきょてんくんれんとう しょうがいしゃりかい そくしん 障害者理解を促進 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
さいがい じどう 災害時等 の自助力 じじよりよく 向上に向 けたツ ールの作成 およ 及び 普及・ 啓発 新	ふうずいがい ぶく さいがい じ 風水害を含めた災害時 かな じじよりよく こうじょう に備え、自助力の向上 のためのツールの けんとう さくせい ほんし 検討・作成と、本市ウ ェブサイト等を活用し ぶきゅう けいぼつ おこな った普及・啓発を行っ てい きます。	ひなんこうどうけいかく 避難行動計画「マイ・タ イムライン」を基に、 しみん はばひろ ふきゅう けいぼつ 市民に幅広く普及・啓発 ができるよう本市ウェブ サイト等を活用してい きます。	ひなんこうどうけいかく 避難行動計画「マイ・タ イムライン」を基に、 しょうがい うむ 障害の有無にかかわら ず市民に幅広く普及・ しみん はばひろ ふきゅう 啓発ができるよう本市ウ ェブサイト等を活用しま した。	○	ひ つづ 引き続き、マイ・ タイムライン等の じじよりよくこうじょう 自助力向上ツ ールを、本市ウェブサ イト等を活用し ほんし とう かつよう て、市民に幅広く ふきゅう けいぼつ 普及・啓発してい きます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
災害時に おける 自助・ 共助の 情報 共有の 推進 ⑧	横浜市障害者施策 推進協議会や各団体の 会議体にて、災害時に おける自助・共助につ いて情報共有を行いま す。	団体との意見交換を踏ま え、横浜市障害者施策 推進協議会にて情報 共有を行います	防災・減災にかかる新規 事業について、横浜市 障害者施策推進協議会 で情報共有しました。	△	横浜市障害者施策 推進協議会にて 随時情報共有を 行っています。	実施	実施
障害種別 応急備蓄 物資連携 事業	障害特性に応じた応 急備蓄物資について、 引き続き保管できるよ う、普及・啓発を実施 します。	引き続き、ストーマ用 器具の保管ができるよ う、整備や普及・啓発を 行っていきます。	前年度に引き続き、スト ーマ用器具の保管ができ るよう、新規募集及び 更新手続きを行いました。 (利用者数：151人)	○	引き続き、スト ーマ用器具の保管が できるよう、整備 や普及・啓発を行 います。	実施	実施

事業名	事業内容	令和 3年度取組予定	令和 3年度実績	令和 3年度 評価	令和 4年度 取組予定	中間期 目標	目標
障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援 (新)	障害福祉サービス事業所等に対して、平常時から感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準備について、普及啓発を行います。また、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	障害福祉サービス事業所等に対する取組として、感染防止対策に関する巡回訪問や、事業継続計画の策定支援等を行います。 また、昨年度に引き続き、緊急時にはサービス提供等の継続に向けた支援を行います。	障害福祉サービス事業所等に対して、感染症防止対策に関する巡回訪問、事業継続計画策定支援等を実施しました。 また、緊急時におけるサービス提供等の継続に向けた支援を実施するとともに、職員体制の早期立て直しを図るため、市内事業所に抗原検査キットを配付しました。	○	障害福祉サービス事業所等に対して、感染症の蔓延等があっても事業継続ができるよう事業継続計画の策定支援を行います。 また、緊急時におけるサービス提供等の継続に向けた支援を行い、事業所内で新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、迅速に対応できるよう抗原検査キットを常備用に配付します。	検討・推進	推進

3-1 療育

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	最終目標
ちいきりょういく 地域療育 センター うんえいじぎょう 運営事業	しょうがい 障害がある、またはそ うたが の疑いのある児童に、 せんもんせい たか ひょうか 専門性の高い評価や しえんけいかく もと 支援計画に基づき、 しゅうだんりょういく ほいくしよ 集団療育や保育所、 ようちえんおよ がっこう 幼稚園及び学校への じゆんかいほうもん ほごしやしえん 巡回訪問、保護者支援 とう おこな 等を行います。 また、くふくしほけん また、区福祉保健センタ ーの療育相談へのスタ ッフ派遣等を行います。 す。	しょうがい 障害がある、またはそ うたが の疑いのある児童に、 せんもんせい たか ひょうか 専門性の高い評価や支援 けいかく もと 計画に基づき、集団 りょういく ほいくしよ 療育や保育所、幼稚園 およ がっこう 及び学校への巡回 ほうもん ほごしやしえん 訪問、保護者支援等 おこな を行います。 また、くふくしほけん また、区福祉保健センタ ーの療育相談へのスタ ッフ派遣等を行います。 す。	しょうがい 障害がある、またその うたが 疑いのある児童に、 じゅうだんりょういく ほいくしよ 集団療育や保育所、 幼稚園及び学校への じゆんかいほうもん ほごしやしえん 巡回訪問や保護者支援 とう ねんかん つう じっし 等を年間を通じて実施し ました。 また、くふくしほけん また、区福祉保健センタ ーの療育相談へスタッ フ派遣を行いました。	○	しょうがい 障害がある、また うたが はその疑いのある じどう 児童に、専門性の たか ひょうか しえん 高い評価や支援 けいかく もと 計画に基づき、 しゅうだんりょういく 集団療育や ほうもん ほごしやしえん 保育所、幼稚園及 び学校への巡回 ほうもん ほごしやしえん 訪問、保護者支援 とう おこな 等を行います。 また、くふくしほけん また、区福祉保健 センターの療育 相談へのスタッフ 派遣等を行います。 す。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援 (受給者数/月、延べ利用日数/年) ㊟	600人 実績988人	650人	700人
	4,800人日 実績6,887人日	5,200人日	5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊟	190か所 実績209か所	200か所	210か所
	3,800人 実績4,270人	4,000人	4,000人
	297,000人日 実績350,856人日	314,900人日	327,500人日
児童発達支援のうち、主に重症心身 障害児を支援する事業所 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊟	5か所 実績7か所	6か所	7か所
	25人 実績30人	30人	35人
	1,500人日 実績3,079人日	1,800人日	2,100人日
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊟	9か所 実績9か所	9か所	9か所
	185人 実績168人	185人	185人
	18,000人日 実績13,749人日	18,000人日	18,000人日

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
<small>きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん</small> 居宅訪問型児童発達支援 <small>じぎょうしよすう ねん じゆきゆうしやすう つき の りよう</small> (事業所数/年、受給者数/月、延べ利用 <small>にっすう ねん</small> 日数/年) (見)	<small>しよ</small> 1か所 <small>じっせき</small> 実績 1か所	<small>しよ</small> 1か所	<small>しよ</small> 1か所
	<small>にん</small> 30人 <small>じっせき</small> 実績 16人	<small>にん</small> 30人	<small>にん</small> 30人
	<small>にんにち</small> 60人日 <small>じっせき</small> 実績 737人日	<small>にんにち</small> 60人日	<small>にんにち</small> 60人日

(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>ちいき 地域 くんれんかい 訓練会 うんえいひ 運営費 じよせいじぎょう 助成事業</p>	<p>しょうがいじ ほごしゃどう 障害児の保護者等が じしやでき そしき ちいき 自主的に組織し、地域 きのかいふくくんれん ほいく で機能回復訓練や保育 をおこな ちいきくんれんかい を行う、地域訓練会の うんえいひ じよせい 運営費を助成します。</p>	<p>ちいきくんれんかい さんか いぎ 地域訓練会への参加意義 をわかりやすく周知する ことなどにより、参加 そくしん ほか 促進を図れるよう、 よこほまししゃかいふくしきょうぎかい 横浜市社会福祉協議会や くやくしやう けんどう とく 区役所等と検討し取り組 んでいきます。</p>	<p>よこほまししゃかいふくしきょうぎかい 横浜市社会福祉協議会を つう かつどうひ じよせい 通じて活動費の助成を おこな 行うとともに、新型コ ロナウイルス感染症の えいきやうどう かつどう しゆくしやう 影響等で活動を縮小 している団体に対しても かつどうしえん 活動支援ができるよう、 よこほまししゃかいふくしきょうぎかい 横浜市社会福祉協議会と と 取り組みました。</p>	<p>○</p>	<p>よこほまししゃかいふくしきょう 横浜市社会福祉協 ぎかい つう 議会を通じて かつどうひ じよせい おこな 活動費の助成を行 うとともに、 しょうがいじちいきくんれんかい 障害児地域訓練会 さんか いぎ への参加意義を分 かりやすく周知す ることなどによ り、参加促進を図 れるよう、横浜市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会や くやくしやう けんどう 区役所等と検討し と 取り組んでいきま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

<p>ペアレン トトレ ニング 実施者の 養成 ⑧</p>	<p>子ども本人への支援と 合わせて重要である 保護者への支援とし て、主に障害児通所 支援事業所等におい て、職員に対しペア レントトレーニング 実施者養成研修を行 います。</p>	<p>8月～9月に事業所 職員に対する研修を開 催し、10月～2月に研修 を受けた職員により 各事業所において保護者 にトレーニングを実施し ます。</p>	<p>8月に事業所職員に対す る研修を開催しまし た。10月～2月に研修を 受けた職員により、 事業所において保護者に トレーニングを実施しま した。</p>	<p>△ 6月～7月に 事業所職員に対す る研修を開催し、 9月～2月に研修 を受けた職員によ り各事業所におい て保護者にトレ ーニングを実施しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
---	--	--	---	---	--------------------	--------------------

<p>しひょうめい 指標名</p>	<p>れいわ ねんど 令和3年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和4年度</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度</p>
<p>しょうがいじそだん 障害児相談 (事業所数/年、受給者数(学齢)/月、 受給者数(未就学)/年) ⑧</p>	<p>135か所 実績108か所 学齢 6,600人 実績2,690人 未就学 2,850人 実績836人</p>	<p>147か所 学齢 7,275人 未就学3,000人</p>	<p>160か所 学齢 8,025人 未就学3,150人</p>
<p>ペアレントトレーニング実施者養成 研修 ⑧⑨ (事業所数/年)</p>	<p>15か所 実績4か所</p>	<p>30か所</p>	<p>30か所</p>

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>学齢後期 障害児 支援事業</p>	<p>学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。</p>	<p>関係機関との連携調整を行いながら4か所目の事業実施に向け、この事業の役割・機能等に 係る具体的な課題整理を行います。</p>	<p>事業の役割・機能等に 係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所（小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市学齢後期発達相談室）と意見交換会を令和3年10月より計4回実施しました。</p>	○	<p>体制強化に向けて、学識経験者等を交えた検討会議を開催します。</p>	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等（保育所、放課後 児童健全育成事業所等）における障害児 の受入れ体制の整備 ㊟	推進	推進	推進
放課後等デイサービス事業 （事業所数/年、受給者数/月、 の延べ利用日数/年） ㊟	410か所 実績418か所	460か所	510か所
	8,800人 実績8,833人	9,700人	10,700人
	1,128,000人日 実績1,128,471人日	1,274,700人日	1,440,500人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に 重症心身障害児を支援する事業所 （事業所数/年、受給者数/月、 の延べ利用日数/年） ㊟	22か所 実績20か所	23か所	24か所
	396人 実績341人	414人	432人
	31,680人日 実績25,049人日	33,120人日	34,560人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に 重症心身障害児を支援する事業所の ある区の割合 ㊟(新) (/年)	100% 実績72%	100%	100%
発達障害者支援センターによる相談 件数（学齢後期障害児支援事業分） の（延べ相談件数/年） ㊟	6,000件 実績7,190件	6,000件	7,200件

<p>発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（学齢後期障害児支援事業分）（件数/年） <small>（見）</small></p>	<p>25件 <small>けん</small> 実績13件 <small>じつせき けん</small></p>	<p>25件 <small>けん</small></p>	<p>30件 <small>けん</small></p>
--	--	-----------------------------------	-----------------------------------

3-2 教育

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>よこはまがた 横浜型セ ンターの きのお 機能の じゅうじつ 充実</p>	<p>ちいきりょういく 地域療育センターや とくべつしえんがっこう 特別支援学校、通級 つうきゅう 指導教室等の担当者 しどうせいと が、小・中学校や しょうちゅうがっこう 児童生徒、保護者から こども の相談に対応するな そうだん ど、特別な支援が必要 とくべつしえん な児童生徒を支援しま しゅうじつ す。</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーデ い ネーターのスキルアッ ぷ と組織化を進めるため、 そしきが チーフコーディネーター ちゆうしん を中心とした協議会を きょうぎかい 充実します。</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーデ い ネーター協議会等を通じ きょうぎかい て連携を深め、センター れんけい 的機能担当者が学校を てききのう 訪問し、児童生徒が必要 ほうもん とする支援について助言 しえん 等を行いました。</p>	<p>○</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーデ い ネーターのスキルア ップと組織化を進める ため、チーフコーデ い ネーターを中心とし た協議会を充実しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがく 就学 せつめいかい 説明会</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育を希望す る幼児の就学に関する ようじ 説明会を開催します。 せつめいかい</p>	<p>しんがた 新型コロナウイルス対策 に に伴い、会場確保が ともな 困難となったこと、ま か た、感染防止の観点から かんせん も集合型の説明会では しゅうごうがた なく、特別支援教育に とくべつしえんきょういく かかる就学説明の動画 しゅうがくせつめい をホームページに掲載す けいさい ることにより事業を実施 じぎょう します。</p>	<p>れいわ 令和3年度は、新型コロ しんがた ナウイルス対策に伴 たいさく い、会場確保が困難と か なったこと、また、感染 かんせん 防止の観点からも ぼうし 集合型の説明会ではな しゅうごうがた く、就学説明にかかる しゅうがくせつめい 動画をホームページに けいさい 掲載することで、事業を じぎょう 実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育を希望 する方へ向け、就学 かた に関する情報提供を かん 拡充し、これまでの かくしゅう 集合型による説明会 しゅうごうがた に加え、就学説明の しゅうがくせつめい 動画をホームページに けいさい 掲載します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>就学・教育相談の体制強化</p>	<p>一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策を図り、安全かつ、効率的に相談を行うとともに、待機期間の短縮及び円滑な事業の推進を図ります。</p>	<p>令和3年度は、5,026件の就学・教育相談を行いました。令和2年度に比べ223件増加しました。 引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策を図り、安全かつ、効率的に相談を行うとともに、待機期間の短縮及び円滑な事業の推進を図ります。</p>	○	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策を図り、安全かつ、効率的に相談を行うとともに、待機期間の短縮及び円滑な事業の推進を図ります。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>保護者教室開催事業</p>	<p>横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。</p>	<p>令和3年度は、受講形態を工夫する等感染防止対策を講じ、事業を実施します。</p>	<p>令和3年度は受講形態を検討し、オンラインにより1回開催しました。 (参加者数280人)</p>	○	<p>令和4年度は、受講形態を全てオンラインで実施します。 (全6回/各400人)</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
私立 幼稚園等 特別支援 教育費 補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立ちます。	特別支援教育費補助の対象園児数は237人を見込んでいます。	特別支援教育費補助として、578人、115,600千円交付しました。	○	特別支援教育費補助の対象園児数として、令和4年度は、322人を見込んでいます。	推進	推進

(2) 教育環境・教育活動の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
あいしーていー ICT を活用した教育環境の充実 (新)	この児童生徒の障害の状況を十分に踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対し、ICTを活用した指導や支援を充実させるとともに、緊急時におけるオンラインでの学習保障や動画コンテンツ配信などについて、検討、実施します。	GIGAスクール構想を踏まえ、ICT環境のさらなる充実を進めるとともに、オンラインでの学習等についても実施していきます。	各校へICTに関する専門スタッフを配置し、端末環境の整備や授業支援等を行い教員の負担の軽減を図りました。そのうえで、各特別支援学校において、各教科のオンライン学習を進めました。	○	引き続き、ICTに関する専門スタッフ支援を進めオンラインでの学習等を進めます。	実施	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>障害特性に 応じた教育 の充実</p>	<p>個別支援学級に加えて、一般学級においても、特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、ケーススタディを重視した研修を充実させます。全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性の向上を図ります。 また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料助成事業を新たに実施します。</p>	<p>全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう、研修を充実させます。また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料を助成します。</p>	<p>全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう、集合研修校内研修を行いました。また、小・中学校の教員（29人）が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料を助成しました。</p>	○	<p>全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう、研修を充実させます。また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料を助成します。</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

<p>とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーターの機能 強化とスキル アップ</p>	<p>とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーター養成研修 を受講して活動してい る特別支援教育 コーディネーター（教員） を対象に、更なるスキル アップを目指して、 事例研究などを中心 とした研修を進める とともに、関係機関と の連携を強化し、 専門的な資質を高めま す。</p>	<p>とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーター養成研修 に加え、 実務経験3年以上を対 象としたブラッシュアップ 研修及び5年目以上を 対象としたスキルアップ 研修を行い、さらなる 専門性の向上を図りま す。 また、チーフコーディネ ーター会議等において、 研修・情報共有・事例 検討を進めます。 【実施予定】 ・コーディネーター養成 研修 （5～11月/全12回 /約300人受講） ・ブラッシュアップ研修 （10・11月/全2回 /約500人受講） ・スキルアップ研修 （5～11月/全9回 /約70人受講）</p>	<p>れいわ ねんど とくべつ 令和3年度は、特別 支援教育 コーディネーター養成 研修に加え、実務経験3 年以上を対象としたブラ ッシュアップ研修及び 5年目以上を対象とし たスキルアップ 研修を行いました。 研修は、集合型に加 えオンラインにより 行いました。 また、チーフコ ーディネーター会議等 において、研修・情報 共有・事例検討を行 いました。 【実績】 ・コーディネーター養成 研修（全9回/約300人 受講） ・ブラッシュアップ 研修</p>	<p>とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーター養成 研修に加え、実務経験者 の研修内容を見直し、 3年以上を対象とし たスキルアップ 研修、1年以上を 対象としたブラッシ ュアップ研修、学び 直しの機会としてリラ ーニング研修を実施 し、専門性と質の 向上を図ります。 研修は集合型とオン ラインやオンデマンド により実施します。ま た、チーフコ ーディネーター会議等 において 研修・情報共有・ 事例検討を行いま す。 【実施予定】 ・コーディネーター 養成研修（全10回/約</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
--	--	---	---	--	--------------------	--------------------

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	れいわ ねんどとりにくみよてい 令和3年度取組予定	れいわ ねんどじっせき 令和3年度実績	れいわ 令和 3年度 ひょうか 評価	れいわ ねんど 令和4年度 とりにくみよてい 取組予定	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
			ぜん かい やく にん (全3回/約220人 じゅこう 受講) ・スキルアップ研修 (全10回/約950人 じゅこう 受講)		300人受講) ・スキルアップ研修 (全12回/延べ約1,200 じんじゅこう 人受講) ・ブラッシュアップ 研修 (全4回/延べ約300人 じんじゅこう 受講) ・リラーニング研修 (全6回/延べ約100人 じんじゅこう 受講)		
とくべつしえん 特別支援 きょういくしえんいん 教育支援員 じぎょう 事業	しょう ちゅう ぎ おきょういく 小・中・義務教育 がっこう しょうがい 学校で障害により がくしゅうめん せいかつめん 学習面、生活面や あんぜんめん はいりよう 安全面への配慮等が ひつよう じどう せいと とくべつ 必要な児童生徒に特別 しえんきょういくしえんいん 支援教育支援員を はいち こうないしえんたいせい 配置し、校内支援体制 じゅうじつ はか の充実を図ります。	しょうちゅうがっこうどう 小中学校等において、 しょうがい 障害などにより がくしゅうめん せいかつめん 学習面、生活面 どう しえん ひつよう じどう 等への支援が必要な児童 せいと たい とくべつしえん 生徒に対し、特別支援 きょういくしえんいん はいち 教育支援員を配置しま す。	しょうちゅうがっこうどう 小中学校等におい て、しょうがい て、障害などにより がくしゅうめん せいかつめんどう 学習面、生活面等へ しえん ひつよう じどう の支援が必要な児童 せいと やく にん 生徒(約5,800人)に たい とくべつしえんきょういく 対し、特別支援教育 しえんいん はいち 支援員を配置しまし た。	○	しょうちゅうがっこうどう 小中学校等におい て、しょうがい て、障害などにより がくしゅうめん せいかつめんどう 学習面、生活面等へ しえん ひつよう じどう の支援が必要な児童 せいと たい とくべつしえん 生徒に対し、特別支援 きょういくしえんいん はいち 教育支援員を配置し ます。	はいち 配置	はいち 配置

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 ひょうか 評価	令和4年度 とりくみ 取組予定	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
聴覚障害児 支援事業	小・中・義務教育 学校に在籍する聴覚 障害のある児童生徒 にノートテイクによる 情報の保障を実施し ます。	対象の児童生徒にノート テイクボランティアを 派遣します。	対象の児童生徒（19 人）にノートテイクボ ランティアを派遣しま した。	○	対象の児童生徒にノ ートテイクボランティ アを派遣します。	じっし 実施	じっし 実施
巡回型指導 の実施による 通級指導の 充実	児童生徒の在籍校を 巡回して指導を行う 「協働型巡回型 指導」を実施します。 通級指導の担当教員 が在籍校を訪問し、 児童生徒の指導や 授業参観を行うと もに、学級担任等と 日常的に情報を 共有するなど、協働 して学校生活を支援し ます。	新たに4校の通級指導 教室設置校（累計8校） において、協働型巡回 指導を実施します。	新たに4校の通級 指導教室設置校 （累計8校）におい て、協働型巡回指導 を実施しました。	○	新たに4校の通級 指導教室設置校 （累計12校）におい て、協働型巡回指導 を実施します。	じっし 実施	じっし 実施

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 ひょうか 評価	令和4年度 とりくみ 取組予定	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>いりょうてき 医療的ケア 体制の充実</p>	<p>しょうちゅうぎおきょうい 小・中・義務教育 がっこうとくべつしえんがっこう 学校や特別支援学校に おける医療的ケアの いりょうてき 実施体制を充実させ ます。 とくべつしえんがっこう 特別支援学校において じんこうこきゅうきどうこうど は、人工呼吸器等高度 いりょうてき な医療的ケアにも対応 できるよう、体制の たいせい 強化を図ります。</p>	<p>しょうちゅうがっこうどう 小中学校等において にちじょうてき 日常的に喀痰吸引など いりょうてき の医療的ケアが必要な ひつよう 児童生徒に対し、看護師 じどうせいと を派遣します。 とくべつしえんがっこう 特別支援学校において かんごし は、看護師を配置すると か ともに、引き続き、人工 ひ 呼吸器等の高度な医療的 こきゅうきどう ケアにモデル的に取り組 みま みます。</p>	<p>しょうちゅうがっこうどう 小中学校等において にちじょうてき 日常的に喀痰吸引な いりょうてき どの医療的ケアが必要 な児童生徒（17人）に じどうせいと 対し、看護師を派遣し たい ました。 とくべつしえんがっこう 特別支援学校において かんごし は、看護師を配置する と とともに、引き続き、 じんこうこきゅうきどう 人工呼吸器等の高度な いりょうてき 医療的ケアにモデル的 に 取り組みました。</p>	○	<p>しょうちゅうがっこうどう 小中学校等において にちじょうてき 日常的に喀痰吸引な いりょうてき どの医療的ケアが必要 な児童生徒に対し、 じどうせいと 看護師を派遣します。 かんごし 特別支援学校において とくべつしえんがっこう は、看護師を配置する と とともに、引き続き、 じんこうこきゅうきどう 人工呼吸器等の高度な いりょうてき 医療的ケアにモデル的 に 取り組みます。</p>	せいび 整備	せいび 整備

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>特別支援学校の充実</p>	<p>在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設設備の改修や福祉車両の活用など通学支援の新たな方策の検討・試行など教育環境の充実に取り組みます。</p>	<p>多様な児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえ教育環境の充実に引き続き取り組みます。また、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援の試行にも引き続き取り組みます。</p>	<p>肢体不自由特別支援学校6校に配置する看護師を30名体制に拡充しました。また、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援として、医療的ケアの必要児童生徒の通学支援として、肢体不自由校で12台の車両を運行しました。</p>	○	<p>多様な児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえ教育環境の充実に引き続き取り組みます。また、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援として、福祉車両の増車に取り組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 ひょうか 評価	令和4年度 とりくみまてい 取組予定	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 りようしゃ 利用者の大学 じゅうがく 修学支援 事業 ⑧	じゅうどほうもんかいご りよう 重度訪問介護を利用す る重度障害者が大学 じゅうどしょうがいしゃ だいがく で修学するための しん じっし 支援を実施します。	だいがくとう じゅうど 大学等において重度 しょうがいしゃ しゅうがく 障害者が修学するた めに必要な支援体制が構築 ひつよう しんたいせい こうちく されるまで、進学を希望 される人が本制度を利用し ひと ほんせいど りよう 安心して修学ができるよ う、引き続き円滑な事業 うんえい おこな 運営を行っています。	令和2年度から事業を 開始し、利用者に対し て、通学の支援及び 学内での移動や排泄 介助等の支援を提供 しました。なお、 利用者数は以下のと りです。 <利用者数> 令和2年度：3人 令和3年度：3人	○	大学等において重度 障害者が修学するた めに必要な支援体制が 構築されるまで、進学 を希望する人が本制度 を利用し安心して 修学ができるよう、 引き続き円滑な事業 運営を行っています。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) 教育から就労への支援

<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>令和3年度取組予定</p>	<p>令和3年度実績</p>	<p>令和3年度 評価</p>	<p>令和4年度 取組予定</p>	<p>中間期 目標</p>	<p>目標</p>
<p>特別支援 学校就労 支援事業</p>	<p>障害者就労支援センター等関係機関と連携しながら、生徒の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場定着支援のため、高等特別支援学校（若葉台特別支援学校）の知的障害教育部門を（若葉台特別支援学校）に就労支援指導員を配置します。</p>	<p>高等特別支援学校（日野中央、二つ橋、若葉台）の知的障害教育部門の3校に一人ずつ就労支援指導員を配置し、生徒の就労を支援します。</p>	<p>高等特別支援学校（日野中央、二つ橋、若葉台）の知的障害教育部門の3校に一人ずつ就労支援指導員を配置し、各校における実習先開拓や職場定着支援に取り組みました。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、高等特別支援学校（日野中央、二つ橋、若葉台）の3校に一人ずつ就労支援指導員を配置し、生徒の就労を支援します</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>特別支援 学校進路 担当間の 連携強化</p>	<p>市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう連携を強化します。</p>	<p>進路担当者連絡会等を実施し、学校間の連携強化につなげます。</p>	<p>市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて年3回程度情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう取り組みました。</p>	<p>○</p>	<p>進路担当者連絡会等を実施し、学校間の連携強化につなげます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

生活の場面4 働く・楽しむ

4-1 就労

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築</p>	<p>障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。</p>	<p>就労支援センターを中心として、特別支援学校やハローワーク、医療機関との研修会や連絡会を実施します。</p>	<p>各センターがハローワークの関係部門を訪問し、センターの役割や支援の説明を行ったほか、センター主催の連絡会・会議等への参加による、積極的な関係づくりを行いました。また、市内の就労移行支援事業所の連絡会を、オンラインで実施しました。</p>	<p>○</p>	<p>就労支援センターを中心として、特別支援学校やハローワーク、就労移行支援事業所との研修会や連絡会を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
<p>【再掲】 就労支援センター職員の 人材育成</p>	<p>多様な就労ニーズに 対応できるよう、 就労支援スキルを 向上させるため、 研修の実施など、 人材育成を進めます。</p>	<p>各センター間で支援員 の人事交流を行い、 支援手法等の共有を 行います。また、セン ター共通で使用する 人材育成シートを作成 し、多様化・高度化す るニーズへ対応するた め、支援の質を高めま す。</p>	<p>多様化・高度化するニー ズへ対応し、センターが 提供するサービスの 標準化を目指し、センタ ー共通で使用する人材 育成シートを作成しまし た。また、例年実施して いる、センター間の人事 交流については、新型コ ロナウイルス感染症拡大 の影響を鑑み中止とし ました。</p>	○	<p>各センター間で支援員の 人事交流を行い、支援 手法等の共有を行いま す。また、令和3年度に 作成した人材育成シート を活用するとともに、セ ンター職員を対象とし た研修を支援し、人材 育成を進めます。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>【再掲】 就労促進 を目的と した 事業所 職員向け 研修</p>	<p>障害者雇用を行って いる企業での「就業 体験」の研修を通じ て、事業所職員の 就労支援スキルの 向上、就労に向けた 意識付けにつなげま す。</p>	<p>市内就労支援事業所 職員を対象に、企業 等での実習や見学を通 じて、企業で障害のあ る社員が担当する仕事 内容や求められる 職業能力及び企業の 育成方法等を学ぶ機会 を設けます。</p>	<p>市内就労支援事業所 職員や企業を対象に、 障害者雇用企業及び福祉 サービス事業所の見学会 を実施し、企業で障害の ある社員が担当する仕事 内容、求められる職業 能力及び企業の育成方法 等を学ぶ研修を実施しま</p>	○	<p>市内就労支援事業所 職員や企業、事業所 利用者等を対象に、企業 等での実習や見学を通じ て、企業で障害のある 社員が担当する仕事内 容、求められる職業能 力及び企業の育成方法等 を学ぶ機会を設けます。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
			した。				
雇用施策 と福祉 施策の 連携によ る重度 障害者等 への就労 支援 (重度 障害者等 就労支援 特別 事業) ⑨	法定サービスでの 対象外となっている 重度障害者の経済 活動時間中の支援を 雇用施策と福祉施策が 連携して行う制度を 検討し、実施します。	関係事業所へのアンケ ート等を基に、制度構築 に向けた検討を進めて いきます。	関係部署と連携し、他 都市の実施状況の情報 収集を行うなど、制度 構築に向けた検討を行 いました。	○	引き続き、事業の実施に 向けた具体的な検討を進 めていきます。	検討 ・ 実施	検討 ・ 実施

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ふくしせつ いっばんしゅうろう いこうしゃすう 福祉施設から一般就労への移行者数(福) (他都市と合わせて県が集計中です)	460人 実績-人	498人	536人
しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう 就労移行支援事業の利用者数 (福)	1,476人分 実績1508人分	1,547人分	1,617人分
しゅうろういこうしえん りようしゃ しゅうろう 就労移行支援の利用者のうち就労 移行率が3割以上の事業所の割合 (福) (他都市と合わせて県が集計中です)	34.2 % 実績-%	42.1 %	50.0 %
しゅうろうていちゃくしえんりようしゃすう 就労定着支援利用者数 (福)	1,070人 実績672人	1,190人	1,397人

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>共同受注センター等による受注促進</p>	<p>企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。</p>	<p>共同受注センターでは市内障害者施設等の登録を進め、作業内容等の情報を集約し、ウェブサイトで周知していきます。受注促進のための企業開拓や販路開拓を行い、登録事業所の特性を生かした受注調整を進めます。その他の取組として市内イベント等において事業所が参加する機会を増やし、障害者就労への理解促進を図ります。</p>	<p>共同受注センターにおいて、市内障害者施設等の登録を進め、作業内容等の情報を集約し、ウェブサイトで周知しました。また、受注促進のための企業開拓や販路開拓を行い、登録事業所の特性を生かした受注調整に取組んだほか、事業所自主製品の販売会等の市内イベントにおいて事業所が参加する機会を増やし、障害者就労への理解促進を図りました。</p>	○	<p>共同受注センターでは市内障害者施設等の登録を進め、作業内容等の情報を集約し、ウェブサイトで周知していきます。受注促進のための企業開拓や販路開拓を行い、登録事業所の特性を生かした受注調整を進めます。その他の取組として市内イベント等において事業所が参加する機会を増やし、障害者就労への理解促進を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
事業所の受注スキルの向上(新)	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	民間企業との連携による販売支援や研修会の開催等を通じて、事業所の受注スキル向上を図ります。	共同受注センターにおいて、民間企業と連携した研修会や説明会を実施したほか、モデルケースとなる事例の作業風景等の見学会を開催し、事業所の受注スキル向上を図りました。	○	民間企業との連携による販売支援や研修会の開催等を通じて、事業所の受注スキル向上を図ります。	すすむ	すすむ
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	優先調達方針に基づく調達目標等の達成に向け、発注事例を庁内会議等の場を通じて、周知するとともに、複数部署で発注可能な類似事例を紹介するなどの発注の促進を行います。	優先調達方針に基づく調達目標等の達成に向け、発注事例を庁内会議等の場を通じて、周知するとともに、複数部署で発注可能な類似事例を紹介するなどの発注の促進を行いました。	○	優先調達方針に基づく調達目標等の達成に向け、発注事例を庁内会議等の場を通じて、周知するとともに、複数部署で発注可能な類似事例を紹介するなどの発注の促進を行います。	すすむ	すすむ

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名 障害者 就労に関する 市民啓発	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和 3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
	シンポジウムの開催等を通 じ、様々な分野で働く 障害者や障害者雇用を進め ている企業の「生の声」を伝 え、障害者就労に対する 理解・関心を高めます。	「働きたい！わたし のシンポジウム」を 開催（1月予定）し、 当事者や家族等の 就労への理解を促進 し、様々な働き方の 周知や支援機関の 紹介等を通じて、働 くきっかけづくり等を 行います。	障害者就労に関心を 持っていただき、 日常の中に、 障害者がどのように 関わっているのか、 「気づき」のきっかけ になることを目的とし た、障害者就労啓発 パネル展「ともに働 く」を市役所にて開催 しました。なお、予定 していたシンポジウム の開催については新型 コロナウイルス 感染症感染拡大防止 の観点から実施を見合 わせました。	△	従来のシンポジ ウムを見直し、 対象者ごとに 開催方法やプロ グラムを検討す ることで、より 効果的に障害者 就労啓発を推し 進めていきま す。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
障害者雇用に関する 企業啓発	障害者雇用を検討している 企業に向けて、雇用に関する セミナー等を実施し、合理的 配慮の必要性など企業内での 障害理解の促進を図りま す。	支援機関や神奈川県と 連携した企業向けセミ ナーを開催し、 障害者雇用に関する 情報提供や雇用事例 の紹介を行います。 また、希望する企業に 対して、障害者雇用 の啓発に関する出前 講座等を実施します。	支援機関や神奈川県と 連携した企業向けセミ ナーを開催し、 障害者雇用に関する 情報提供や雇用事例 の紹介を行いました。 また、各地域の 工業会を中心に、 障害者就労の啓発を 実施したほか、希望す る企業に対して、 障害者雇用の啓発に 関する出前講座等を 実施しました。	○	支援機関や 神奈川県と連携 した企業向けセ ミナーを開催 し、障害者雇用 に関する情報 提供や雇用事例 の紹介を行いま す。 また、希望する 企業等に対し て、障害者雇用 の啓発に関する 出前講座等を 実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
ふれあいシ ョップ等を 活用した 障害者 就労に関す る理解促進 ⑧	新たに開業するJR関内駅 北口高架下の就労啓発施設 及び市庁舎内のふれあいシ ョップをはじめ、既存のふれあ いショップ等の運営を通じ て、就労に関する理解の 促進を図ります。	新規開業店舗及び 既存の各ふれあいシ ョップの運営状況を 逐次情報共有し、 店舗間のネットワー ク形成等を目的としたふ れあいショップ 店長会等を開催しま す。	各店舗の運営状況に ついては申請書類確認 等の事務手続きを通し て把握を行い、一部 店舗に関しては、ヒア リングも行ないまし た。 また、新型コロナウイルス 感染症拡大の 影響を鑑み、ふれあ いショップ店長会等 は開催を見送りまし た。	△	地域に根差した 店舗となるよ う、情報共有 など店舗間のネ ットワーク形成 等を目的とした ふれあいショッ プ店長会等を開 催します。開催 についてはオン ラインを含め、 検討を行います。 また、引き続き各施設等へ のヒアリングも 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

4-2 日中活動

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護（／月） ^福	7,732人分 実績8,362人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日 実績139,854人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練（機能訓練）（／月） ^福	42人分 実績30人分	42人分	42人分
	826人日 実績428人日	826人日	826人日
自立訓練（生活訓練）（／月） ^福	359人分 実績405人分	376人分	393人分
	5,812人日 実績6,666人日	6,088人日	6,363人日
就労移行支援事業【再掲】（／月） ^福	1,476人分 実績1,508人分	1,547人分	1,617人分
	25,099人日 実績26,726人日	26,303人日	27,507人日
就労継続支援事業（A型）（／月） ^福	880人分 実績719人分	919人分	958人分
	17,203人日 実績13,674人日	17,962人日	18,721人日

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援事業（B型）（／月） 福	4,605人分 実績4,691人分	4,857人分	5,109人分
	79,012人日 実績77,897人日	83,339人日	87,666人日
地域活動支援センター作業所型 福	130か所 実績138か所	130か所	130か所
	2,600人（／年） 実績2,894人（／年）	2,600人（／年）	2,600人（／年）
中途障害者地域活動センター 福	18か所 実績18か所	18か所	18か所
	517人（／年） 実績479人（／年）	517人（／年）	517人（／年）

4-3 スポーツ・文化芸術
 (1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度評価	令和4年度取組予定	中間期目標	目標
障害者スポーツの啓発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）で、様々な機会を捉え、障害者スポーツの体験会や教室等を実施していきます。	障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）で、障害者スポーツの体験会や教室等を実施しました。また、障害者スポーツ推進の取組を進めるため、横浜市スポーツ協会と包括連携協定を締結しました。	○	障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）で、様々な機会を捉え、障害者スポーツの体験会や教室等を実施していきます。	推進	推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>みぢか 身近な 地域にお ける 障害者ス ポーツの すす 推進</p>	<p>ひつづ 引き続き、障害者が みぢかちいき 身近な地域でスポーツ とく に取り組めるよう、 かくく 各区のスポーツセンタ ーや中途障害者地域 かつどう 活動センター等と連携 し、地域の人材育成を すす 進めながら、障害者ス ぽーつ の推進を図りま す。</p>	<p>ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう 中途障害者地域活動セ ンター、横浜市スポー ツ協会等と連携し、障 害 のある人の身近な地域で の障害者スポーツの とくみ 取組を推進していきま す。また、障害者スポ ーツの周知活動、スポ ーツボランティア養成講座 や初級障害者スポーツ 指導員研修会等の実施 を通して、支援者・ 指導者の人材育成を進め ていきます。</p>	<p>ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう 中途障害者地域活動セ ンター、横浜市スポー ツ協会等と連携し、障 害 のある人の身近な地域で の障害者スポーツの とくみ 取組を行いました。ま た、障害者スポーツの 周知活動、スポーツボラ ンティア養成講座や 初級障害者スポーツ 指導員研修会等の実施 を通して、支援者・ 指導者の人材育成に取り 組みました。</p>	<p>○</p>	<p>ちゅうとしょうがいしゃちいき 中途障害者地域 かつどう 活動センター、 横浜市スポー ツ協会等と連携し、 障害のある人の みぢかちいき 身近な地域での 障害者スポーツの とくみ 取組を推進してい きます。また、 障害者スポーツの 周知活動、スポ ーツボランティア 養成講座や初級 障害者スポーツ 指導員研修会等の 実施を通して、 支援者・指導者の 人材育成を進めて いきます。</p>	<p>すす 推進</p>	<p>すす 推進</p>

(2) 文化芸術活動の推進

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>障害者の文化芸術活動の支援</p>	<p>アートイベントの開催や、活動を支える人材の育成、様々な団体等と連携した文化芸術活動の場の創出に取り組めます。</p>	<p>芸術祭や展覧会等の開催を通じて、活動を支える人材の育成や文化芸術活動の場の創出を進めていきます。</p>	<p>芸術祭や展覧会等の開催を通じて、活動を支える人材の育成や文化芸術活動の場の創出に取り組みました。</p>	○	<p>芸術祭や展覧会等の開催を通じて、活動を支える人材の育成や文化芸術活動の場の創出を進めていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>障害者の文化芸術鑑賞の支援 新</p>	<p>様々な団体等と連携し、障害の特性に応じた鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用のための環境整備、活動を支える人材の育成等に取り組めます。</p>	<p>横浜能楽堂において「バリアフリー能」を実施します。</p>	<p>3月19日に新型コロナウイルス感染症対策を行い、実施しました。</p>	○	<p>横浜能楽堂において「バリアフリー能」を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
<p>文化芸術による地域共生社会実現に向けた取組の推進</p> <p>(新)</p>	<p>関係機関との連携を深め、文化芸術体験や公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通して、障害のあるなしにかかわらず誰もが互いに対等な立場で関わり合うことを進める活動を促進します。</p>	<p>・障害者施設とアーティストの連携により、障害者の芸術活動を支援します。</p> <p>・市民ギャラリーあざみの野での「フェローアートギャラリー」を推進します。</p> <p>・「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のレガシーを継承するとともに、障害のある人の創作活動を支える人材を育成します。</p> <p>・Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021において、市内特別支援学校でのダンスワークショップを開催し、有志生徒による発表の場を設けます。</p>	<p>・障害者施設とアーティストの連携により、障害者の芸術活動を支援しました。</p> <p>・市民ギャラリーあざみの野ではフェローアートギャラリーを実施したことに加え、本事業について他施設と連携しました。</p> <p>・「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のレガシーを継承するため、企業や学校向けのプログラムを開発しました。</p> <p>・Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021において、市内特別支援学校でのダンスワークショップを開催し、有志生徒による発表の場を設けました。</p>	<p>○</p>	<p>・市民ギャラリーあざみの野での「フェローアートギャラリー」を推進します。</p> <p>・引き続き「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のレガシーを継承するため、学校等でのプログラムの実践や福祉施設を対象としたモニター調査などを行います。</p> <p>・横浜音祭り2022において、市内特別支援学校等を対象にワークショップ等を実施します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

事業名	事業内容	令和3年度取組予定	令和3年度実績	令和3年度 評価	令和4年度 取組予定	中間期 目標	目標
(仮称) 読書バリアフリー 法に基づく 横浜市 計画の 策定、 推進 新	読書バリアフリー法に 基づく、地方公共 団体の計画として策定 し、計画に基づく取組 を推進します。	市内の障害者団体や 専門的知見を有する外部 関係者で構成された会議 を開催し、読書バリアフ リー法に基づく本市取組 の方向性について協議い ただき、計画策定の参考 とします。あわせて、 市内の関係課を集めた 会議を開催し、関連施策 の実施状況の確認や 今後の取組の方向性を 検討します。	市内の障害者団体や 専門的知見を有する外部 関係者で構成された 「社会教育委員会」 を2回開催し、協議いた だきました。あわせて、 市内の関係課を集めた 会議を開催し、関連施策 の実施状況の確認や 今後の取組の方向性を 検討しました。	○	「社会教育委員 会議」を引き続き開催 し、協議の結果を取り まとめた提言を本市に 提出していただきま す。	策定 ・ 推進	推進

「横浜市障害福祉のあんないアプリ」のリリースについて

1 趣旨

市民への情報支援の強化を目的として「障害福祉のあんない」のアプリ版製作を進めていましたが、令和4年6月1日に配信を開始しました。

周囲の方への積極的な周知をお願いするとともにアプリの活用もご検討ください。

アプリ版配信に伴い、「障害福祉のあんない」冊子版の掲載内容を見直しました。施設一覧表（『資料編Ⅰ地域活動施設一覧表』及び『資料編Ⅱ入所・通所施設一覧表』）については、冊子版から削除し、ホームページでの定期的な更新に切り替えることとします。

【参考】

年度	媒体	発行部数	変更点	備考
令和3年度まで	冊子	42,000	－	
令和4年度以降	冊子	38,000	施設一覧表削除	冊子版配布先について見直し
	アプリ	－	新規	情報取得手段の増加による市民の利便性向上
	HP	－	施設一覧表掲載	定期更新により情報のアップデートが可能

2 アプリの機能

アプリ名称：横浜市障害福祉のあんないアプリ

- ・属性ごとによる障害サービスの検索

（例：障害種別・等級などからの検索、サービスのカテゴリ別の検索）

- ・居住近隣区やサービスごとによる障害福祉サービス事業所の検索及びマップ表示
- ・登録者へのプッシュ機能

アプリのダウンロード時に属性や居住区、自身の障害種別等を登録することで、本市から対象者に利用サービスの各種更新や新規サービス情報をプッシュ機能で通知できます（市民意見募集や災害時にも活用可能）。

- ・掲載内容の更新が随時可能になります。

3 施設一覧表（『資料編Ⅰ地域活動施設一覧表』及び『資料編Ⅱ入所・通所施設一覧表』）について

現在、「障害福祉のあんない」冊子版に施設一覧表を掲載していますが、紙面上では新たな事業所が開設しても年度中の更新ができず、また、掲載情報の修正・変更があった場合の対応が困難です。そこで、冊子版での情報提供を取りやめ、ホームページ上のデータでの情報提供に切り替えます（3～4か月に一度の頻度で更新予定）。施設一覧表を活用する場合には、ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

【掲載予定本市 HP：障害福祉サービス事業所・施設一覧】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/shogaishisetsu.html>

また、事業所情報についてはアプリ上でも入手できるようにします。

【問い合わせ先（担当）】健康福祉局障害施策推進課

田辺、田中、羽柴

電話：045-671-3603 FAX：045-671-3566

メール：kf-syoguide@city.yokohama.jp

公式アプリ
誕生!

横浜市障害福祉の あんないアプリ

サービス・制度・施設検索
お知らせ確認をアプリひとつで。



アプリの便利な機能一覧!

サービス・制度検索



障害種別・暮らしの
カテゴリー別にサービス・
制度情報を検索できます。

お知らせ配信



新着情報など
横浜市からのお知らせを
プッシュ通知でお届けします。

事業所・施設検索



近隣地区や現在地から近い
事業所・施設をリストや
マップから検索できます。

横浜市

障害福祉
あんない

いますぐ無料ダウンロード

各ストアでの検索・二次元バーコードから
ダウンロードできます。



Q 横浜市障害福祉のあんない

検索

詳しいダウンロード方法は裏面を
ご確認ください。

アプリのダウンロード方法



iPhoneからのダウンロード

STEP 1

カメラを起動して、二次元バーコードを読み取る



またはApp Storeから検索

Q 横浜市障害福祉のあんない

STEP 2

「入手」をタップ、表示される手順に沿ってインストール



STEP 3

「開く」をタップ



Androidからのダウンロード

STEP 1

カメラを起動して、二次元バーコードを読み取る
※標準カメラに、二次元バーコードの読み取りが対応していない機種の場合は「コードリーダーアプリ」をインストールしてご利用ください。



またはGoogle Playから検索

Q 横浜市障害福祉のあんない

STEP 2

「インストール」をタップ



STEP 3

「開く」をタップ



健康福祉局障害施策推進課

お問合せ先

電話：045-671-3603 FAX：045-671-3566
メール：kf-syoguide@city.yokohama.jp

※お使いの端末、OSバージョン等により、各種表記が異なる場合がございます。
※Apple、Appleのロゴ、iPhone、iPadは、米国もしくはその他の国や地域におけるApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
※Android、Google PlayおよびGoogle Playロゴは、Google LLCの商標です。

精神保健福祉対策事業について

令和3年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談(平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付)

相談実件数	2484件
相談延べ件数	7430件

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不安を受け止めるため令和2年7月から、土日・祝日の体制拡充を行いました。

(2) 普及啓発

こころの健康についてリーフレットの配布や市ホームページへの掲載、SNSを活用しての情報発信を行いました。新たに啓発動画を作成しました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査(精神保健福祉法第38条の6)

入院後3か月(及び必要に応じ1年)を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している入院患者の一部を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

令和3年度実施者数	18人(措置2人、医療保護16人)
-----------	-------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療(精神通院)(令和3年度実績)

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
69,160人	8,446,073,820 円

(2) 措置入院医療費(令和3年度実績)

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
874人	249,430,893円

(3) 重度障害者医療費助成(3年度実績)

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
2,623人	277,983,613円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(障害者総合支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 意見聴取の開催

嘱託医師(精神保健指定医)から意見を聴取し、センター長が判定を行いました。

年間24回	毎月2回(変則あり)	第2水曜日、第4火曜日
-------	------------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
34,191件	(承認)34,148件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
15,505件	(1 級) 1,458件
	(2 級) 7,111件
	(3 級) 6,859件
	(不承認) 77件

(2) 令和3年度手帳所持者数(令和4年3月末) (人)

総 計	1 級	2 級	3 級
43,767	4,278	25,113	14,376

(3) 令和3年度新規交付者数 4,771件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(令和3年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,454人	16,383件	170,740,500円

6 自殺対策事業

(1)区局の取組

ア 普及啓発

講演会開催	4回(※)	280人
-------	-------	------

※ 南区、港南区、瀬谷区、こころの健康相談センター

イ 人材育成

研修開催	39回(※)	3,882人
------	--------	--------

※ 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、青葉区、栄区、泉区、こころの健康相談センター、こども青少年局青少年相談センター

(2) ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)

3,791人 【横浜市中期4か年計画 2018年度～2021年度 想定事業量:15,000人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	22回	延べ70件
自死遺族の集い「そよ風」	12回	延べ58人

(4) 連携会議開催

総合的な自殺対策の推進のため、有識者や各関係団体、庁内関係課との連携会議を開催した。

よこはま自殺対策ネットワーク協議会	1回(書面開催)
横浜市庁内自殺対策連絡会議	1回(書面開催)

(5) 自殺未遂者支援

ア 救命救急センターによる自殺未遂者再発防止事業

自殺未遂者の再企図防止のため、委託先医療機関(救命救急センター)に搬送された自殺企図者138名(既遂者を含む)に対して、精神科医や臨床心理士によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援等)による支援を行いました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業

自殺未遂者の再企図防止のため、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち、本人の同意を得られた者13名に対して、委託先医療機関(精神科診療所)によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援)や一定期間継続したフォローアップを実施しました。

7 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して入院対応可能な医療機関紹介を行う二次救急及び外来診療を行う医療機関紹介を行う初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 22条(一般人の申請) | <input type="checkbox"/> 23条(警察官の通報) |
| <input type="checkbox"/> 24条(検察官の通報) | <input type="checkbox"/> 25条(保護観察所長の通報) |
| <input type="checkbox"/> 26条(矯正施設の長の通報) | <input type="checkbox"/> 26条の2(精神病院の管理者の届出) |
| <input type="checkbox"/> 26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報) | |
| <input type="checkbox"/> 27条2項(市長の職権による診察) | <input type="checkbox"/> 34条(医療保護入院のための移送) |

(件)

	申請 届出	診 察 不実施	診 察 件 数 及 び 診 察 結 果 内 訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22 条	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23 条	731	378	353	287	11	21	1	33	0
24 条	45	20	25	21	0	2	0	2	0
25 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 条	111	111	0	0	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合 計	888	510	378	308	11	23	1	35	0

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
神奈川県立精神医療センター	16床
北里大学病院	3床
市大センター病院	3床(+3床)
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床)()内は横浜市民専用病床

ウ 市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
令和3年度	市大センター病院 (3床)	19	15	4	0
	昭和大学横浜市 北部病院 (3床)	19	14	5	0

エ 夜間・休日・深夜の警察官通報の状況 (件)

	通報件数	診 察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置 入院	緊急措 置入院	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
夜間	179	96	95	77	2	6	0	10	0
休日	105	53	53	43	4	3	0	3	0
深夜	244	133	120	92	4	7	1	16	0

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、
通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

オ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

令和2年7月より、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる精神科病院に対して、感染症リスクから守ること、受入による負担を補填することを目的に協力費を支出しました。

<支援内容>

受入協力料 9,500円(13病院)

市内の精神科病院において、本市の行政措置等による新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れた日数に応じた協力料

病床確保料 5,000円(2病院)

市内の精神科病院において、新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れるための専用病床の空床数に応じた確保料

	受入協力日数(日)	病床確保数(床)
第1四半期	25	530
第2四半期	34	524
第3四半期	17	552
第4四半期	4	536
合計	80	2,142

(2) 二次救急

相談件数(市民)	3,914 件
うち病院紹介件数等	242 件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
令和3年度	122	121	51

横浜市こころの健康相談センター所報
第20号
(令和3年度)

横浜市こころの健康相談センター
(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第20号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として21年目の活動に入りました。ここに、令和3年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第20号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和3年度はコロナ禍においても、各事業とも精神保健福祉に関わる普及啓発や支援者のスキルアップがとどまることのないよう、感染対策に配慮しつつ実施してまいりました。ハイブリッドやオンラインでの研修や講演会、会議の実施など新たな手法も定着しつつあることを実感した1年でもあります。

こころの健康づくり推進事業では、センター主催の研修を集合研修とオンライン研修を並行して開催しました。また、災害時こころのケア（PFA）研修では、期間限定でYouTubeによるオンライン研修を実施し、160名の参加がありました。

自殺対策事業では、様々な社会課題解決に向けた啓発活動を絵本の形で展開している市内企業と公民連携事業を通じて、自殺対策啓発冊子「TALKの原則～生きるのがつらそうな友だちのために、あなたにできること。」を作成しました。この冊子を、各区役所での啓発のほか、希望があった市立高校に対し、生徒や教職員の皆さまに配布したほか、自殺対策学校出前講座でも活用しました。また、自死遺族の集い「そよ風」や自死遺族ホットラインの活動に加えて、自殺対策強化月間では、交通広告や自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、市広報番組やラジオによるゲートキーパーの周知を行いました。

依存症対策事業では、総合的な依存症対策の推進に向け「横浜市依存症対策地域支援計画」を10月に策定しました。今後は、基本理念の「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」に沿って、取組を進めてまいります。

令和2年度から開催している依存症関連機関連携会議では、身近な支援者等が活用可能なガイドラインの作成に向けて、関係機関に調査等を実施しました。このほか、依存症リカバリースタッフ研修や依存症対応研修、依存症の家族セミナーや講演会を開催しました。また、依存症の普及啓発を目的に、インターネット広告やTwitter・LINE等を活用し、依存症に関する情報配信を行いました。

引き続き、377万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症流行の終息を切に願い、巻頭言とさせていただきます。

令和4年7月吉日

横浜市健康福祉局 担当理事
こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 20 号の発行に際して

ページ

第 1	横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1	沿革	
2	所在地	
3	組織	
4	令和 3 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2	事業概要	9
1	技術援助	10
(1)	区福祉保健センターへの技術援助	
(2)	その他の機関への技術援助	
2	精神保健福祉相談	12
(1)	電話相談等	
(2)	面接相談	
3	人材育成	15
(1)	センター主催研修	
(2)	他機関主催研修への講師派遣	
(3)	実習生等受け入れ	
4	普及啓発	20
(1)	広報印刷物の発行・配布	
(2)	市民を対象とした講演会	
(3)	その他	
5	調査研究・学会発表	22
(1)	学会発表等	
(2)	執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	23
(1)	精神医療審査会の開催	
(2)	審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	24
(1)	意見聴取の実施	
(2)	自立支援医療（精神通院医療）の認定	
(3)	精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	25
(1)	会議等	
(2)	普及啓発	
(3)	未遂者再発防止事業	
(4)	インターネットを活用した相談事業	
(5)	遺族支援関係	
(6)	人材育成関係	
(7)	統計関係	
(8)	その他	
9	依存症対策事業	29
(1)	依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
(2)	依存症回復プログラムの実施	
(3)	人材育成	
(4)	普及啓発	
(5)	横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
(6)	横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
(7)	団体支援	
(8)	関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	35
(1)	事業の概要	
(2)	経過	
(3)	計画の内容	
(4)	実績	
11	こころの健康づくり推進事業	37
(1)	こころの電話相談連絡会	
(2)	災害時こころのケアに関する事業	

12	その他	38
	(1) 精神障害者入院医療援護金の助成	
	資料編	39
1	横浜市こころの健康相談センター条例	40
2	横浜市こころの健康相談センター規則	41
3	精神保健福祉センター運営要領	45
4	調査・研究	
	【第 117 回日本精神神経学会学術総会】	48
	・ コロナ禍における横浜市の自殺対策	
	・ 浜松市におけるグリーンサポートの取り組み	
	【2021 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	50
	・ ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修 の効果～対面式研修との比較から～	
	【第 56 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】	54
	・ 薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究 （Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安 心して地域で生活できるように～	
	・ 精神保健福祉業務で活用できる医療的視点～精神科救急の現場で遭遇する事例を もとに～	
	・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状に ついて～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～	
	【第 173 回神奈川県精神医学会】	58
	・ 横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について	

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿革
- 2 所在地
- 3 組織
- 4 令和3年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される。

2 所在地 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

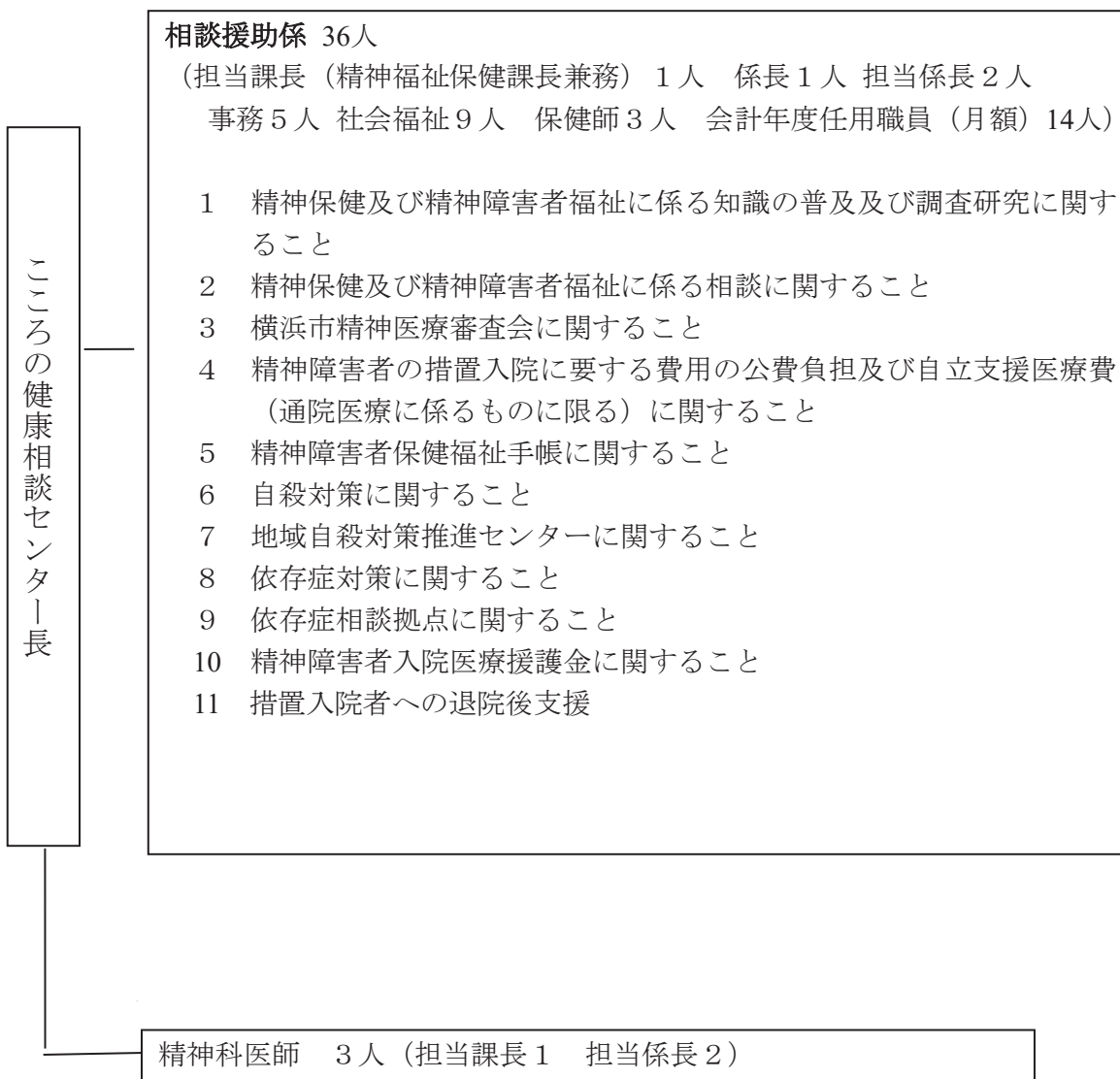
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～ 横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～ 横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～ 横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～ 横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～ 現在地

3 組織 (令和4年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和3年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度には横浜市自殺対策計画を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行っています。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（金沢区、港北区、緑区※） ※書面開催
- ・北部ブロック会議
- ・西部ブロック会議
- ・中央ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

地域支援機関等からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助 (件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	39	12	8	1	1	0	61

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容 (件)

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	1	3	22	2	4	0	1	0	28	61

表1-3 会議を通じた技術援助
こころの健康相談センター主催

会議名	回数
電話相談連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会 (書面開催)	1
自殺対策ネットワーク協議会 (書面開催)	1
依存症関連機関連携会議(アルコール健康 障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル 等依存症関連)	5

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	15	病院、クリニック
市内行政機関	214	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	7	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	65	介護老人保健施設、障害者支援施設、社会福祉施設等
合計	301	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	0	1	50	1	14	0	0	0	235	301

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	70
依存症個別相談 ※2	899
措置入院者退院後支援	2,479
こころの電話相談 ※3	7430
その他	151

※1…自死遺族ホットライン（電話相談）

実施日：月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00～15:00まで

内 容：身近な人や大切な人を自死（自殺）で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談（電話・来所面接） ※来所面接は予約制

実施日：月曜から金曜（祝日を除く） 8:45～17:00まで

内 容：専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日：平日夜間（17:00～21:30 受付）、土日・祝日（8:45～21:30 受付）

内 容：専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表 2-1 ～表 2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	148
措置入院者退院後支援	213
その他	31

イ 相談状況 表 2-6 ～表 2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		70										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		37	27	6								70
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	0	5	9	4	16	3	2	0	31	70
故人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない				計	
		27	10	4	13	9	5	2				70

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		899									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計
		2	79	122	126	158	149	56	68	139	899
主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
	アルコール							108	190	15	313
	薬物							88	77	12	177
	ギャンブル							51	85	11	147
	その他（ネット・ゲーム含む）							85	165	12	262
小計							332	517	50	899	

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		2,479									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		55	326	394	724	531	285	163	1	2,479	
本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計		
	114	45	9	2	0	2,306	3	0	2,479		

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,430										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		6,178	206	1,046								7,430
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	112	352	705	1,250	2,205	894	611	64	1,237	7,430
本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他				計
	6,216	146	47	18	33	1	928	41				7,430

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること	4		1	2	12	696	60	775
2 精神科以外（症状、治療）の病気に関すること					19	225	96	340
3 食行動の問題				2		16	3	21
4 ひきこもりについて					1	4	6	11
5 性についての悩み、不安					1	10	11	35
6 自分の性格	1	1			140	1279	446	1,867
7 育児、しつけ				1	4	11	19	35
8 学校関係（いじめ、不登校）				1	6	8	17	32
9 家族関係	5			2	120	395	323	845
10 近隣知人の問題					17	84	59	160
11 職場人間関係					25	64	48	137
12 その他の対人関係	1			2	33	170	83	289
13 非行、反社会的行動					1	2	6	9
14 仕事、働くことについて					48	248	151	447
15 経済的問題					4	40	24	68
16 病院、社会資源等の情報	3		2	1	7	89	69	171
17 公的制度の情報						19	2	21
18 話がしたい			3		5	468	88	564
19 内容不明			1			121	156	278
20 当センターの利用について						67	96	163
21 その他			1		22	164	988	1,175
計	13	1	9	11	465	4,180	2,751	7,430

表2-5① その他（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数										計
		151										151
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		83	19	49							151	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	10	8	4	11	5	9	3	101	151	
	本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計		
		88	18	10	4	2	10	17	2	151		

表2-5② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	16	6	0	0	6	78	8	0	1	36	151

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		148										148
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計	
		0	6	25	40	32	34	6	4	1	148	
	主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール							29	15	0	44
		薬物							20	8	0	28
		ギャンブル							20	12	1	33
		その他（ネット・ゲーム含む）							20	22	1	43
	小計							89	57	2	148	

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談者の状況	相談件数（延数）	213										計
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	6	29	42	62	35	30	9	0	213	
	対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計		
173		0	5	0	2	33	0	0	213			

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		31										31
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		15	16	0							31	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	0	2	0	0	0	26	0	3	31	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	計			
		29	0	0	0	0	2	0	31			

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	0	26	0	0	0	3	1	0	0	1	31

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や書面開催等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催・共催研修（委託研修も含む）

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
4月	精神保健福祉業務 新任者研修 (精神保健福祉課共催)	新任者を対象とした業務研修 (精神保健福祉業務マニュアル、医療観察法、自立支援医療、精神保健福祉手帳、関係機関への支援について等)	当センター職員 精神保健福祉課職員 区職員	26人
5月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Aコース～ (ハイブリット開催)	精神保健福祉の基礎について 学ぶ	当センター医師	62人
6月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Bコース～ (ハイブリット開催)	精神保健福祉の基礎について 学ぶ	当センター医師	70人
8月	自殺対策基礎研修	自殺対策に関する基礎知識	当センター医師 龍の会(自死遺族の会) 南部 節子 氏 公益財団法人復康会 沼津中央病院 日野 耕介 氏	131人
	学校出前講座 (オンライン配信)	思春期のころ	当センター職員 精神科医・南部地域療 育センター所長 礪崎 仁太郎 氏	85人
9月	精神保健福祉研修～疾患 編～ 「トラウマとPTSDの理解 とケア」	精神疾患について学ぶ	東京大学大学院 西 大輔 医師	116人
10月	災害時こころのケア研修 (オンライン研修)	災害時におけるこころのケア について支援者としてPFAを 学ぶ	東北学院大学 東海林 渉 先生	160人

10月	学校出前講座	こどもに安心感を与える話し方・聴き方	当センター職員 シーズグロースコーチング 橋口 奈生 氏	43人
11月	精神保健福祉研修～状態編～ 「意欲の低下、それってうつ??」 (ハイブリット開催)	対象者の状態からアセスメントすることをテーマにして学ぶ	神奈川県立精神医療センター 伊津野 拓司 医師	80人
	依存症 リカバリースタッフ向け 研修 (オンライン開催)	支援者のセルフケアについて学ぶ	駒沢大学 八巻 秀 先生	22人
	かかりつけ医うつ病対応 力向上研修	うつ病の基礎知識、事例検討 (DVD視聴)	当センター医師 日向台病院 長谷川 吉生 氏 東川島診療所 三村 圭美 氏	82人
11月～ 1月	学校出前講座 (録画配信)	8月に開催した出前講座の録画配信	当センター職員 精神科医・南部地域療育センター所長 礒崎 仁太郎 氏	153人
12月	学校出前講座 (録画配信)	若者の生きづらさと自傷行為	当センター職員 神奈川県立精神医療センター 小林 桜児 氏	328人
12月～ 1月	依存症対応研修 基礎編・実践編 (動画配信)	依存症の当事者やその家族への相談支援技術について学ぶ	(体験談提供) ・AA横浜地区メッセージ委員会 AAメンバー 1名 ・一般社団法人ブルースター横浜代表 則井 博文 氏 ・NPO法人横浜ひまわり家族会ピア相談員 佐藤 治美 氏	(視聴回数) 【基礎編】 458回 【実践編】 209回

12月～ 1月	自殺対策基礎研修 (YouTube 配信)	自殺対策に関する基礎知識	当センター医師 龍の会 (自死遺族の会) 南部 節子 氏 公益財団法人復康会 沼津中央病院 日野 耕介 氏	284 人
1月	相談実践研修 (オンライン開催)	ベーシック編「自殺のリスク 因子を理解し、相談者の状況 に合わせた傾聴スキルを学 ぶ」 アドバンス編「自殺のリスク アセスメントを行い、自殺リ スクの高い人への介入・支援 方法を学ぶ」	神奈川県保健福祉大学 保健福祉部 行實 志都子 氏	76 人
	戸塚区 出前講座	器質性精神障害・パーソナリ ティ障害に学ぶ	当センター医師	22 人
1～2月	こころのサポーター養成 研修 (オンライン開催)	地域や職域でメンタルヘルス の問題を抱える人や家族に対 してできる範囲で手助けをす る方法を学ぶ	神奈川県、川崎市、相 模原市と共催で実施	294 人
2月	学校出前講座 (オンライン配信)	折れない心を育てるいのちの 授業～生きづらさを抱えるこ どもたちを支援する先生方へ ～	当センター職員 めぐみ在宅クリニック 小澤 竹俊 氏	135 人
	学校出前講座	TALK の原則冊子製作の経緯、 思い	当センター職員 (株) 協進印刷 竹見 正一 氏	197 人
	学校出前講座	自殺対策基礎知識	当センター職員	80 人
8月 12月 2月	PEEC ※委託により実施	救急医療における精神症状評 価と初期診療病院 (入院前) PEEC スキルトレーニング	救命救急センター医師 等	33 人
3月	PPST ※委託により実施	PEEC スキルをロールプレイ で学ぶ病院前救護の実践トレ ーニング		

3月	学校出前講座	思春期の心を踏まえ自己開示、自己理解を深める	当センター職員 シーズグロースコーチング 橋口 奈生 氏	208人
----	--------	------------------------	------------------------------------	------

※ハイブリット開催は、対面・オンラインにより同時開催したものです。

【eラーニング研修】

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
通年	精神保健福祉基礎講座	統合失調症編（1）	統合失調症の概念や症状について	当センター医師	232人
		統合失調症編（2）	統合失調症の治療と対応方法について	当センター医師	189人
		お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	178人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について①	当センター医師	151人
		お薬編（3）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について②	当センター医師	100人
		お薬編（4）	精神科治療薬・向精神薬の有害事象・副作用	当センター医師	90人
		お薬編（5）	向精神薬の作用機序、神経伝達物質	当センター医師	87人
10月～1月	人権研修	自殺対策研修 ～知ってほしい自殺のこと～ 自死遺族・ゲートキーパー編	龍の会（自死遺族の会） 南部 節子 氏	65人	
3月～	災害時こころのケア	eラーニングにてこころのケアハンドブックの紹介動画を掲載	当センター職員	56人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康、睡眠・休養、飲酒、自殺対策について	当センター医師	54人

9月	こども家庭総合支援拠点研修	自死を防ぐ 福祉保健センター内連携	当センター医師	61人
10月	第13回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修	社会資源(1)～精神保健福祉センターにおける支援	当センター責任職	117人
12月	久里浜医療センター主催 依存症相談対応指導者養成研修 (ゲーム・インターネット依存症)	ネット・ゲーム依存の地域連携と回復支援について	当センター職員	90人
	女性相談員定例会議内部研修	女性相談員研修の事例検討オブザーバー	当センター職員	27人
1月	神奈川県精神障害者ホームヘルパー養成研修	地域の精神保健福祉の現状と精神障害に関する社会資源について	当センター職員	10人
	都筑区人権啓発研修	自死・自死遺族から考える人権問題について	当センター医師	41人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。また、当センターとして、学生のインターンシップをオンラインで受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	8月25日	11人
	9月15日	6人
	9月29日	10人
	10月8日	9人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 31 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令 2 年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和 2 年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ	令和 3 年 3 月
主な相談窓口	令和 2 年 3 月
家族で考えよう！ゲームとのつきあい方 ※健康福祉局精神保健福祉課・教育委員会事務局健康教育・食育課発行	令和 4 年 2 月

(2) 市民を対象とした講演会

市大エクステンション講座（横浜市立大学との共催講演会）

「災害時のメンタルヘルス～こころの健康を保つために・・・With コロナ」

日時：令和3年9月29日(水) 14時～16時

講師：横浜市立大学市民総合医療センター 精神医療センター助教 六本木 和秀氏

参加人数：93人

(3) その他

仕事が忙しい方に対しても取り入れやすい健康情報を定期的に配信している「よこはま企業健康マガジン」（健康福祉局）にコラムを掲載しました。

また、3月の自殺対策強化月間は、市広報番組等で、ゲートキーパーについての啓発を行いました。

実施月	内容
9月	「災害時におけるこころのケア」や「災害時のメンタルヘルス講演会のお知らせ」等
3月	こころの健康に関する記事「身近な人のちょっとした異変に気づいたとき、どんなことが出来るのか？」
	市広報番組 「ぎゅっとヨコハマ」内の特集コーナー 「こころの健康相談センターについてやゲートキーパーについて」
	市広報ラジオ 「YOKOHAMA My Choice！」内のお知らせコーナー 「こころの健康やゲートキーパーについて」

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
第117回日本精神神経学会学術総会	コロナ禍における横浜市の自殺対策	白川
	浜松市におけるグリーフサポートの取り組み	白川 他
2021年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会	ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果 ～対面式研修との比較から～	片山、杉浦、白川 他
第56回横浜市保健・医療・福祉研究発表会	薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究（Voice Bridges Project）への横浜市の協力について ～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～	湯浅、鈴木、石田 坪田 他
	※精神保健福祉業務で活用できる医療的視点 ～精神科救急の現場で遭遇する事例をもとに～	吉田、白木、石山 湯浅、梅津、山内
	※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報における対象者の現状について ～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～	白木、吉田、片山 石山、湯浅、梅津 小西
第173回神奈川県精神医学会	横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について	櫻井、小西、山田 相澤、白川

※精神保健福祉課救急医療係とこころの健康相談センター職員による共同研究になります。

(2) 執筆

書名・発表誌名	内容	執筆者
日本アルコール関連問題学会雑誌 第22巻第2号	横浜市の一般相談機関におけるアルコール関連問題相談の現状と課題	片山、大森、白川
臨床催眠学 21-22	自発的催眠 (Spontaneous Hypnosis) とその臨床的活用	片山
1 小时漫画心理学 ②成癮症（中国語版） 病院・ネットでは教えてくれない「依存症」の本	イラストを活用し、依存症の理解を進める	白川

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

【書面開催】

日時：令和 3 年 10 月 11 日（月）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について
精神医療審査会委員の改選について
質問事項

参加者：医療委員 12 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の可否を審査しました。
(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,757	4,757	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,683	1,683	0	0
措置入院者の定期病状報告	10	7	3	0
計	6,450	6,447	3	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	188	102	93	9
処遇改善請求	49	24	19	5
計	237	126	112	14

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 6 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
34, 191	34, 148 (承認)

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
24, 772	15, 505	【 1 級 】	1, 458
		【 2 級 】	7, 111
		【 3 級 】	6, 859
		【 不承認 】	77

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。

また、自死遺族の集い「そよ風」は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者の縮小、実施時間を短縮するなどの工夫をして開催しています。自殺対策強化月間では、従来の街頭キャンペーンに変え、9月は県の自殺対策カラーである緑のライトアップによる啓発、3月は若年層をターゲットとしてリーフレットや相談先の配布を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会（書面開催）

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議（書面開催）

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四州市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催（1回目：ハイブリッド形式、2回目：書面）

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催（書面）

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しました。

【実績】2回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施方法を変更し、横浜駅6社に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、ちらしの配布、構内アナウンスの実施の協力依頼を行いました。

(イ) 特別相談会

自殺予防週間中の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民情報室で多重債務とこころの健康相談を主とした、自殺予防週間特別相談会（対面相談）を実施しました。令和3年度は弁護士相談と同時開催し、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面と電話相談の日を設け実施しました。

(ウ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(エ) ライトアップ

横浜駅街頭キャンペーンに代えて、市庁舎、横浜三塔、コスモクロック21を県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施したほか、文化観光局の協力を得て、横浜マリンタワーのライトアップも実施しました。

イ 3月の強化月間における取組

(ア) 若年層向け啓発

相談先一覧の二次元バーコードを掲載したマスクケースや若年層向けリーフレット等をセットにし、横浜市立大学と若者サポートステーション（3か所）市内ユースプラザ（4か所）に配布しました。

(イ) デジタル広告・交通広告

デジタル広告を作成し、市民の目につきやすい場所への掲出を行いました。

(ウ) 市内企業が作成したソーシャル絵本「TALKの原則」を監修。区役所をはじめ、市立高校や若者支援機関に配布しました。

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業（委託）

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の

協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に委託により実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、令和 2 年度以降、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しています。

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月 1 回（第 3 金曜日）開催しました。

【実績】12 回開催、延べ 58 人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

エ 自死遺族支援事業担当者連絡会

四州市が事務局となり、自死遺族支援事業を行っている行政担当者及び関係機関職員で情報交換と検討を行いました。

【実績】1 回開催

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施しました。研修内容は録画し、後日 YouTube 配信も行いました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で、オンライン形式で実施しました。

ウ うつ病対応力向上研修（かかりつけ医研修）

平成 20 年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づき、四州市が事務局となり、実施しています。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」を 7 月に

開催し、かかりつけ医研修は、四県市で10月～11月にかけて実施しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和3年度は、8回実施しました（オンライン配信含む）。

(7) 統計関係

令和2年の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

9 依存症対策事業

今まで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団治療回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、依存症対策の推進にむけた「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定しました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいのか考える場として、家族教室を実施しました。また、11月のアルコール関連問題啓発週間に併せ、平日日中の参加が難しい家族及び一般市民を対象に、家族向け夜間セミナーを実施しました。

【実績】

日程	内容	講師
4月23日	薬物依存症と家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会の活動について～	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男 氏
5月20日	ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と回復	神奈川県立精神医療センター 依存症診療科医長 黒澤 文貴 氏
6月25日	依存症と女性の回復 ～インダーの活動について～	女性サポートセンター インダー 施設長 小嶋 洋子 氏
7月16日	ギャンブル等依存症家族の回復とは ～ギャマノンからのメッセージ～	ギャマノン メンバー3名
8月26日	ゲーム依存の理解と対応 ～医療対応が必要な事例を中心に～	横浜市立大学附属病院 児童精神科医長 藤田 純一 氏
9月24日	第1回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜ひまわり家族会 メンバー1名
10月22日	第2回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜ひまわり家族会 メンバー1名
11月26日	【家族向け夜間セミナー】 アルコール依存症治療拠点機関での治療と家族の回復	医療法人誠心会 神奈川病院 精神科医 大石 泰史 氏
12月24日	第3回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜断酒新生会 メンバー1名
1月28日	ギャンブル依存症と家族の回復とは ～全国ギャンブル依存症家族の会の活動について～	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川 メンバー1名
2月25日	第4回クラフト勉強会（※）	こころの健康相談センター職員 横浜断酒新生会 メンバー1名
3月25日	個別的支援の考え方 ～ギャンブル、ゲーム依存など行動嗜癖を中心に～	ワンデーポート 施設長 中村 努 氏

※ クラフト（CRAFT）とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数
表9-1参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

当センター職員が個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースと

して、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、2クール実施しました。

令和3年度からプログラム参加継続や自己中断に対する予防的支援、プログラム終了後の社会資源へのつなぎ強化を目的として、毎回当事者スタッフを導入し、プログラムの進行に協力してもらいました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 カウンセリングルーム ベア 田中 剛 氏 【当事者スタッフ】 下記一覧表参照 【実施期間】 ・月1回クール 6月2日～令和4年2月2日（1月はお休み） ・週1回クール 6月7日～8月2日
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなる	

	週1回クール	月1回クール
第1回	広瀬 儀和 氏 （横浜断酒新生会 副会長）	AAメンバー （AA横浜地区メッセージ委員会）
第2回		
第3回	山田 貴志 氏 （横浜ダルク・ケア・センター代表）	五十畑 修 氏 （日本ダルク神奈川 代表）
第4回		
第5回	則井 博文 氏 （ブルースター横浜 代表）	GAメンバー （GA横浜ベイサイドグループ）
第6回		
第7回	栗花 岩人 氏 （市民の会寿アルク）	久保井 尚美 氏 （RDP横浜）
第8回		

イ 対象別参加者数

表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう、情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、広報での周知、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け公開セミナー

専門医療機関の医師を講師に迎え、市民に対しギャンブル等依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。

(イ) 公共交通広告

- ・内容：ギャンブル等依存症の相談窓口等を案内する啓発動画広告を、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈川中央交通バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄、横浜市営バスに掲載しました。
- ・掲示期間：令和3年5月3日～6月13日

(ウ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま5月号の特集記事に、ギャンブル等依存症のチェックリストなどの記事を掲載しました。

(エ) 本市Twitterを活用した情報発信

広報よこはま5月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

市民に対しアルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし、夜間セミナーとして実施しました。

(イ) 公共交通広告

- ・内容：アルコール依存症の相談窓口等を案内する啓発動画広告を、JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈川中央交通バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄、横浜市営バスに掲載しました。
- ・掲示期間：令和3年11月1日～12月9日

(ウ) 広報よこはま特集記事の掲載

広報よこはま11月号の特集記事に、アルコール依存症の相談窓口の案内、家族向け夜間セミナーを周知しました。

(エ) 本市Twitterを活用した情報発信

広報よこはま11月号の記事及び本市ホームページの依存症個別相談（来所・電話）URLの情報を発信しました。

(5) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会

本市の依存症対策について、有識者からの意見を受け検討を進めるために、依存症対策検討部会を3回開催しました。依存症対策の推進に向け課題を検討するとともに、今後、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人、家族への支援に着目した「横浜市依存症対策・地域支援計画」を

令和3年10月に策定しました。

【実績】

第1回：令和3年7月9日（金）

第2回：令和3年11月19日（金）

第3回：令和4年3月16日（水）

(6) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催することとなりました。今年度の連携会議では、現場のご意見を丁寧に伺いながら支援者向けガイドライン作成に向けた検討を進めるため、依存対象ごとに限定せず、全体会のほかテーマ別、事例検討会を開催しました。

ア 開催内容

実施回	依存対象	日程	開催方法	議題
第1回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	6月24日	集合形式及び WEB形式の併用	依存症支援のためのガイドラインの検討の進め方
第2回	アルコール健康障害関連	10月27日	集合形式及び	事例検討会
第3回	薬物依存症関連	11月1日	WEB形式の併用	
第4回	ギャンブル等依存症関連	11月5日		
第5回	アルコール健康障害関連 薬物依存症関連 ギャンブル等依存症関連	12月14日	集合形式及び WEB形式の併用	支援者向けガイドラインの構成等について

(7) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。

また依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援する、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金を8団体16事業に交付しました。

(8) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
地方独立行政法人神奈川県立病院 機構神奈川県立精神医療センター	依存症治療拠点機関等連携会議（オンライン開催）	6月8日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（書面開催）	10月21日
北部ブロック（緑区・港北区・都 筑区・青葉区）	北部ブロック会議（集合開催）	11月9日
横浜保護観察所	令和3年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（集合開催）	1月11日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同 全国会議（オンライン開催）	1月28日

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護観察対象者のコホート調査」に関する 研究班報告会・神奈川の会（オンライン開催） ・厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋 根班合同研究成果報告会（オンライン開催） 	4月25日・ 9月3日 3月11日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会 議（書面開催）	3月16日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9 - 1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	54	60
薬物	15	43
ギャンブル	39	55
ネット・ゲーム	30	35
その他	4	7
合計	142	200

表 9 - 2

WAI-Y参加者数

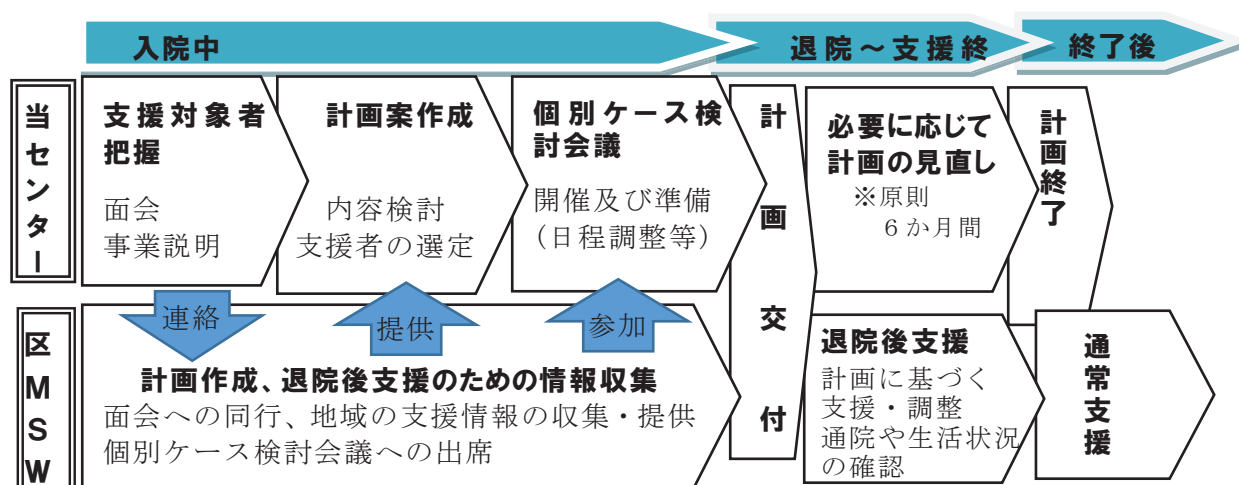
	実人数	延人数
アルコール	7	33
薬物	5	14
ギャンブル	3	9
ネット・ゲーム	0	0
その他	0	0
合計	15	56

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市で措置入院した方が県外に帰住する場合には、本人に相談先を案内するとともに、本人同意に基づいて帰住先保健所に引継ぎを開始しました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



退院へ向けた必要な支援の実施

(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎのモデル実施
令和 3 年	県外帰住者情報引継ぎの事業開始

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・ 計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・ 計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・ 退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画 作成の意向確 認をできた件 数	計画作成申込 有	計画作成申込 無	申込率
	213	115	

イ 計画作成

年度中に計画作 成した件数
95

11 こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関する相談窓口のリーフレットを市民利用施設へ配布した他、保健事業課のよこはま企業健康マガジンに寄稿し、こころの健康についての情報発信を行いました。また、こころのサポーター養成研修（国モデル事業）を神奈川県、川崎市、相模原市と共催し、開催しました。

こころの電話相談では、区役所が閉庁している夜間や休日に市民からの相談を受けました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】11月12日

【参加者】15人

【実施内容】「こころの電話相談における匿名性について～支援の有効性と限界～」をテーマに、参加機関とワークショップ形式で意見交換を行いました。

(2) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的とした「こころのケアハンドブック（令和2年度改定）」をもとに、区福祉保健センター職員向けにEラーニングを実施しました。また、市民向けに「災害・事件・事故時におけるこころのケア」動画を作成し、SNSを活用し啓発を実施しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,454人	16,383件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	40
2 横浜市こころの健康相談センター規則	41
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	45
4 調査・研究	
【第 117 回日本精神神経学会学術総会】	48
・ コロナ禍における横浜市の自殺対策	
・ 浜松市におけるグリーフサポートの取り組み	
【2021 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	50
・ ウェブ形式による SAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修 の効果～対面式研修との比較から～	
【第 56 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】	54
・ 薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究 （Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安 心して地域で生活できるように～	
・ 精神保健福祉業務で活用できる医療的視点～精神科救急の現場で遭遇する事例を もとに～	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状に ついて～思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える～	
【第 173 回神奈川県精神医学会】	58
・ 横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について	

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和4年4月1日規則第20号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費（通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件200,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改・令和4年規則20・一部改正)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月規則第59号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月規則第39号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 3 月規則第28号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月規則第38号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 3 月規則第22号)
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月規則第34号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知

最終改正

障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県、精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

4 調査・研究

【第 117 回日本精神神経学会学術総会】

コロナ禍における横浜市の自殺対策

Suicide Prevention Programs in Yokohama City during the Covid-19 Pandemic

横浜市こころの健康相談センター 白川教人

令和 2 年 2 月に新型コロナウィルス感染症が流行し始め、横浜市の自殺対策にも多大な影響が出始めた。例えば、集合形式の普及啓発のための講演会、ゲートキーパー育成のための自殺対策基礎研修等や自死遺族の分かち合いの会「そよ風」も中止を余儀なくされた。流行は治まるところを知らず長期戦となった。その中で、創意工夫をしながら様々な自殺対策事業を実施したので今回はその内容を報告する。

まず、例年夏に行っていたゲートキーパー研修を変更した。人が集まらなくても研修をできるように例年の研修内容をコンパクトにし、1. ゲートキーパー育成のナレーション入りパワーポイント、2. 自死遺族の南部節子氏の講演記録とご本人の解説入り映像、3. 自死遺族の現状を理解するためのナレーション入りパワーポイントを DVD 化しそれを貸し出し自己学習する形にした。

次に、例年は 9 月の九都県市自殺対策強化月間には、人が参加する様々な普及啓発キャンペーンを実施してきた。特に 9 月 10 日の世界自殺予防デーに横浜駅への乗り入れ鉄道路線 6 社の駅長を筆頭に実施する駅構内の街頭キャンペーンを行ってきたが、今年は、人を出しての自殺対策リーフレット・グッズ配布は中止とした。代って横浜駅を中心に自殺予防週間のポスター掲示やリーフレット配架、駅構内アナウンスを 10 日から 1 週間実施した。

また新たに、神奈川県と連携して横浜 3 塔（神奈川県庁・横浜税関・横浜市開港記念会館）、コスモクロック 21、鶴見つばさ橋を神奈川県の自殺対策カラーのグリーンで 9 月 10 日から 1 週間ライトアップし、自殺予防週間を周知した。更に、願いの塔横浜マリントワーとのタイアップ企画として、文化観光局と連携して「あなたの願いは光になる。願いの塔 横浜マリントワー」の特設ウェブサイト上で、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた市民からの願いを集め、願いの数に応じて光り方が変化する参加型のライトアップを実施したことや自死遺族の集い再開時の工夫などである。

シンポジスト抄録

浜松市におけるグリーフサポートの取り組み

Grief support programs in hamamatsu city

○二宮 貴至¹， 白川 教人²

¹浜松市精神保健福祉センター， ²横浜市健康福祉局 こころの健康相談センター

新型コロナウイルスの世界的流行により、私達はさまざまな喪失を経験し続けている。特に、COVID-19による家族との死別は、死にむかう家族に寄り添うことができず、通常の葬儀が執り行えないなど、喪の作業自体の喪失も重なることで、悲嘆反応を複雑化させる。一方、悲嘆は喪失に対する正常な反応であり、誰もが経験することから相談や医療の場につながりにくく、心理面や生活面で多くの困難を抱えるケースにおいては、深刻なメンタルヘルスのリスクを抱えることもあることから、必要な時に適切な支援が受けられる体制が必要である。浜松市精神保健福祉センターでは平成19年の開所以来、遺族支援の取り組みをすすめている。その端緒は平成18年に成立した自殺対策基本法であり、自殺総合対策大綱において自死遺族支援の具体的内容が示されたことで、浜松市も平成19年から自死遺族相談を開始し、平成20年からは自死遺族の自助グループとなる浜松わかちあいの会を立ち上げた（相談開始から令和元年までの相談件数614件、実人数80人、そのうち医師による診察118回）。また、同時期、浜松地域で厚生労働省のすすめる「緩和ケア普及のための地域プロジェクト（OPTIM）」が展開されており、がん遺族支援の必要性から平成21年にがん遺族相談とがん遺族会を開始した（相談開始から令和元年までの相談件数515件、実人数52人、医師による診察76回）。遺族支援においてはトラウマや複雑性悲嘆、抑うつ状態などのアセスメントが重要であり、平成29年度からは年3回、定期的に外部講師を招いてグリーフケアの事例検討会「グリーフスーパーバイズ」を実施し、専門性を高めつつ、亡くなった原因を限定しない「突然身近な人を失った方のための相談」も開始し、現在 COVID-19 による死別にも対応している。本シンポジウムではこれら浜松市の遺族支援の現状と課題を事例をふまえて振り返り、行政機関においてグリーフサポートを行う意義について考察したい。

ウェブ形式によるSAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果
～対面式研修との比較から～

ウェブ形式によるSAT-G（島根ギャンブル障がいトレーニング）プログラム研修の効果
～対面式研修との比較から～

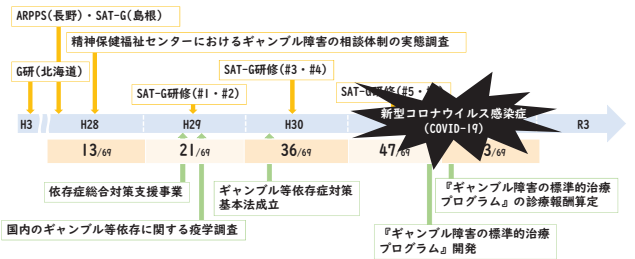
片山宗紀¹⁾ 小原圭司²⁾ 佐藤寛志²⁾ 杉浦寛奈¹⁾ 田辺等³⁾ 白川教人¹⁾
 1) 横浜市の健康相談センター
 2) 島根県立心と体の相談センター
 3) 北星学園大学

SAT-Gプログラムとは

- SMARPPを参考に開発された、ギャンブル障害に特化した認知行動療法プログラム
- ワークブックを用いた、全5回の構成
- 平成29年度より、全国の精神保健福祉センターにおけるギャンブル障害の支援技術向上のため、SAT-Gプログラム研修を開始
- H29・H30はAMED松下班として、R1～R3は厚労科研松下班の分担研究として実施
- 研修を受講することで、当該センターでSAT-Gを使用することが可能となる



精神保健福祉センター（MHWC）におけるギャンブル障害支援と本研修の位置づけ



COVID-19前後での研修の変化

		日時	場所	参加者数
H29	第1回	平成29年12月4日	神奈川県横浜市	33
	第2回	平成30年1月19日	福岡県福岡市	41
	第3回	平成30年10月2日	東京都品川区	26
H30	第4回	平成30年11月2日	福岡県福岡市	86
	第5回	令和元年11月1日	東京都品川区	19
R1	第6回	令和元年12月6日	大阪府大阪市	109
	COVID-19			
R2	第7回	令和2年8月4日	リモート	26
	第8回	令和2年12月1日	リモート	15
	第9回	令和3年1月12日	リモート	50
R3	第10回	令和3年2月9日	リモート	34
	第11回	令和3年8月20日	リモート	167
	第12回	令和3年9月7日	リモート	126
	第13回	令和4年1月11日	リモート	-

※第12回研修はSAT-Gライトという簡易版プログラムの研修

本研究の目的

- 対面式研修との比較から、ウェブ形式の研修の効果を検討する
- 量的側面、質的側面からウェブ形式の研修の特徴を分析し、そのメリットデメリットを明らかにする
- COVID-19を始めた感染流行時におけるギャンブル障害支援研修の最適な形を検討する

方法（量的解析）

- 両研修の参加者の傾向の比較
- 両形式の研修参加者の参加アンケートのデータを解析
- GGPPQ（ギャンブル問題およびギャンブル障がいに対する支援者の態度を測定する質問紙）データについて
 - ① 傾向スコアマッチング（PSM：one-to-one matching）による純粋な効果の差の検討
 - ② 差の非劣性検定による、研修全体の効果の差の検討
- 事前事後で実施したクイズおよび自己評価に関する質問の解析
 基本統計量の確認、ウィルコクソンの符号順位検定による有意差検定／効果量比較

R(ver4.0.2を使用)

方法（質的解析）

- 統計情報では得られない、ウェブ研修のメリットデメリットを整理
- 共同研究者で過去の研修についてのディスカッションを実施
- 講師(小原・佐藤)および事務局(白川・片山)の視点からのメリット、デメリットをそれぞれピックアップし、カテゴリー化

対象者

	場所	参加者数	合計
第1回	神奈川県横浜市	33	314名
第2回	福岡県福岡市	41	
第3回	東京都品川区	26	
第4回	福岡県福岡市	86	
第5回	東京都品川区	19	
第6回	大阪府大阪市	109	
第7回	ウェブ	26	292名
第8回	ウェブ	15	
第9回	ウェブ	50	
第10回	ウェブ	34	
第11回	ウェブ	167	
第12回	ウェブ	126	
第13回	ウェブ	-	

解析対象

- 所属データの解析(全研修参加者)
対面式：314名
ウェブ：292名
- 個人データの解析(アンケート回答者)
対面式：264名(84.1%)
ウェブ：198名(67.8%)

※ 第12回は研修内容が違うため解析対象から除外

結果① 対象者の属性

資格	対面式	ウェブ	所属※	対面式	ウェブ
医師	24(9.1%)	16(8.1%)	都道府県数	39(6.5)	28(5.6)
社会福祉士	19(7.2%)	26(13.1%)	MHWC	153(25.5)	172(34.4)
精神保健福祉士	75(28.4%)	54(27.3%)	医療機関	51(8.5)	67(13.4)
保健師	53(20.1%)	52(26.3%)	行政機関	74(12.3)	51(10.2)
看護師	14(5.3%)	38(19.2%)	その他	37(6.2)	5(1)
心理師/士	42(15.9%)	51(25.8%)	※：括弧内は研修1回あたりの数		
作業療法士	9(3.4%)	6(3.0%)	ウェブ形式では1回の研修あたりの精神保健福祉センター参加者数が多かった		
その他	6(2.3%)	7(3.5%)			
なし	29(11.0%)	11(5.6%)			

結果② PSM解析

- ロジスティック回帰分析にて、研修前のGGPPQスコアが両研修形式で有意に差があることを確認 (p<.001)

	マッチング前 (264:198)		マッチング後 (178:178)	
	pre	post	pre	post
対面	68.1	89.9	67.9	89.5
ウェブ	70.0	86.6	68.0	85.4
平均因果効果			4.0899	
標準誤差			1.1147	
p値			<.001	

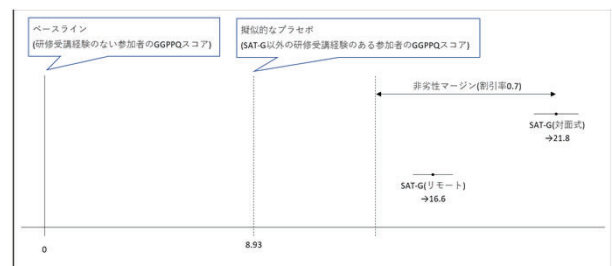
⇒対面式研修はウェブ形式よりも研修効果が4.09ポイント高い(p<.001)

結果③ 非劣性検定

- 両研修形式について、事後(post)から事前(pre)のGGPPQスコアを引き、差の平均及び95%信頼区間下限(S)を算出
- (RCTなど効果の指標がないため)他の研修を受講したことのある人とならない人のpreのGGPPQスコアの差(P)をSAT-G研修の最低効果、割引率(ε)として非劣性マージン(Δ)を設定: Δ=ε(S-P)=7.68

	N	差の平均 (post-pre)	SD	下側95CI	上側95CI	p value
対面	264	21.8	15.8	19.9	23.7	.03521
ウェブ	198	16.6	12.3	14.9	18.3	

⇒保持率30%にてウェブ研修の非劣性を確認(p=.03521)



結果④ クイズ・自己評価の解析

項目	形式	N	pre	post	p value	effect size(d)
クイズの平均正答数 (全6問)	対面	264	4.3	5.4	<.001	1.43
	ウェブ	198	4.3	5.6	<.001	1.41
自己評価1:知識の有無 (5段階)	対面	264	3.0	4.0	<.001	1.07
	ウェブ	198	2.7	3.8	<.001	1.26
自己評価2:相談技術 (5段階)	対面	264	2.9	4.0	<.001	1.21
	ウェブ	198	2.7	3.9	<.001	1.45

⇒対面式、ウェブともに有意な研修効果を確認。効果量も同程度であった

結果⑤ 実施者から見たウェブ研修のメリット

- 参加者、講師ともに移動の負担が少ない
→時間的効率性、経済性が高い
- 定員を設ける必要がなく、会場の制約が少ない
→各センターが自由に定員を設定できるため、地域のニーズに応じた研修受講が可能
- 予算を確保していないセンターでも研修に参加できる
→自治体では年度当初の予算があるため、対面式の場合は参加に制約が生じるが、ウェブの場合は予算が不要。結果的に大人数が参加できる
- 少人数での研修運営が可能

結果⑥ 実施者から見たウェブ研修のデメリット

- 円滑な研修を実施するために、講師側の環境整備コストが高い
→安定した通信回線、ZOOM有料アカウント、グラフィックボードを搭載したPCやミキサーなどの機器が必要
- ウェブ環境での実施に慣れが必要
→講師が操作方法に習熟している必要があるほか、参加者も音声・映像トラブルが起きやすい
- 講師から参加者の様子が見えづらい
→反応が観察できないため、研修内容の微調整が難しい
- ロールプレイなどの演習に工夫が必要
- ウェブ形式ではアンケート回答率が下がりやすい

考察①

- SAT-G研修は、ウェブ、対面式共に、SAT-G以外の研修と比較して有意に研修効果があり、ウェブ形式においても対面式と比較しての統計学的非劣性がある
- 対面式の場合、各センターの予算の都合上経験の浅い参加者が集まりやすいが、ウェブの場合は予算上の制約がないため、比較的経験年数が長く、参加の優先順位の低い職員も復習的な意味合いで参加しているという参加者の属性の違いがある
- 参加者の属性の差は、研修ごとに最適な参加者が受講していたと解釈することが可能であり、両研修形式が異なったニーズに対応していると考えられる

考察②

- ウェブ形式は時間的効率性、経済性に優れており、比較的大規模な研修が低コストで実施できるため、基本的な知識を広く普及することを目的とした研修において適したスタイルであると考えられる
- 一方で、ロールプレイや参加者とのインタラクションを重視するスタイルの研修では影響を受けやすい可能性が示唆される

まとめ

- ウェブ形式の研修は、COVID-19を始めとした感染症流行時における代替的な研修の開催方法のみならず、独自の利点があり、研修参加者のニーズ、研修のゴールに即して最適な形が選択されることが望ましい
- ギャンプル障がいの相談・支援体制の構築は急務であり、定期的な異動の発生する公的相談機関では参加のハードルの低い研修が定期的に行われていることが極めて重要となる

本研究の限界


- 両研修形態ではそもそも研修参加者の属性に差があるため、非劣性解析は今後のRCTなどを通してより厳密に解析することが求められる
- PSM解析によって確認された平均因果効果4.09ptが臨床上的どのような意義を持つのかは明らかではない

薬物依存症者の地域支援に向けた国立精神・神経医療研究センターの調査研究（Voice Bridges Project）への横浜市の協力について～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～

薬物依存症者の地域支援に向けた 国立精神・神経医療研究センターの調査研究 （Voice Bridges Project）への横浜市の協力について

～薬物依存症者が健康で安心して地域で生活できるように～

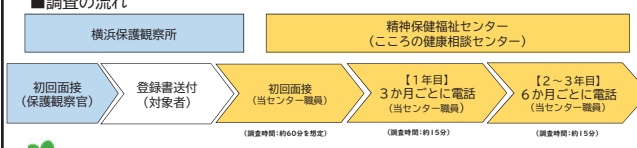
横浜市こころの健康相談センター
湯浅麻衣子 鈴木頼子 石田みどり
坪田美弥子 大森史子 片山宗紀
佐々木祐子 今野友香里 白川教人



令和3年12月


横浜市におけるVoice Bridges Project（声の架け橋プロジェクト）

■調査の流れ




■本市のVBP調査協力への目標

- 保護観察所と精神保健福祉センターが、十分に双方の役割を理解したうえで、VBP調査への協力を依頼できるような体制づくりを目指す。
- 本市では依存症や精神保健に関する支援について、区役所と精神保健福祉センター（こころの健康相談センター）で役割を分けている。そのため、外部からも使い分けしてもらえるような普及啓発・情報提供をする。



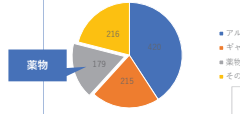
横浜市の薬物依存症者の特徴

- 十分な情報共有がなされないまま特定の地域・エリア（港湾労働者の街として発展を支援してきた地区）に転入してくることが多々あること
- 知的・発達・精神疾患などの障害を併せ持つ
- 幼少期の問題・トラウマが認められる
- 医療的ケアと必要とする高齢者が多いこと
- クロスアディクション

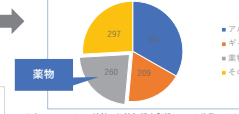


横浜市の依存症相談件数（うち薬物依存に関する相談）

○令和元年度 主たる依存対象（延べ件数）



○令和2年度 主たる依存対象（延べ件数）



	案件数	平均年齢	男：女	覚せい剤	大麻	処方薬	その他	アルコール（重複）	ギャンブル（重複）
令和元年度	コホート n=11	45.8	10:1	7 (63.6)	2 (18.2)	0 (0.0)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
	一般 n=72	36	25:47	25 (34.7)	15 (20.8)	30 (41.7)	23 (31.9)	14 (19.4)	5 (6.9)
令和2年度	コホート n=21	49.8	17:4	11 (52.4)	4 (19.0)	2 (9.5)	11 (52.4)	1 (4.8)	0 (0.0)
	一般 n=78	37.1	24:54	29 (37.2)	16 (20.5)	29 (37.2)	18 (23.1)	10 (12.8)	3 (3.8)


※当センターとして、統計に相談記録を登録している件数のみカウントしています。

横浜市のコホート調査の実施状況

年度	新規登録	保留（連絡中）	登録のみで終了	同意あり	
				うち継続	終了等
令和元年度 (R1.7～R2.3)	12		2	8	2
令和2年度 (R2.4～R3.3)	11		3	8	1
令和3年度 (R3.4～R3.10)	3	1	3	1	3
合計 (R3.10時点)	26	1	8	11	6

VBP調査研究に参加しての感想（印象的な出来事）

- 当事者との関わりにおける変化
- 薬物依存症者への理解の深まり
- 戸惑いや驚き
- 調査協力後の当事者の変化



VBP調査研究に参加しての感想(苦勞したところ)

- コホート調査と依存症相談で感じる相違点
- コロナ禍による面談等への影響
- 連絡が取れない調査協力者への追跡



VBP調査研究に参加したことによる変化

- 刑の一部執行猶予制度の意義と仕組みを理解する機会を得たこと
- 薬物依存症事例との関わりが増加したこと
- VBPが目指すところの理解と精神保健福祉センターとしての役割と認識が深まったこと
- 地域の支援機関等との連携強化につながったこと
(双方のプログラム見学、顔のみえる関係づくりの構築等)



保護観察所等との地域連携の変化・工夫

- リクルート率向上に向けての取り組み
- 家族への支援のつなぎ
- アセスメント等の技術支援



次年度以降の取組について

2022(令和4)年度の該当調査終了後には「Voice Bridges Project」の取り組みが、全国の精神保健福祉センター事業へと移行することが考えられています。

- 刑事施設の中での情報提供
- 保護観察所等との連携強化



【第 56 回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

精神保健福祉業務で活用できる医療的視点 ～精神科救急の現場で遭遇する事例をもとに～

吉田 純^{1,3} 白木 富幸^{1,3} 石山 沙絵³ 湯浅 麻衣子³ 梅津 愛里³ 山内 航²

¹横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係（保健師）

²横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係長（社会福祉職）

³横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター・精神保健福祉課 精神保健検討会

要約)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条における警察官通報は、精神障害による自傷・他害のおそれがある際の通報で精神科三次救急として機能している。この通報対応時に急激な精神症状の悪化の背景に身体疾患が影響していた事例に遭遇したことを契機として、被通報者が速やかに適切な医療を受けられることを目的に、保健師として身体疾患を疑う視点を整理し、身体疾患を疑った場合に確認する項目が分かるツールを作成、検証を行った。本ツールを活用することで救急要請を検討すべき症状や本人の治療歴、現在の症状を確認することとなり、精神科救急のルートに紛れ込む「身体疾患による精神症状」を疑う機会となった。身体科治療優先の判断や、病院移送の調整材料の 1 つとなった一方、本人の情報が乏しい状況下では確認ツールを活用しづらいという課題が挙げられた。本ツールを精神科救急業務に活用し、精神保健福祉業務に保健師の視点（医療的・予防的な視点）を入れた取り組みを続けていく。

【第 56 回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条通報における対象者の現状について
(報告)

思春期青年期の対象者への精神科救急行政の役割を考える

白木 富幸^{1,4} 吉田 純^{1,4} 片山 宗紀² 石山 沙絵⁴ 湯浅 麻衣子⁴ 梅津 愛里⁴ 小西 潤^{3,4}

¹ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 精神保健福祉課 救急医療係 (保健師)

² 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター (心理)

³ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター (医師)

⁴ 横浜市健康福祉局障害福祉保健部 こころの健康相談センター・精神保健福祉課 精神保健検討会

要約)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条における警察官通報 (以下、法 23 条通報) は精神障害による自傷・他害のおそれがある際の通報で、思春期青年期を含めた全年齢の精神科三次救急として機能している。今回、その現状把握のため、横浜市における過去 5 年間の法 23 条通報について分析した結果、思春期青年期の通報は増加傾向で、特に自傷による増加が目立った。15 - 17 歳では、不安障害や発達障害の診断が多く、精神科通院治療の中断から思春期特有の不安や本人の発達面、家族関係の影響が示唆された。15 歳未満では通院治療歴なしが多く、通報の原因を初回エピソードと考えると、法 23 条通報は精神科治療介入の機会と捉えられる。思春期青年期の精神科救急対応が増加しており、若年層の自殺者数増との整合性から本人及び家族や関係機関に対しての継続的な支援介入が重要である。

【第 173 回神奈川県精神医学会】

横浜市の措置入院患者の再通報事例の特徴について

櫻井善啓, 小西潤, 山田康弘, 相澤香織, 白川教人 (横浜市こころの健康相談センター)

2001 年の附属池田小学校事件や 2016 年の相模原事件等の、精神科治療歴のある者によって起こされる犯罪により精神科医療が社会的に注目されてきており、精神保健福祉法第 23 条通報等（以下通報）の件数は近年増加し、今まで以上に措置入院が重要な役割を担うようになってきている。横浜市においても通報件数は増加している。措置入院者の中には、措置入院を繰り返す事例が一定数存在し、複数回通報者は病状が悪いこと等が想定されるが、その特徴は明らかになっていない。そこで、横浜市において、措置入院後に更に通報があった者（以下入院後通報あり）をなかった者（以下入院後通報なし）を比較し、その特徴を明らかにすることを目的とした。

【方法】

横浜市こころの健康相談センターの 2018 年度から 2020 年度の 3 年間ににおける通報 2728 件から入院後通報ありと入院後通報なしを抽出し、性別、年代、診断について比較した。

【結果】

性別については、入院後通報ありと入院後通報なしで有意な差はみられなかった。年代については、入院後通報ありにおいて 10 代、30 代の割合が高く（10 代： $p=0.01$ 、30 代： $p=0.01$ ）、60 代の割合が低かった（ $p=0.03$ ）。診断については、入院後通報ありにおいて F6 の割合が高く（ $p=0.01$ ）、F0、F3 の割合が低かった（F0： $p=0.02$ 、F3： $p=0.05$ ）。

【考察】

措置入院後に再び通報があるかどうかに関して、年代については 10 代 30 代は更に通報される可能性が高く、60 代は通報がある可能性が低いことが示唆された。診断については、F6 は措置入院後に更に通報される可能性が高く、F0、F3 は通報がある可能性が低いことが示唆された。年代や診断に応じて異なる支援が必要と考えられた。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 20 号（令和 3 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 4 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- （2）出席委員及び欠席委員の氏名
- （3）議事日程等
- （4）議案に関する議事及び議決の状況
- （5）議案及び関係資料
- （6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。